

【令和 2 年11月 13 日現在】

宗像市文化財保存活用地域計画
(案)

宗像市

目次

序章

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置付け
3. 関連計画
4. 計画期間
5. 計画の対象
6. 計画策定の体制及び経過

第1章 宗像市の概要

1. 自然・地理環境
2. 社会環境
3. 歴史環境

第2章 宗像市の歴史文化遺産

1. 歴史文化遺産に関する調査研究と資料の整理
2. 現地調査
3. 宗像市の歴史文化遺産
4. 文化財保護法等による指定・登録文化財
5. 世界文化遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」

第3章 宗像市の歴史文化

1. 歴史文化とは
2. 宗像市の歴史文化
3. 宗像市の維持向上すべき歴史的風致

第4章 関連文化財群と文化財保存活用区域

1. 関連文化財群とは
2. 宗像市の関連文化財群
3. 文化財保存活用区域とは
4. 宗像市の文化財保存活用区域

第5章 歴史文化遺産の保存と活用に関する現状と課題

1. 調査研究に関する現状と課題
2. 保存に関する現状と課題

3. 活用に関する現状と課題
4. 推進体制に関する現状と課題
5. 関連文化財群に関する現状と課題
6. 文化財保存活用区域に関する現状と課題

第6章 歴史文化財の保存と活用に関する方針と措置

1. 目指す将来像
2. 基本方針
3. 歴史文化遺産の保存と活用に関する措置
4. 関連文化財群に関する措置
5. 歴史文化財保存活用区域に関する措置

第7章 計画の進捗管理と評価の方法

1. 進捗管理と評価の方法
2. 計画
3. 実施
4. 評価
5. 改善

資料編

1. 歴史文化財リスト
2. 市民アンケート

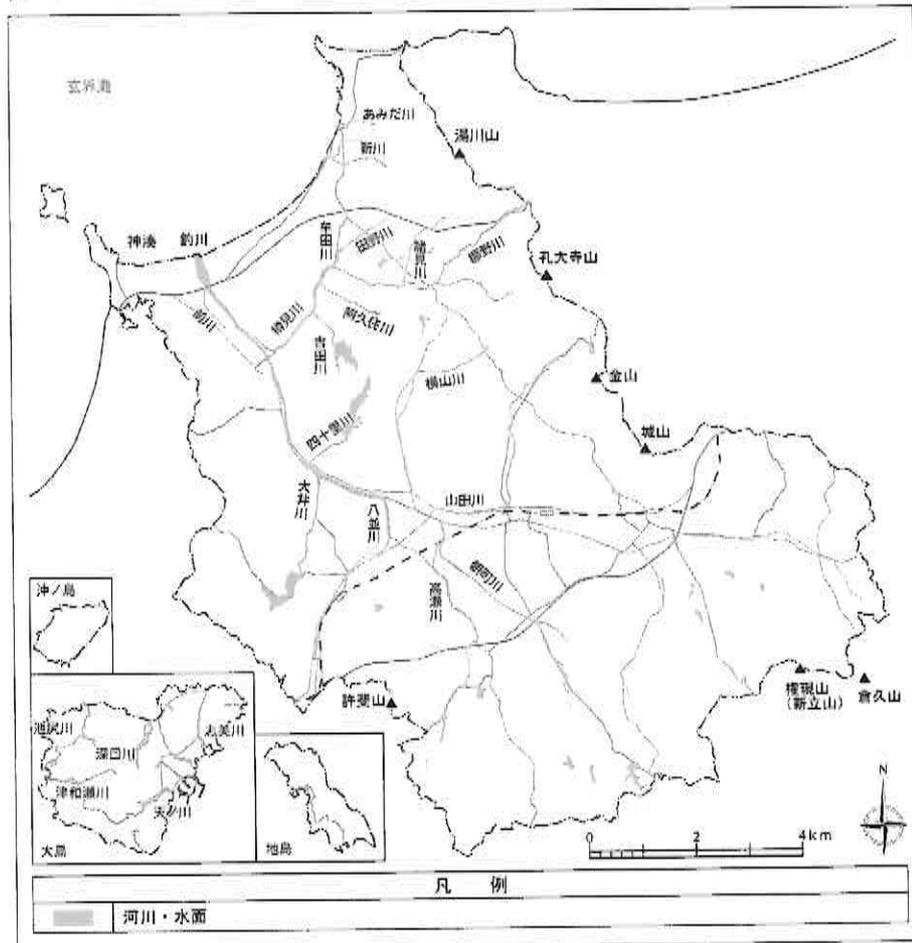
(2) 地勢

北が玄界灘に開け、その他の三方を標高 200～400m 前後の山地や丘陵に囲まれた盆地のような地形をしています。また、離島は、山地が多く平坦地は少なくなっています。地形の割合は山地・丘陵 56%、(上位・下位) 段丘 16.7%、洪積低地 20.8%、微高地 0.4%、旧河道 0.3%、砂丘 3.6%、水域 2.7% です。

1) 水系

離島を除いて宗像市吉留の倉久山(標高 223.9m)を水源とする独立河川の釣川流域で構成されています。周囲の山地や丘陵に降った雨は高瀬川・朝町川・八並川・大井川・山田川・横山川・四十里川・樽見川・阿久住川・吉田川の支流を流れ釣川で合流し、江口地区の浜で玄海灘に注いでいます。流域面積は 101.5 km²、幹線流路延長 16.3 km の 2 級河川です。釣川は流域面積が狭く長さも短いことから、水を確保するため、市内には多数の井堰やため池が設けられています。

図 水系



2) 地形・地質

山地から沿岸、離島に至るまで地形の変化に富み、市域の一部では、地質との関係がよく表れた地形が見られます。

○山地

市東部には、本市で最も標高が高い孔犬寺山（498.8m）があり、その南北に湯川山（471.3m）・釜山（317.3m）・城山（369.2m）が連なっています。これらの山は関門層群と北崎トータル岩によって形成され、頂部が急で麓が緩やかな姿をしています。市民は4つの山が連なる美しい山並みに愛着や親しみを込め「四塚」と呼んでいます。

○丘陵

市内周囲を囲む山地と釣川沿いに発達する沖積平野の間には標高数十 m 程度の丘陵が広がっています。市内の多くの住宅地はこの地形を利用して造成されました。ここでは、沖積層や南部の山地のみに分布する三郡変成岩や脇野亜層群を除くすべての地層と岩石が見られます。また、砂丘層からなる沿岸部の一帯では、緩やかな弧線を描いた砂浜の海岸線とその後背にはさつき松原があり、風光明媚な景観が広がっています。

○島・半島

大島・地島・勝島・沖ノ島の離島は、沖合の沖ノ島を除き、関門層群下関亜層群で構成されています。九州本土沿岸部の海に突き出した鐘崎と草崎の2つの半島も同様で、これらの南西側では、層理面の影響により急で険しい崖が形成され、荒々しい玄界灘の様子を連想させます。

○平野・扇状地

釣川沿いの沖積平野は海や河川の堆積作用によって形成されています。市内中部より下流域は、海水の影響を受けて形成された平地なのに対し、上流域は河川の氾濫による影響を受けて形成された、緩やかな勾配を持つ平野が形成されています。また、鐘崎地区では扇状地地形が見られ、扇状地堆積物の砂礫層が確認されています。これら一帯では米・麦・大豆など多様な農産物が生産され、その一部は市民の食卓にのぼっています。



四塚の山並み



さつき松原

図 地形

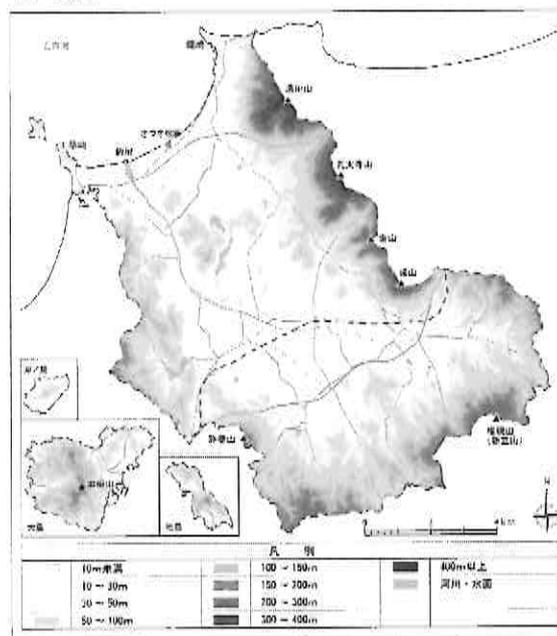
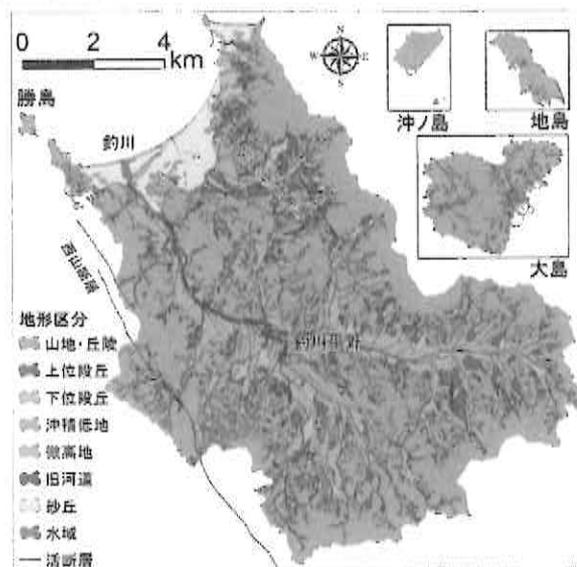


図 地形区分



(3) 気候

日本海型気候区にあり、夏季は梅雨と台風の影響が多く、冬季は日本海側にありながらも降雪量が少ないという特徴を持っています。気温と降水量の平年値（平成27年（2015）～令和元年（2019））を見ると、年間平均気温は19.3℃と比較的温暖的な気候風土ですが、夏季は最高気温が30℃を超える暑さが続く一方、冬季には氷点下になることもあります。年間平均降水量は1,686 mmで月別では66 mm～271 mmの範囲にあり7月がピークとなります。

また、風を見ると冬季の西寄りの強い季節風や、夏季の強い南寄りの風、春季や冬季の東寄りの強い風が吹くのが特徴です。今日では家電技術や家屋構造により快適な居住空間を作ることが可能になり、気温や風を意識することは少なくなりましたが、農業漁業地域ではこれらを意識した建物配置など今も暮らしへの工夫が残っている地域もあります。

図 月別の平均気温(平成27年(2015)～令和元年(2019))(資料:気象庁HP)

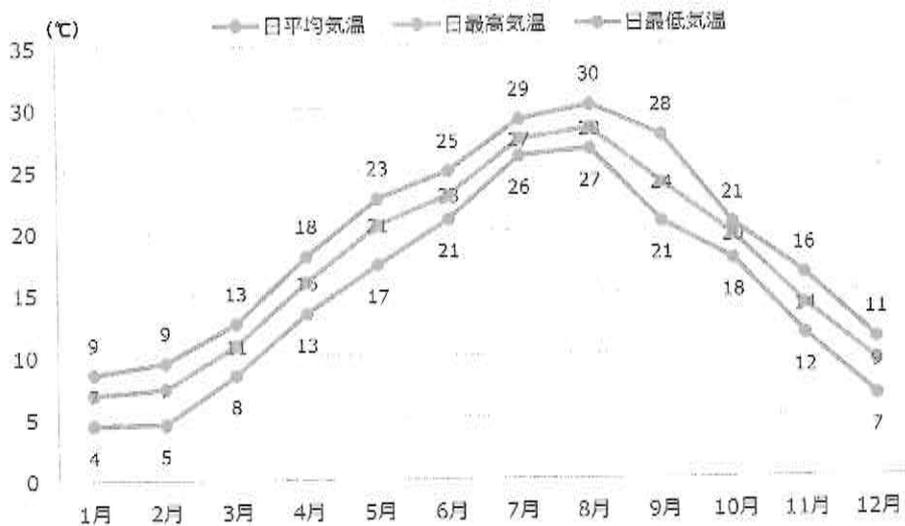
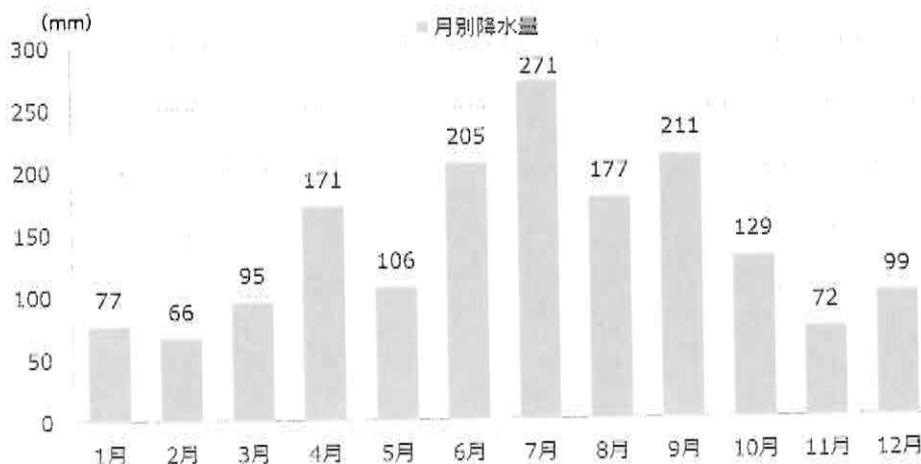


図 月別の降水量(平成27年(2015)～令和元年(2019))(資料:気象庁HP)



(4) 生態系

変化に富んだ地形は多様な植物相や植生を生み出し、そこには様々な生物が生息し、豊かな生態系を育んでいます。人々の活動はこれらに強い影響を与え、時には存続の危機をもたらすこともあります。里山に見られる生態系のように人々の営みによって生まれ守られてきたものもあります。

1) 植物

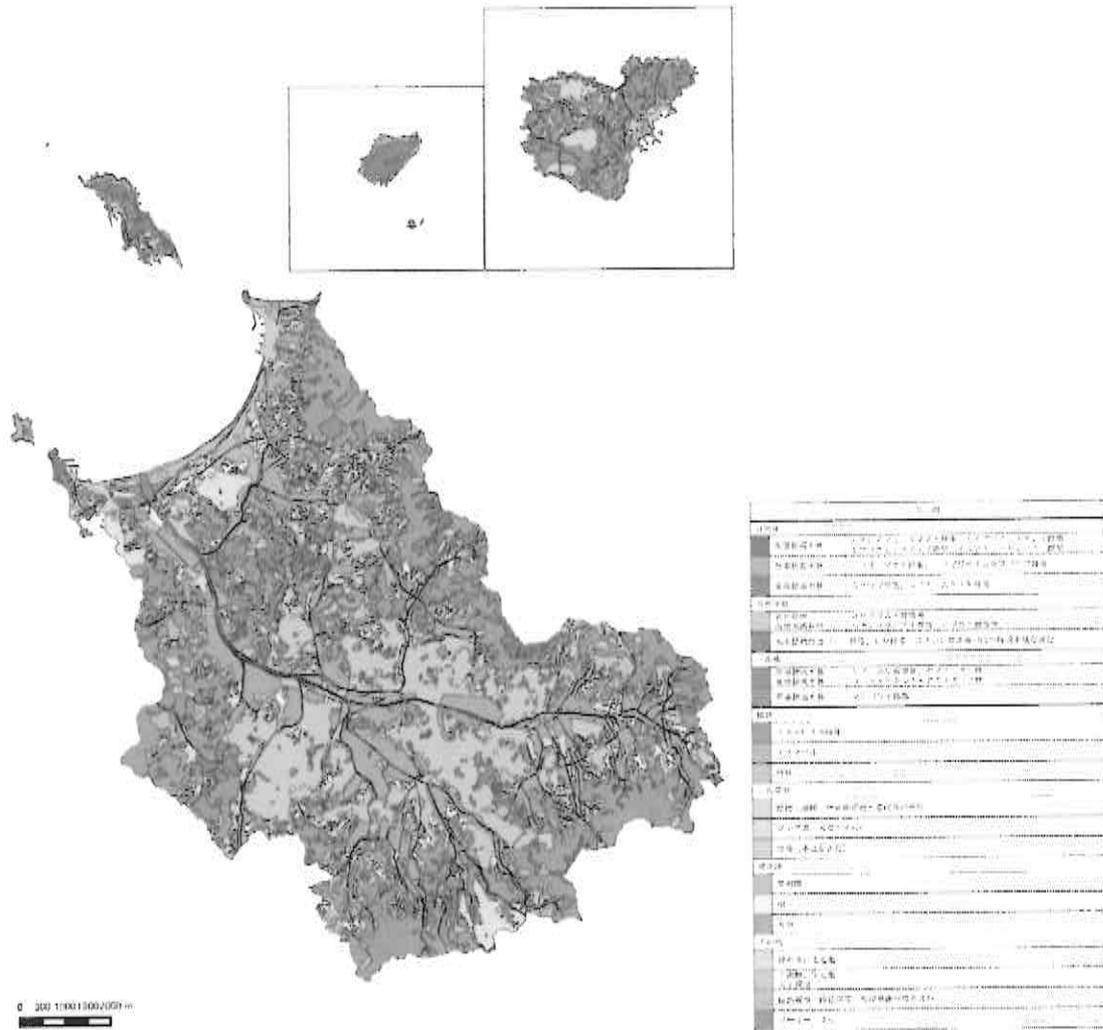
釣川とその支流の流域はほぼ水田が占め、水性植物群が広がっています。山地には、標高が高い場所では照葉樹林などの自然林が目立ち、標高が低くなると、大部分がスギやヒノキの植林が占めています。住宅地以外の丘陵には植林と二次林が見られ、そこに点在する里山の周囲にはシイやコナラなど人々に利用されてきた雑木林が広がっています。また、沿岸部の海岸には草本や低木からなる自然裸地とその後背はクロマツの植林が広がり、2つの突き出た半島には自然林が見られ、鐘崎の半島の先端には福岡県指定天然記念物の「織幡神社のイヌマキ天然林」があります。離島は二次林が優勢ですが、沖ノ島は対馬暖流の影響を受け、オオタニワタリやビロウなど南方系の植物が多く、島内全域に広がる自然林は国の天然記念物「沖の島原始林」に指定されています。宗像市植物目録（平成31年（2020））によると、本市には植栽・管理された種を除く約1300種が自生し、この中には希少種や絶滅危惧種など優先的な保護の対象となっているものもあります。市の花であるユリ科のカノコユリはそのうちの一つで、地域団体や市民が積極的に増殖や環境保全などに取り組んでいます。

2) 動物

哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・昆虫・水生生物を対象として実施された「宗像市自然環境調査結果報告書」（平成19年（2007）、平成29年（2017））によると、在来種、外来種を含め1500種以上が確認されています。しかし近年、里山に生息する両生類・水生昆虫・水生生物などのように、生息環境の変化により個体数が激減し絶滅が懸念される生物もいます。

オオミズナギドリは、沖ノ島に生息する国の天然記念物に指定されている市の鳥で大型の水鳥です。宗像の漁師はこの鳥を「オガチ」と呼び、昔は魚の群れを目当てに水面に集まるオガチを目当てに漁を行いこの漁法を「オガチ漁」と呼んでいました。

図 植生



オオミズナギドリ



カノコユリ

2. 社会環境

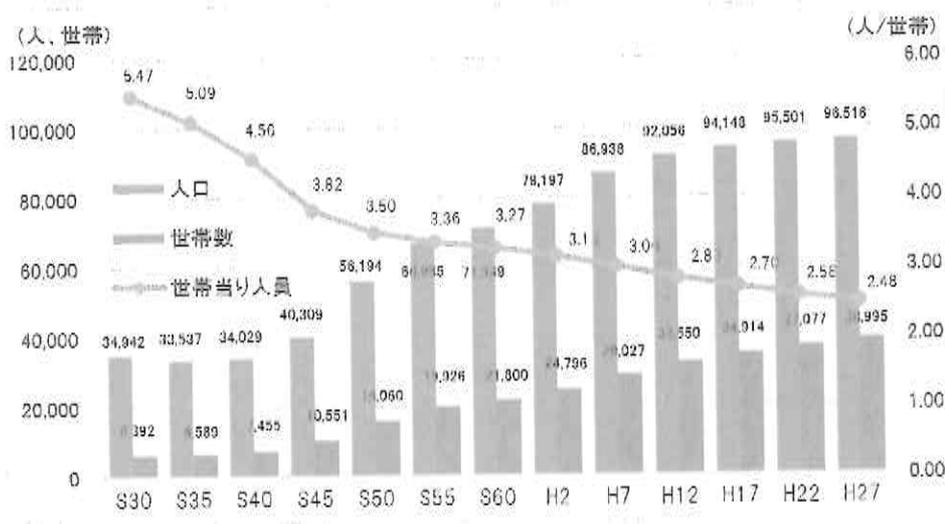
(1) 人口動態

総人口は平成 27 年（2015）の国勢調査では 96,516 人で、福岡県の中では上位から 9 番目です。本市の人口は昭和 40 年以降の大規模な団地の開発等により、昭和 55 年（1980）まで急速に増加しましたが、平成 10 年頃からは伸び率が急激に低下し、現在はほぼ横ばいの状態が続いています。平成 17 年（2005）1 月から平成 27 年（2015）の 10 年間をみると、人口が増加したのは、市内 12 地区のうち 4 地区のみです。今後、本市の人口は減少に転じ、2040 年には平成 22 年（2010）と比べ 1 割以上減少することが予測されています。

世帯数は、平成 27 年（2015）時点では 38,995 世帯で、総人口に比べると増加傾向にあります。吉武地区と大島地区の世帯数は減少しています。世帯当たりの人員は減少傾向にあり、核家族化が進んでいる状況です。

人口構成は、少子高齢化が進行しており、平成 12 年（2000）には年少人口（0～14 歳）が老年人口（65 歳以上）より少なくなりました。老年人口の割合（高齢化率）は平成 27（2015）年 10 月には 26.5%と福岡県の平均値 25.4%を上回っており、今後もさらに高齢化が進行し、2040 年には老年人口の割合が 35.4%にまで上昇することが予測されています。

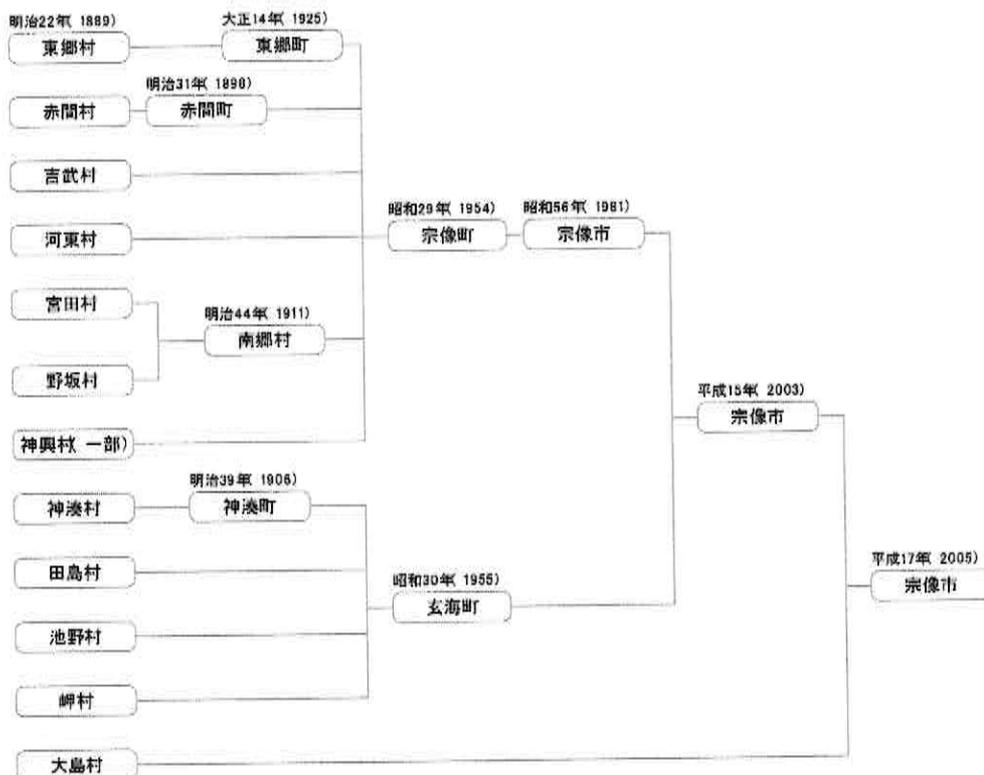
表 人口及び世帯数推移(資料:国勢調査)



(2) 市の沿革

江戸時代、現在の市域は筑前国の福岡藩領内にあつて、42村が所在していました。明治改元以降、明治4年(1871)には廃藩置県により福岡藩に代わり福岡県が設置され、明治11年(1878年)には郡区町村編制法の施行により現在の宗像市と福津市に宗像郡が発足しました。その後、明治22年(1889)の市町村制施行による明治の大合併では、これまであった42村から12村に再編成され、大正14年(1925)までに3町8村となり、昭和29年(1954)には内陸部の2町4村の合併により宗像町が、同30年(1955)に沿岸部の1町3村の合併により^{げんかい}玄海町が誕生しました。昭和56年(1981)には市制施行により宗像町が旧宗像市となり、平成の大合併で平成15年(2003)に旧宗像市と玄海町が合併し、現市域の骨格となる宗像市が誕生し、さらに、平成17年(2005)には^{おほしり}大島村が宗像市に編入され、現在に至っています。

図 市の沿革(資料:『日本歴史地名大系第四巻 福岡県の地名』(平凡社, 2004))



(3) 土地利用

総面積11,991haのうち土地利用の割合は、宅地などの都市的土地利用が3割、田・畑などの農業的土地利用と山林などの自然的土地利用が約7割で、宅地化の進行により農地が減少傾向にあります。市街地の大部分はJR鹿児島本線や国道3号沿いといった内陸部に分布し、市街地周辺には緑豊かな自然環境が広がっています。

表 土地利用状況(資料:宗像市統計書)

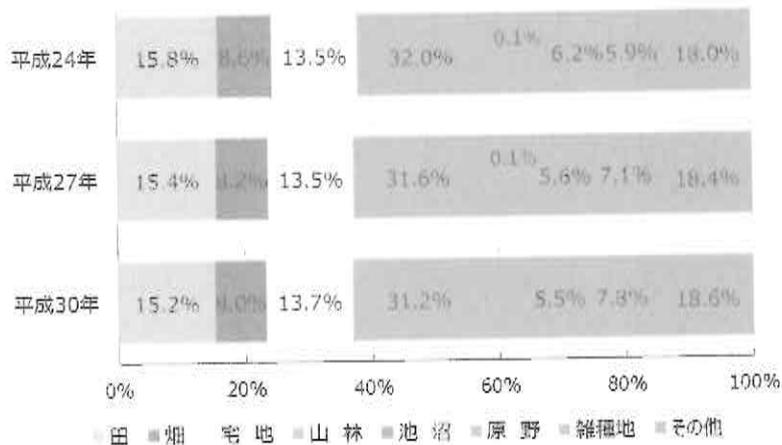
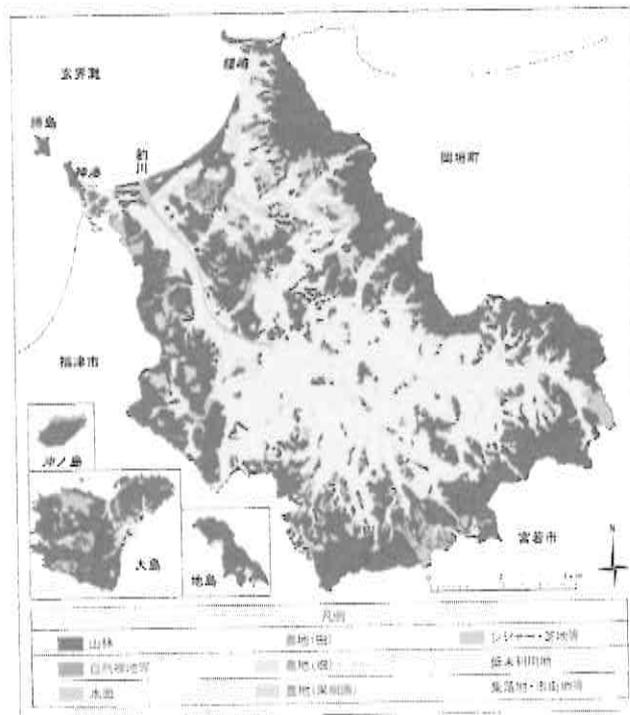


図 土地利用



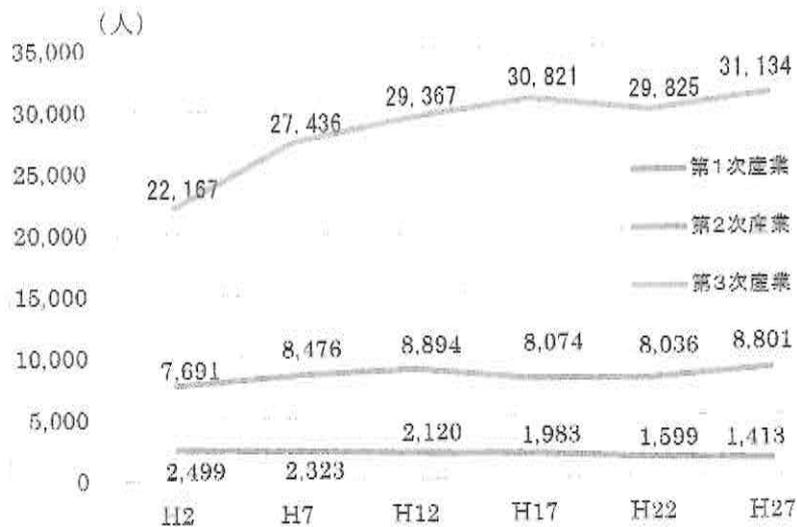
(4) 産業

近代までの宗像市は、農村漁村地域でしたが、交通網が整備され人口が増加し、都市の成長に伴ってその他の産業も発展してきました。

1) 就業人口

本市の就業人口は、平成27年(2015)現在、43,407人(分類不能の産業2,059人を含む)です。構成比をみると、農林水産業などの第1次産業は3.3%、製造業・建設業などの第2次産業は20.3%、第1・2次産業を除く第3次産業は71.7%となっており、第1次産業は減少、第2次産業は横ばい、第3次産業は増加傾向にあります。

表 産業別就業人口の推移(資料:国勢調査)



2) 農業

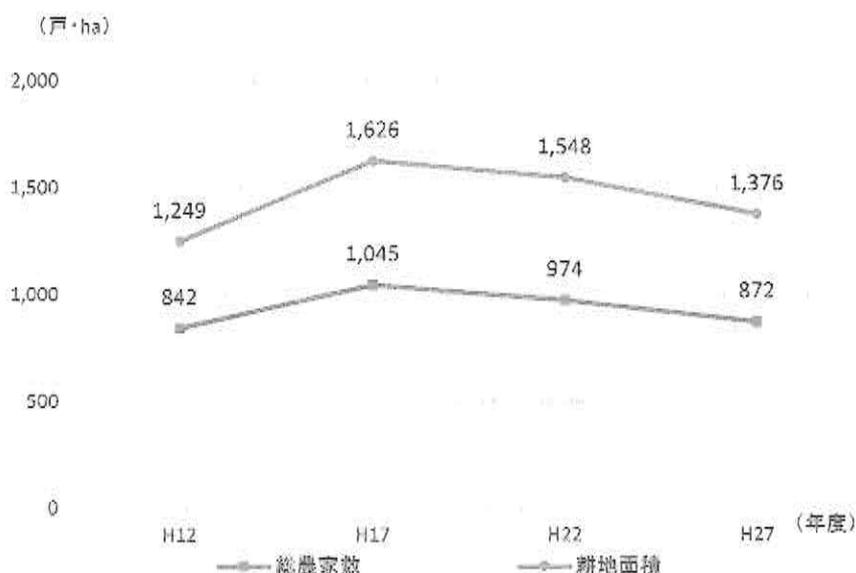
農村的性格が強かった宗像市は都市として発展していく過程で、農家数・農地面積を減らしてきましたが、現在も市街地のすぐ横には田畑が広がっています。

主要農産物は米・麦・大豆で、これらは主に釣川流域に広がる比較的広い田園地帯で、その面積を活用した土地利用型農業によって生産されています。また、これに野菜や果樹等を組み合わせた複合型農業やイチゴやトマトなどの施設園芸等も盛んで、多様な農産物が生産されています。

平成27年(2015)には、総農家数が872戸、耕地面積は1,376ha となっております。

り、米をはじめとする農産物価格の低迷化の中、厳しい経営環境のため後継者が育たず、年々担い手が減少しています。担い手の減少により、荒廃農地の増加、水源涵養機能の維持や景観保全などが懸念されているため、現在、経営規模の拡大とほ場の集約化、新規就農希望者の確保と育成、農業法人の設立や農業参入、農産物直売所を通じた農産物販売の拡大などに取り組んでいます。

図 総農家数、耕作面積の推移(資料:宗像市統計書)



3) 漁業

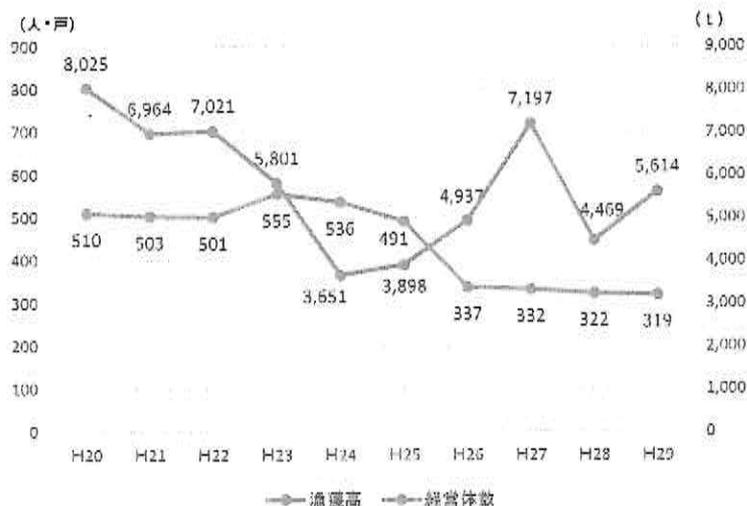
「福岡県の漁港」によると、宗像市は筑前海区に分類されています。筑前海区は響灘と玄界灘からなる外洋性の海域で、沿岸部は地形の変化に富み、天然の地形を利用した港が多く、かつては大陸との交通の要衝として、また帆船航路の寄港地としての役割を果たしてきました。本市はこの地区の中心部に位置し、古くから漁業が盛んに行われてきた地域です。現在は、鐘崎・大島・地島・神湊で多様な漁法による漁業が行われています。

漁業経営体数は平成29年(2017)の319経営体となっており、平成28年(2016)の322経営体比べると減少傾向ですが、漁獲高は5,614トンで、平成28年(2016)より増えています。また、平成29年(2017)の漁港別漁獲高の内訳は、鐘崎68.0%、大島28.5%、地島2.6%、神湊1.0%となっています。

これまで、長らく漁業の主要な漁獲対象はアジやサバでしたが、近年、漁業海域の環境の変化などにより漁獲量が著しく低下したため、漁獲量確保のため漁

獲対象となる魚種も変化しています。また、収益確保のためトラフグ・アジ・イカのブランド化や水産加工品の製造、直売所の開設など、経営の多角化に取り組み、そのほか、資源回復を目的とした稚貝・稚魚の放流事業や磯根保全事業も積極的に行っています。

図 漁業経営体数、漁獲高の推移(資料:資料:港勢調査、漁協業務報告書)



4) 工業

平成27年(2015)現在、事業所数(従業員4人以上の事業所)は57箇所、製造業出荷額は約360億円で、平成22年(2010)の調査より増加しています。また、市内にある工場のうち、最も多いのは食品工場の21箇所、1974年(昭和49)以降、順位に変化はありません。

図 事業所数の推移(資料:工業統計調査)

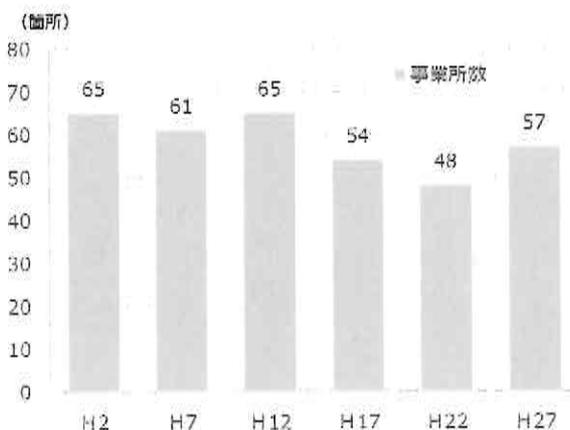


図 従業者数及び製造業出荷額の推移(資料:工業統計調査)



5) 商業

平成26年(2014)現在、商業従業者数は4,169人、事業所数は554箇所、年間商品販売額は約932億円で、いずれも卸売業より小売業の割合が高く、中でも飲食料品小売業の割合が高くなっています。小売業の立地では、赤間駅や東郷駅の駅前や旧国道3号沿いなどに多く立地していた個人経営の商店が減り、近年は新たに開発された場所や国道3号沿いに外部資本のチェーン展開する大規模店舗が目立つようになりました。

表 従業者数、事業所数、年間商品販売額の推移(資料:政府統計の総合窓口(e-Stat)・宗像市統計書)

(単位:人,所,百万円)

	商業従業者数			事業所数			年間商品販売額		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
平成19年	5,624	429	5,195	804	73	731	118,170	27,662	90,508
平成23年	4,054	233	3,821	550	61	489	83,209	9,799	73,410
平成26年	4,169	472	3,697	554	85	469	93,155	23,181	69,974

(5) 観光

本市には宗像大社・鎮国寺・宗生寺等の社寺や、旧唐津街道沿いの赤間宿、原町のまちなみなど貴重な歴史文化遺産があります。また、玄界灘に面する海岸一帯は「玄海国定公園」に指定され、さつき松原や美しい砂浜があり、沖合には大島、地島、沖ノ島などの離島や、市東部には湯川山・孔大寺山・金山・城山からなる四塚連山など、豊かな自然があります。かつては、これらが主な観光の目的でしたが、2008年(平成20)の道の駅むなかたの開業により、従来の観光と組み合わせた多様な観光が可能となりました。

観光入込客数は、平成29年(2017)が約651万人で、県外からの観光客が増加傾向にあります。これは、平成29年(2017)「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」として日本で21番目の世界遺産に登録されたことによる全国的な知名度の向上によるものと考えられます。主な宿泊施設は北部に集中し、大島には民宿、旧玄海町周辺には旅館・民宿や大型ホテル、国道3号沿いにはチェーンホテルが多く、来訪者の目的に合った宿泊形態の宿泊施設がありますが、観光客の95%以上が日帰りであり、滞在型観光を実現していく上での課題となっています。

表 観光入込客数の推移、年間消費額の推移(資料:福岡県観光入込客推計調査)

(単位:千人,百万円)

	観光入込客数					年間消費額
	日帰り	宿泊	県外	県内	総数	
平成24年	6,304	342	725	5,921	6,646	3,622
平成25年	5,947	414	795	5,566	6,361	4,216
平成26年	6,008	417	803	5,622	6,425	4,461
平成27年	6,182	334	1,174	5,342	6,516	4,503
平成28年	6,587	359	1,255	5,691	6,946	7,307
平成29年	6,126	380	1,392	5,114	6,506	4,316

表 施設別入込客数の状況(資料:宗像市統計書)

(単位:人)

	道の駅むなかた	うみんぐ大島	正助ふるさと村	海の道むなかた館
平成27年	1,696,875	16,162	88,563	158,037
平成28年	1,728,734	14,008	90,319	143,941
平成29年	1,683,409	14,522	94,057	181,692

(6) 交通

急速な都市化の背景には、昭和40年代の大規模な住宅団地開発のほか、1961年(昭和36)の国鉄鹿児島本線の博多・小倉間電化や、1970年(昭和45)の国道3号バイパス開通など交通の便の向上があります。交通の便が向上したことで、福岡・北九州両市の通勤圏が拡大し、本市はベッドタウンとして発展してきました。また、交通は通勤・通学的手段としてだけでなく、日々の暮らしや観光客のアクセス手段として重要な役割を担っています。

市内では、福岡市や北九州市といった東西方向への移動と市内南北への移動を鉄道・バス・道路がそれぞれ担っており、大島・地島の離島には渡船航路が整備されています。

1) 鉄道

大規模輸送機関のJR鹿児島本線が市域を東西に横断し、市内には赤間駅・東郷駅・教育大前駅の3駅があります。そのうち赤間駅と時間帯によっては東郷駅に特急が停車します。博多方面には特急で約20分、小倉方面には約25分でアクセス可能です。

2) バス

令和2年(2020)現在、市内には西鉄バスが運行する路線バスが6路線運行

しています。天神-赤間線や赤間急行、特急「むなかた号」は福岡の都市部と宗像を結ぶ路線で市外とのアクセスを担っています。また、市内では路線バスの他に、交通空白域解消のため、中心市街地をメインにふれあいバスが3ルート、各コミュニティ地区と市役所や市街中心部を結ぶバスが8地区で運行しています。

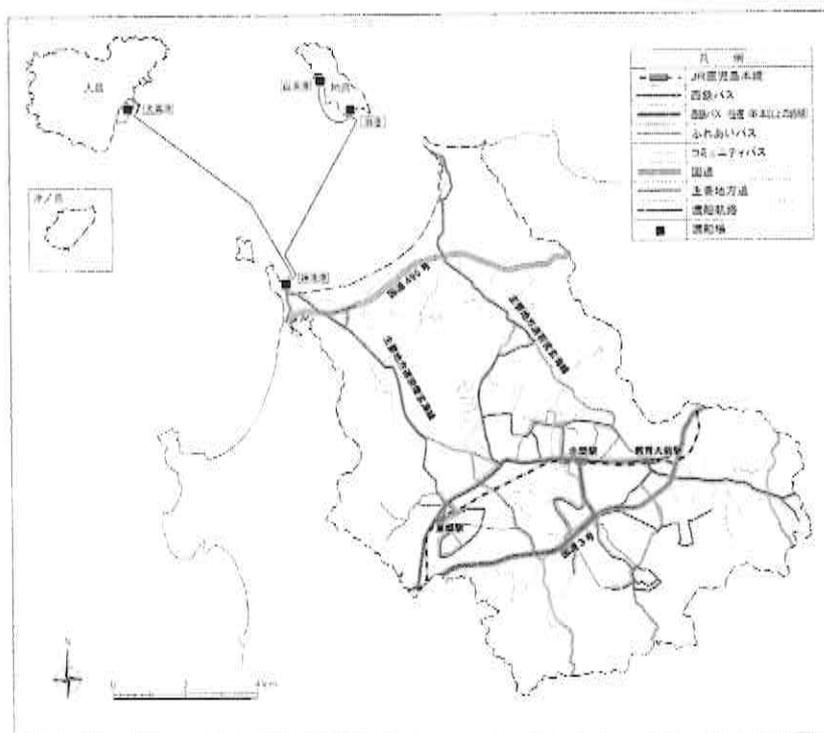
3) 道路

市内の移動手段として重要なのは自動車です。沿岸部には東西方向を結ぶ国道495号、内陸部には東西方向を結ぶ国道3号があり、いずれも市内外を結ぶ主要な道路です。市内の南北移動は、主要地方道宗像玄海線と主要地方道若宮玄海線が担っています。また、市内には高速道路が通っておらず、市中心部から最も近い若宮ICまでは約10km、車で18分ほどの距離にあります。

4) 渡船

九州本土の神湊と大島を結ぶ航路として、「フェリー大島」が5便、「旅客船しおかぜ」が2便の合計7便が毎日運航しています。所要時間は「フェリー大島」で約25分、「旅客船しおかぜ」で約15分です。また、神湊と地島を結ぶ航路として「ニューじのしま」が毎日6便運航しています。所要時間は泊港まで約15分、白港まで約15分となっていて、どちらの航路も島民の重要な交通手段となっています。

図 交通網



3. 歴史的環境

(1) 原始

1) 旧石器時代

○宗像にヒト現る

これまでの調査成果などから、宗像地域におけるヒトの生活の起源は約3万年前から1万年前の後期旧石器時代と考えられています。これまで、池浦トボシ遺跡、平等寺長浦遺跡、牟田池遺跡等で旧石器時代のナイフ形石器や台形石器が見つかっており、なかでも、牟田池遺跡では多くの石器が見つかったことから、季節的な狩猟場だったと推定されています。



ナイフ形石器(池浦トボシ遺跡)

2) 縄文時代

○縄文時代の地形

『宗像市史』編纂時(平成6年(1994)～平成11年(1999))のボーリング調査によって、氷河期の終焉とともに海水面が上昇した縄文時代前期(4700年前)の海岸線が復元されました。これを見ると、海が釣川に沿って河口から約8km上流の稲元、曲地区付近まで入り込んでおり、市域では入海周辺の平野部が居住地として利用されていたと考えられます。



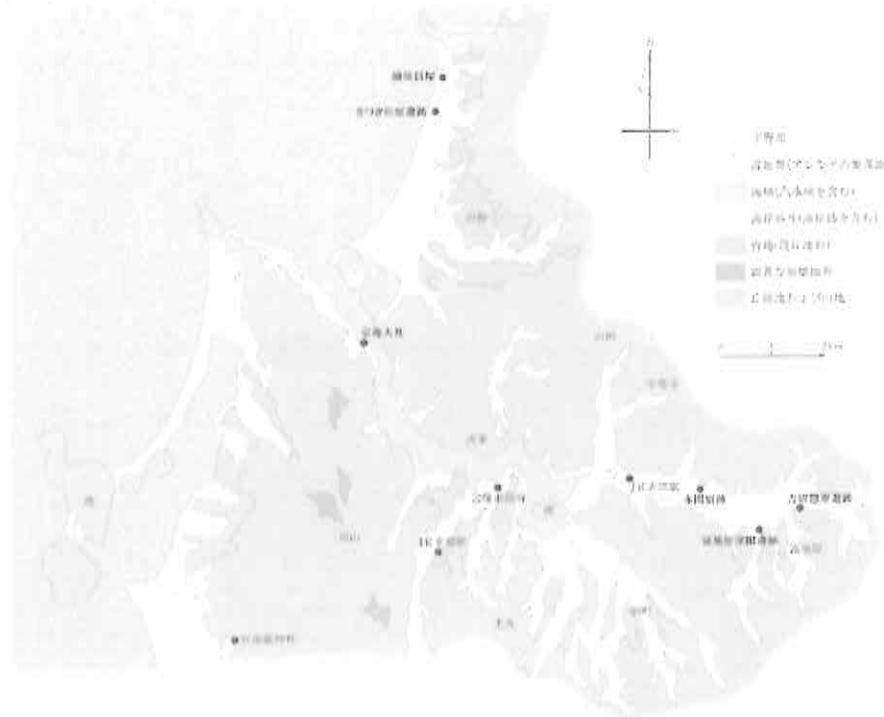
鐘崎貝塚(市指定文化財)

○縄文人の交流

海岸部のさつき松原遺跡と沖ノ島の旧社務所前遺跡は縄文時代前期の遺跡です。この2つの遺跡からは縄文式、曾畑式土器が見つかっており、当時の人々が遠く海を渡り九州本土から約60km離れた孤島まで到達していたことが分かります。この時代の交流範囲は広大で、曾畑式土器は西北九州に広く分布しています。



図 縄文時代の宗像の地勢(資料:宗像市史)



沿岸部の砂丘にある鐘崎貝塚は縄文時代後期の遺跡です。この遺跡は、昭和7年(1932)に旧宗像高等女学校に赴任していた田中幸夫教諭によって発見され、翌年に学術誌で発表され注目されることとなりました。ここで見つかった海水産・淡水産の貝類、魚骨、獣骨などは、海や山に生きる縄文人の狩猟採集を中心とした暮らしぶりをうかがい知ることができるものです。この遺跡の名がつけられた鐘崎式土器は、標式土器として考古学史上広く知られ、瀬戸内から西北九州を中心に西日本に広く分布しています。

3) 弥生時代

○弥生文化の成立

宗像市域は北部九州沿岸部に位置することから、日本列島内でいち早く大陸から稲作や鉄や青銅器などが伝わり弥生文化が成立した地域です。また、気候の変化によって内陸部まで浸入していた海岸線が後退し、河川の堆積作用によって平野が形成されました。

弥生時代の人々はこの土地を利用して稲作を行ったと思われ、すぐ後背にある丘陵や河成段丘



大陸から伝わった石器

上に集落をつくり農耕社会を営んでいました。

—大陸との活発な交流—

東郷登り立遺跡は、釣川中流左岸に位置する市内で最も古い環濠集落で、稲作の存在を示す石包丁が見つっています。また、由久松夕浦遺跡では、朝鮮半島の墓制を起源とする石槨墓や、副葬品である磨製石剣や磨製石鏃が見つっています。市内ではこれ以外にも、この時期の半島との活発な交流を背景にした遺跡や遺物が数多く見つっています。



田熊石畑遺跡墓域出土品
(国指定重要文化財)

○北部九州屈指の有力者集団

東郷登り立遺跡の西隣に立地する田熊石畑遺跡は、弥生時代中期前半における北部九州屈指の有力者集団の墓域と集落がある、国の史跡に指定された遺跡です。墓域からは、国の重要文化財に指定された15本の武器形青銅器が見つかり、集落域からは漁労活動をうかがわせる、漁網のおもりとして用いられた土錘や瀬戸内地方との交流を示す土器が見つっています。

この遺跡の発見は、研究者たちが宗像地域におけるクニの存在の可能性を議論するきっかけとなりました。

(2) 古代

1) 古墳時代

○沖ノ島祭祀の担い手

古墳時代になると、大陸や朝鮮半島と近く外洋に面した地理的環境を活かし、宗像の人々はヤマト王権と関係を築きました。優れた外洋航海技術を持つ宗像海人族を束ねていた宗像氏は、ヤマト王権が行う大陸との対外交渉において、航海の安全を願う沖ノ島での国家的祭祀に協力したとき



古代祭祀が行われた沖ノ島

れています。

沖ノ島では、4世紀後半から9世紀まで一地域の祭祀を超える規模で国家的祭祀が行われ、祭祀の場となった沖ノ島祭祀遺跡からはヤマト王権の首長墓から出土したものと同様の遺物が見つかりました。ヤマト王権との関係や祭祀の重要性を物語るこれらの遺物は、一括して国宝に指定されています。



市内最大の前方後円墳
東郷高塚古墳の主体部(粘土槨)

○宗像市内の古墳

これまで市内で見つかった古墳は、前方後円墳 22 基、円墳約 2,000 基、横穴墓約 200 基に上ります。市内最大の前方後円墳は東郷高塚古墳で、この古墳の存在は一地方豪族として宗像氏が力をつけ始めたことを示しています。桜京古墳は、国の史跡に指定された宗像地域唯一の装飾古墳で、石室内は線刻と赤・緑・白の彩色による三角文が描かれています。



市内に所在する前方後円墳の一つ
久原澤田3号墳

宗像地域では、首長墓以外の古墳からも大陸との交流を示す数多くの副葬品が見つかっています。また、石室構造は「宗像型石室」と呼ばれる地域固有のもので、極端に深い墓坑と天井の高い玄室、石材を平積みにした玄門に特徴があります。



桜京古墳の石室

○古墳時代のひとびとの生活

古墳時代、宗像地域の人々は積極的に朝鮮半島の先進技術や文化を取り入れ、須恵器や鉄の生産を盛んに行いました。須恵器は5世紀から6世紀前半頃に生産がはじまり、市内で見つかった約 100 基の窯跡

は「宗像窯跡群」と呼ばれ、これまで須恵須賀浦遺跡をはじめ 40 数基が調査されています。現在、市内に残る「須恵」の地名は、須恵器生産地としての名残りです。また、鉄生産に関しては、5 世紀中頃の野坂一町間遺跡から鍛冶炉が、朝町山ノロ遺跡等の 6 世紀代の古墳群からは金槌・鉄鉗等の鍛冶道具が見つまっていることから、鉄器製作工人集団が存在したことが指摘されています。

2) 奈良・平安時代

○宗像大社の成立

『古事記』(712 年成立)、『日本書紀』(720 年成立)には宗像三女神の誕生を伝える神話が記され、宗像三女神は「海北道中」に鎮座する「道主の貴」、つまり宗像地域から朝鮮半島に向かう海域を守る神とされます。これらは、古墳時代から続く中央政権と宗像氏の関係性を物語っています。また、これまでの調査で、7 世紀末頃の沖ノ島祭祀遺跡と同様の祭祀が、中津宮の位置する大島御嶽山遺跡や九州本土の辺津宮でも確認されていることから、この頃、現在のような三宮を基本とする宗像大社の姿が形づくられたと考えられています。



宗像三女神誕生の場面が記された日本書紀

○神郡の成立

この時代は、天皇がみずから政治を行い、律令による国家の体制(律令国家)が整えられました。宗像郡



奈良時代の神郡

(現在の宗像市、福津市、古賀市のほぼ全域を含む範囲)は、古墳時代から続く中央政権との関係から、宗像氏が社領として国家に代わり直接地域支配を行うことができる、九州唯一の「神郡」となりました。

宗像大社の神主としての祭祀権と宗像郡の行政・裁判権とを持った宗像氏の地域支配は、7 世紀中頃から 8 世紀末までの約 250 年間続きます。

○律令国家による宗像郡の整備

律令国家のもと、条里制と呼ばれる土地区画制が施行されました。市内に残る八反ヶ坪（現在の土^{つち}穴）、中ノ坪（現在の平^{ひら}等^{とう}）等の地名は、条里制の痕跡を示すものです。安時代中期の承平年間（931～938年）に編纂された『和名類聚抄』には、条里が整えられた郷が14あり、郷名からうち7郷が現在の市内にあったと推定されています。

また、都から諸地域へのびる官道と交通制度である駅制が整えられ、郡内には、山陽道を通して大宰府に至る西海道大宰府路と、宗像郡家と周囲の遠賀郡、粕屋郡、鞍手郡等の郡家を結ぶ伝路が整備されました。城山の麓、岡垣越えの峠入口に位置する武丸大^{たけ}上^{のぼ}り遺跡は、西海道大宰府路に置かれた駅家跡の一つと考えられ、昭和58（1983）年の発掘調査では、官衛関連遺跡で見られる隅丸方形の柱穴掘方を持った大型掘立柱建物2棟と大量の瓦が見つかっています。



発掘調査された武丸大上り遺跡の大型建物



武丸大上り遺跡で出土した瓦

○宗像の荘園

律令国家では公地公民の基本方針のもと、田地は長らく国家のものでしたが、人口が拡大し耕作地が不足したため、天平15（743）年には墾田永年私財法が出され、開墾した田や土地の私有が認められるようになりました。そして、このような土地を貴族や寺院などが大規模に所有する荘園が誕生します。市内には、宗像荘・赤馬荘・野坂荘の3つの荘園がありました。これらは、かつての神郡の土地や人々を基礎に成立したもので、宗像郡では10世紀頃まで、大宰府や国司が荘園の支配権を握っていました。

○宗像大宮司の登場

藤原氏は、娘を天皇のきさきにして、その子を天皇に立て、天皇が幼いときは摂政、成人した後は関白という職につき政治を行いました（摂関政治）。宗像氏は、神郡の解体以降、地域支配者としての地位を失っていましたが、10世紀後半、京都の邸宅内に宗像神を守護神として祀っていた、藤原良房をはじめとする藤原氏と結びつきを持ちます。その結果、天延2年（979）には、社格の高い神社に設置されていた神社に関する祭祀権や行政権など一切の権限を持つ大宮司職の設置が宗像氏にも認められ、これにより地域支配者として再出発のきっかけをつかみ、宗像氏は大宮司家として社領を得ました。

○平家の落人伝説

平安時代後期、地方の豪族や有力農民は国家からの税の取り立てに抵抗するため、武力を蓄え土地を守り農民を支配するようになり、やがて平氏や源氏といった有力な武士が登場します。前九年の役は、源氏が東北の地方豪族安倍氏と戦い勝利したことで、東国で強い影響力を持つようになった出来事です。大島の安昌院には、源氏と戦った安倍宗任のものとされる墓があります。

12世紀には、社領の実質的支配権は平氏が握っていました。宗像大宮司が中央政権とつながりを保つため、進んで平氏との主従関係を結んだためです。市内には平家の落人伝説も残っていることから、源平の争いでは、平氏について戦ったと考えられています。



平信盛笠塔婆(市指定文化財)

（3）中世

1）鎌倉時代

○鎌倉幕府と宗像

源平の争い後、平氏について戦っていた大きな勢力の武士の領地は、鎌倉幕府によって没収されましたが、宗像大宮司家は幕府に忠誠を誓うことで、神社の人事権や社領の支配権を保証されました。しかし、宗像地域は交通の要衝であり、

もとは平氏についていたことから、幕府は土地管理や治安維持などを理由に、東郷に中原氏、朝町に佐々目氏、野坂に大江氏といった源頼朝配下の有力御家人を地頭として配置し、宗像氏を牽制しました。

○承久の乱と宗像氏

頼朝の死後、北条氏が執権により鎌倉幕府の実権を握っていましたが、3代将軍実朝が暗殺されると、後鳥羽上皇は朝廷の勢力を回復させようと幕府打倒を試みます（承久の乱）。この頃、社領は後鳥羽上皇側の支配下にありましたが、大宮司氏国は鎌倉方として戦ったため、乱後は大宮司職が安堵され、宗像大社は將軍家のための祈禱を行う関東御祈禱所となり、幕府の後ろ立てによって強固な権威を持つことになりました。



輸入陶磁器(久原遺跡)

○日宋貿易と海の支配

宗像の海は、潮や風の状態が良く、船が寄港しやすい場所です。宗像氏と宋との交流は、平安時代から絶えることなく続いていました。宗像大社神宝館には、日宋貿易によってもたらされた阿弥陀経石(国重要文化財)や宋風狛犬(国重要文化財)があり、色定法師一筆一切経(国重要文化財)は博多の貿易商が写経を援助したことが分かる資料です。また、当時の史料から宗像氏と貿易従事者(綱主)が婚姻関係を結んでいた記録もあり、宗像氏が博多に居住する宋の貿易商人と深い関係にあったことが分かります。そのほか、市内各地では、輸入陶磁器も数多く出土しています。

また、宗像の浦や島には、大宮司の命を受けた管理者(沙汰人)が置かれ、大宮司以外の者が沙汰人を通すことなく海の産物を直接取り立てることを固く禁じ、大宮司が独占的に支配しました。これには、人々の間に古くからあった、海の物はすべて神のもの、神への供

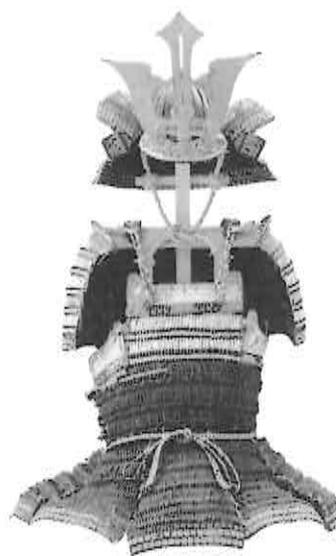


阿弥陀経石(国重要文化財)

え物という宗像神への信仰が現れているともいわれます。

○足利尊氏と宗像

2度に渡る元軍の襲来（元寇）では、国内の戦いと違い御家人に十分な恩賞が与えられなかったため、次第に幕府への不満や不信が高まっています。朝廷に実権を取り戻そうとしていた後醍醐天皇は、足利尊氏や新田義貞などの有力御家人を味方につけ鎌倉幕府を滅ぼし、建武の新政をと呼ばれる政治を始めました。しかし、尊氏は公家中心の不公平な政治に不満を持っていたため、再び武士を集め、兵を挙げ朝廷軍を破りました。この時、尊氏は一度戦いに敗れ、都を追われ九州の地で再起を図った時期があります。赤間関（現下関市）から船で九州に上陸した尊氏一行は、当時、宗像大宮司家の居城だった白山城に入ったようです。麓の増福院には、尊氏が座禅をしたという岩場が残っています。また、宗像大宮司家は尊氏らに馬と鎧を献上し、これが大きな援助になったとされています。その大宮司家の功績を讃えるかのように、宗像大社には、尊氏が寄進した国の重要文化財の甲冑が納められています。

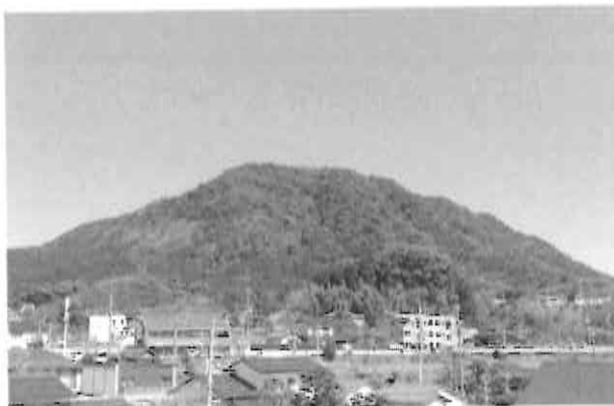


藍傘威肩白胴丸(国重要文化財)

2) 室町時代

○南北朝の動乱

尊氏は御醍醐天皇との戦いの後、京都に別の天皇をたて（北朝）、室町幕府を開き、御醍醐天皇が吉野に逃れて朝廷を移します（南朝）。武士は領地を広げるため、室町幕府か南朝か有利なほうについて戦い、約60年間に渡り領地を奪い合いました（南北朝の内乱）。宗像地域は海路、陸路ともに北部九州の交通の要衝にあることから、宗像氏もこの戦いに巻き込まれ、ほぼ一貫して幕府方について戦い、蕨ヶ岳城や白山城が戦の舞台となりました。



蕨ヶ岳城

○倭寇の根拠地としての宗像

懐良親王が大宰府を制圧した応安元年（1361）頃、九州北部地域の海上武装勢力・倭寇は、高麗沿岸や中国大陸沿岸で活発に活動していました。朝鮮の史書『李朝実録』には、大島や地島が倭寇の拠点として挙げられ、宗像氏は倭寇を統率する九州の有力な領主の一人と考えられていました。15世紀半ばの朝鮮側の記録には、日本の使者に宗像大宮司について質問したことが記されています。

－応仁の乱の中の宗像－

八代将軍足利義正の時、将軍の跡継ぎ問題に有力守護大名の細川氏と山名氏の対立が組み合わさったことで、京都を中心に11年間に渡って戦い（応仁の乱）が繰り広げられ、群雄割拠の戦国時代が始まります。当時、筑前を治めていた山名方の大内氏が京都に攻め入ったことで、反大内勢力の少弐氏が筑前に台頭します。その影響を受け、宗像大宮司家は家督を巡って氏郷・氏国と氏定の2派に分かれて争うようになりました。その後、大内氏が少弐氏を一掃し筑前を平定すると、大内派の後ろ立てを得た氏定が大宮司に就任しました。しかし、筑前平定後も大内氏と細川氏の対立関係は各地を巻き込んで続きます。筑前では、細川氏が少弐氏や豊後の大友氏を味方にして大内氏に対抗しようとし、これらの対立関係は宗像氏にも深刻な影響を与え、一族が2派に分かれた対立関係が続きましたが、この頃は大内方が優勢で、大内氏に出仕するなどした人物も見られます。

2) 安土・桃山時代

○山田の怨霊伝説

天文20年（1551）、大内氏が陶晴賢の謀反によって滅ぼされると、大宮司家は陶晴賢の援助を得た氏貞と大内派の氏男の間で一層激しくなりました。そのような中、氏貞は氏男の妻菊姫と母、侍女4人を殺害、反対勢力の一掃を図ります。しかし、殺された6人の怨霊が出没するようになり、殺害に加担した氏貞一派を苦しめます。この騒動は、怨霊を鎮めるために、氏貞が白山城の麓に増福院を建立したことでようやく収まったと伝わります。この説話は今でも語り継がれ、増福院には騒動を記した山田増福院縁起（市指定文化財）や、菊姫ゆかりの品々が遺されています。

その後、筑前に急速に勢力を拡大した大友氏は、許斐城を落とし、氏貞一派は大島への逃避を余儀なくされました。しかし、半年後には氏貞一派は許斐城を奪還、城山に蔦ヶ岳城を築城し、この城を守るために越城（石丸）・今井城（三郎丸）・緑の城（徳重）・城棒城（田久）・草場城（平等寺）などを築きました。

○宗像氏断絶と地域支配の終焉

大内氏の滅亡後、安芸を拠点に西日本に大きく勢力を広げた毛利氏は、大友氏と敵対関係にある者を後援する形で、九州への影響力を強めました。宗像氏も毛利氏の後押しにより、地域支配を行っていましたが、大友氏が大内氏残党を使って周防・長門に兵を起こさせると、毛利軍は九州からの撤退を余儀なくされました。毛利氏の後ろ立てを失った宗像氏貞は、大友氏に降伏しますが、大友氏が薩摩の島津氏との戦いに敗れ勢力を失うと再び毛利方と同盟を結びました。このような状況の中、氏貞は蔦ヶ城で病に倒れその生涯を閉じます。氏貞には一男三女がいましたが、息子が早く亡くなり跡継ぎが決まっておらず、長らく地域支配を行ってきた宗像氏は断絶しました。上八の小高い丘の上には、在りし日の宗像家の活躍をしのぶように氏貞がひっそりと眠っています。

天正14年(1586)、島津氏の筑前方面への進出が始まりますが、九州平定を目指す豊臣秀吉が大軍を率いて小倉に入り、翌年に島津義久を降伏させました。また、秀吉は宗像氏に対して大宮司家の家臣団組織や領地の支配を認めませんでした。大宮司の居城だった蔦ヶ岳城も秀吉の命によって取り壊され、宗像大宮司家の地域支配は終焉を迎えました。

秀吉は九州平定後、筑前を小早川隆景に支配させ、隆景は名島城(現・福岡市東区)に入城します。後に小早川秀俊が跡を継いで筑前支配を行いますが、この時、宗像地域は隆景の隠居領となり、隆景が直接支配を行いました。大穂の宗生寺には、名島城の搦手門を移転したと言われる山門や隆景の墓所があります。これは、隆景が生前、宗生寺の住職の禅を学び、死後は自分が帰依した寺ごとに骨を分骨せよと遺したためです。

○信仰と地域支配

もともと祭官だった宗像氏にとって、宗像大社をはじめとする宗像の神々に対する信仰は、地域支配と密接に関係していたため、宗像氏貞は領内神社の創建や修理を精力的におこないました。弘治3年(1557)年の焼失以来長く失われたままであった宗像大社辺津宮本殿(国指定重要文化財)は、天正6年(1578)年に20年ぶりに再建され、また、王丸八幡神社の天正9年(1581)の棟札には、若宮八幡の拝殿が氏貞の発願によって建立されたことが記されています。

(4) 近世(江戸時代)

○黒田如水の隠居領

関ヶ原の合戦後の慶長5年(1600)、黒田長政が筑前に入国してから、宗像地域は長政の父である黒田如水の隠居領となりました。沿岸部の上八にある承福寺は、宗像大宮司家の庇護を受けてきた寺院です。この承福寺には、如水にまつわる逸話をはじめ、田畑や山林を寄付した際の手紙や、如水の肖像画も遺されて

います。

○釣川普請

江戸時代に度々発生した飢饉は、多くの人々を苦しめました。藩は、年貢の増収や農民の生活向上のため、河川改修やため池の築堤などの土木工事（普請）によって治水や灌漑を進めます。市内を貫流する釣川の水は、現在も田畑を潤していますが、江戸時代は河口が砂で埋まって川筋が曲がり、川の水が速やかに海へ流れ出ず、雨が降ると川の水が溢れ洪水を起こしていました。延享2年(1745)、宗像郡代となった大森善左衛門は、河口の川筋をまっすぐに改修することに着手し、8年の歳月を経て宝暦3年(1753)に完成させます。また、寛政3年(1791)には宗像郡奉行富永軍次郎が釣川の川底浚えを行い、川幅を広めて川の流れを良くしました。この時、赤間の辻田橋から河口の江口浜までの川幅と距離を定め、管理のために1番から10番までの定石を川沿いに設置しました。現在、赤間の辻田橋にあった1番定石は当時の記憶として大切に保存されています。また、明治時代に編纂された『福岡県地理全誌』には、江戸時代に竣工した現在でも現役のため池が記され、多くの田畑を潤しています。

○海の暮らし

豊かな漁場に恵まれた市内沿岸部の漁村では漁業が盛んでした。神湊の宗像大社浜宮の鳥居にはイワシの地引網漁があったことを示す文字が刻まれています。また、地島では網漁によってコチ・ブリ・タナゴ・マグロが水揚げされ、大島では、タイやイワシの地引網漁が行われ、幕末にはクジラ漁で大きな収穫をあげていました。クジラ漁の様子は、19世紀初めに筑前の名所・風景を解説した奥村玉蘭の『筑前名所図会』に「大島鯨組之図」として描かれています。また、海女漁が行われていた鐘崎は「日本海沿岸の海女発祥の地」とも言われ、西は長崎県対馬の曲浦、東は石川県輪島の舳倉島の海女の源流と伝わります。漁で使われていた用具一式は、福岡県指定有形民俗文化財「海女の用具」として、当時の潜水漁法を今に伝えています。

○唐津街道と赤間宿

参勤交代や産業の発達による商品輸送のため、陸の道として街道が、海の道として航路が整えられました。豊前・小倉(北九州)から玄界灘沿岸を通過して肥前・唐津(佐賀県唐津市)を結ぶ道は市内を通り、安土・桃山時代には豊臣秀吉の九州平定や文禄・慶長の役の際、軍事的な道として利用されましたが、江戸時代には、北部九州の陸上交通と物流の大動脈として唐津街道が整備され、市の東部に位置する赤間地区は筑前二十七宿のひとつの宿場町として人や物資の集積地と

なりました。文化10年(1813)に測量のため赤間宿を訪れた伊能忠敬は「町並人家続き、家百五十六件」と『測量日記』の中で記し、多くの町家が描かれた奥村玉蘭の『筑前名所図会』は、当時の赤間宿の賑わいぶりがよく分かる史料です。現在も赤間宿だった地区の街道沿いには、街道を往来した人々の喉を潤した辻井戸や、いわゆる「ウナギの寝床」と呼ばれる街道に面する間口の狭い区画、軒を低くし、2階の窓を小さくした漆喰の白壁に瓦屋根の「兜造り」と呼ばれる、当時の面影を感じる建造物が残されるなど、古くからのまちなみが形成されています。

○福岡藩の専売品

福岡藩では農作物の不作による飢饉や年貢の収入減を打開するため、鶏卵や櫛の生産を奨励し、それらを買上げ大都市に専売品として出荷していました。以降、宗像市では養鶏が盛んに行われるようになり、明治時代には京阪地方で「宗像卵」として高い

評価を得ていました。また、これによりこの地域には鶏食文化が根付くようになり、今でも市内で慶事や神事のあとに食される「鶏すき」は郷土食の代表と言えます。また、櫛は、明治13年の『福岡県地理全誌』の各村の産物として鶏卵と同じように記され、昭和30年代までは市内各地で生産されていました。

宗像市の東部、河東・田野・上八・池田地区では、江戸時代、福岡藩によって金山が開発され、盛んに金が採掘されていました。これまでの発掘調査で坑道も確認されています。また、鉱石を砕いた道具に金引臼がありますが、これらは、現在、金山周辺の住宅の庭石や石垣に再利用されたり、宗像大社に奉納されたりしたもので目にでき、これらを見ると、当時の金に魅了された人々の夢に思いをはせることができます。

○生活文化の広がり

産業や交通の発達によって庶民の生活は向上し、豊かな文化が生まれ広まりました。18世紀中ごろになると、四季折々の年中行事や社寺の祭りなどで、ごちそうを食べ、晴れ着を着たりするなどしました。また、民謡や盆踊り、資金を集めて集団で旅などをする講や、幸せを願って伊勢神宮や四国などの寺を巡礼することも盛んに行われました。これらの様子は名所図会等で伺うことができ、また、市内にはこうした行事が今に伝わるものや、記憶として残っているものが数多くあります。市指定無形民俗文化財「神湊盆踊り」は、正徳5年(1715)に他藩から来た商船の旅商人が村の若者を集めて上方(京都)の手踊りを教えたことが始まりと言われています。

○寺子屋の普及

産業・商業の発達や生活の向上によって庶民は生活の教育の必要性を感じるようになり、江戸時代中期以降、全国各地に寺子屋がつくられ、また、著名な学者らによって私塾も開かれました。その主要科目は読み・書き・そろばんなど日常生活に役立つことでした。宗像市には7校の寺子屋や私塾があったとされ、中でも吉留の平山には黒田藩の儒学者月形健が創設した吉留塾があり、その後、幕末から明治のはじめまでは鎮国寺の住職が創設した寺子屋がありました。現在、その寺子屋は残され、市指定文化財の阿弥陀如来像や天部形立像が安置されています。

○江戸時代の道德教化

江戸時代中期以降、幕府や藩は孝子、節婦などの善行者を顕彰し、道德を庶民に知らしめる道德教化を進めます。孝子武丸正助、節婦お政、孝女こやは宗像市出身の人物で、それぞれ善行や逸話は当時の福岡藩に表彰されるだけでなく、近代以降も地域や多くの書物によって現在まで語り継がれています。武丸正助の出身地、吉武地区には農業体験研修施設ふるさと正助村や正助資料館、正助廟、正助翁記念碑があり、毎年命日には、その遺徳をしのび法要を行っています。また、節婦お政の出身地、赤間地区には遺徳碑や墓碑があつて、孝女こやの出身地、地島にも遺徳碑あり、今でも地域の偉人として顕彰され続けています。

○国民健康保険制度の源流「定札」

江戸時代には度々天災や凶作が続くことで村々の生活は困窮し、病気の治療をすることもままならない時期がありました。こうした状況の中、江戸時代後期になると宗像地域の農村や漁村では、村の医者に対し、予め1年間の治療費の総額を世帯の規模や収入に応じて積み立て、病気になった時には支払いを気にせず医者にかかれるようにする「定札」が発生します。これは、村人と医師が貧しさを分かち合う相互扶助の精神から成り立ったものです。この定札は主に村単位で行われ、鐘崎・池田・大島地区地域では昭和13年(1938)の国民健康保険制度創設の頃まで続き、宗像市の定札は制度創設の際の大きな参考になったということです。

○維新の志士 早川勇

嘉永6年(1854)のペリー来航に端を発した日米和親条約や日米修好通商条約の締結によって、幕府の約220年続いた鎖国政策は終わりを告げます。開国により国内では米の価格が急上昇するなど、世情が不安になり、尊王・攘夷・開

港・倒幕を巡って様々な運動が起きました。その中でも薩摩藩と長州藩の同盟は明治維新への大きな一歩となった出来事です。

早川勇は薩長同盟の基礎作りに奔走した宗像にゆかりの人物です。天保3年(1832)に遠賀郡に生まれ、吉留の医師早川元瑞(げんずい)の養子となり、嘉永2年(1850)に藩医の板垣養永に従って江戸に行き、儒学を学びました。早川勇は土佐藩の坂本竜馬らの働きかけにより薩長同盟が結ばれる2年前の元治元年(1864)年に、いち早く薩摩藩と長州藩の協力の必要性を提唱し、当時対立関係にあった長州藩の高杉晋作(たかすぎしんさく)、薩摩藩の西郷隆盛(さいごうたかもり)を秘密のうちに会談させることを実現させました。早川勇が育った吉武地区には、その功績を讃えるように銅像が立ち、その遺徳をしのぶため自治会が主体となり毎年生誕祭を実施しています。

(5) 近代(明治～第二次世界大戦)

○鉄道の開通と国道3号線

明治時代、政府は「富国強兵」「殖産興業」「文明開化」といったスローガンを掲げ近代化の推進を図り、その波は次第に地方にも波及しました。その一翼を担ったのが鉄道や道路などの交通網です。

宗像市には、JR鹿兒島本線が市内を東西に横断していますが、本市は九州でもいち早く鉄道が整備された地域です。九州で初めての鉄道は明治22年(1899)に博多―千歳川間で九州鉄道が開業したもので、日本に初めて東京新橋―横浜間で鉄道が開業してから17年後のことです。明治23年(1900)には、博多から宗像市赤間まで、さらに2か月後には東の遠賀川まで延伸するなど、江戸時代からの陸路としての街道や海路に代わる新たな交通網としてめまぐるしいスピードで整備されました。鉄道が宗像市には東郷・赤間・教育大前の3駅がありますが、開業当時は赤間駅のみで、東郷駅は大正2年(1913)、教育大前駅は昭和63年(1988)に開業しました。

また、宗像市を東西に横断する国道3号線は、江戸時代に整備された唐津街道を基礎とするものです。江戸時代の唐津街道は宿場町だった赤間と福津市の畦町を結ぶ経路でしたが、明治時代になると、国道として赤間―陵厳寺―東郷―村山田の新しい道路が整備され、戦後、国道3号線となりました。その後、市街地での交通渋滞等を避けるため、昭和45年(1970)にバイパスが開通し現在に至っています。

○養蚕

日本ではイギリスから 100 年遅れて産業革命が起こり、近代産業として綿糸や生糸を生産する紡績業が急速に発達しました。このような中、宗像市では、明治 15、6 年頃から畑には次々と桑が植えられ、養蚕がはじまります。養蚕は春蚕、初秋蚕、晩秋蚕の年 3 回生産が行われ、特に春蚕の時期には家屋の全部屋だけでなく、納屋まで養蚕部屋として使用されるほどでした。その後、宗像地域では、養蚕から製糸まで一貫して行われるようになり地域産業として発展しました。宗像市では大正から昭和初期が養蚕の最も盛んな時期で、現在も市内に残る桑の木や、収蔵品の養蚕道具は、当時この地域で盛んだった養蚕業の面影を残しています。

○日露戦争と宗像

明治維新によって日本は政治・経済・教育など様々な面で国力がめざましく発展します。その中で日本は東アジアへの関心を深めるようになり、日清戦争や日露戦争が起こりました。日本海海戦は日露戦争において東郷平八郎の指揮する旧日本軍の連合艦隊がロシアのバルチック艦隊を破ったもので、宗像大社沖ノ島近くの海域で繰り広げられました。佐藤市五郎氏は、その模様を目にした唯一の民間人で、当時、沖ノ島の神職の下働きをしており、宗像大社にはその様子を記した日誌が残されています。また、これらの戦争では宗像市からも多くの人々が戦場に出征しました。宗像市内の神社では日露戦役記念の鳥居や燈籠、凱旋門など、当時の記憶を今に伝える文化財が数多く残っています。

○重工業の発展と炭鉱開発

石炭産業は近代産業として発展した製鉄業などの重工業を永年にわたって支えました。明治時代以降、宗像市でも日本最大の産炭地筑豊炭田と同じように炭鉱開発が行われました。宗像市における炭鉱の歴史は江戸時代までさかのぼります。19 世紀前半の天保年間には池田地区で石炭を産出していたようです。明治時代になると朝町・吉武地区に炭鉱の記録があり、さらに戦時中には田島・河東・徳重地区でも炭鉱が開かれました。宗像市における炭鉱開発は戦後、エネルギーの主役が石油になるまで続けられ、戦後も土穴・大井・須恵地区で石炭を産出していました。昭和 30 年代後半までは鹿児島本線赤間駅や東郷駅構内で石炭の積み込みや坑木が山積みされ、池田炭鉱から赤間駅までは石炭を空中ケーブルで搬送する光景が見られました。

○日中戦争・太平洋戦争の中の宗像

昭和に入ると日本は国外に権利と利益を求め中国大陸へ進出し、昭和 12 年(1937)に中国との間で戦争が起こり(日中戦争)、その後、昭和 16 年(1941)

には真珠湾攻撃を契機にアメリカやイギリスとの間で太平洋戦争が始まりました。この頃、宗像市からも多くの人々が兵士として中国大陸や東南アジア各地の戦場に送り込まれ、多くの市民が犠牲になりました。市内で日にする慰霊碑や忠魂碑などは戦争の記憶を今に伝えるものです。

また、宗像市内を見ると、大島と沖ノ島の下関要塞では、それぞれに砲台が建設され、戦争末期には、本土決戦に備え多くの施設がつくられ、その建設作業には国民学校の生徒も携わりました。それらの施設の一部は発掘調査でも確認されています。

(6) 現代（第二次世界大戦後～現在）

○出光興産創始者出光佐三と宗像市

出光佐三氏は自国資本最大の石油企業、出光興産の創始者です。出光氏は宗像市出身で、宗像大社の復興や福岡教育大学の誘致、市内各地の公民館や学校施設の建設など戦後の宗像の教育・文化の向上に多大な功績を残した人物です。特に宗像大社には、畏敬の念が篤く、昭和17年(1942)には「宗像神社復興期成会」を結成し氏が会長となって神社の復興に献身的な努力を重ねます。復興期成会は永年に渡り『宗像神社史』の編纂や、沖ノ島の発掘調査とそれに伴う報告書『沖ノ島』『続沖ノ島』『宗像沖ノ島』刊行を支援し、昭和44(1969)年から46年にかけての辺津宮本殿・拝殿の修理や境内整備に見られる「昭和の大造営」では物心両面から事業を支えました。また、氏は沖ノ島の出土品をはじめ、宗像大社伝来の神宝を収蔵するため、昭和34年(1959)に「社宝収蔵庫」も建設、奉納しています。

現在、出光氏が育った白壁と格子窓の生家は国登録文化財(建造物)として宿場町の面影をとどめる赤間の街並みの中に、当時のまま残されています。

○高度経済成長と団地開発

戦後、朝鮮戦争による特需景気をきっかけに日本の産業は著しく発展し(高度経済成長)これに伴い多くの労働力が必要になりました。この頃、宗像市では近隣の北九州の工業地帯の影響を受け、日の里団地や自由ヶ丘団地など大規模な団地が次々に造成されました。日の里団地は昭和40年(1965)に日本住宅公団の土地区画整理事業で開発されたもので、その面積は217.6ha、福岡ドーム約300個分と、当時としては九州最大規模でした。日の里団地は駅に近かったこともあり、多くの市民が移り住み、まちは活気にあふれました。まち開きから50年が経ち、「日の里まつり」などさまざまな文化も生まれました。現在、団地の老朽化や住民の高齢化などさまざまな課題に直面していますが、団

地再生のために住民・企業・行政が一体となって課題解決に取り組んでいます。

第2章 宗像市の歴史文化遺産

宗像市の歴史文化遺産は本市の歴史・社会・自然を反映した次の世代に受け継ぐべきものです。これらは日々の暮らしの中に根付き、文化財保護法に規定された文化財の類型の枠を超えて多様な形態や性質を持って存在しています。

本計画の作成に際しては、宗像市の歴史文化財を抽出するため、宗像市の歴史文化財に関する調査研究事績の整理及び現地調査を行いました。過去の調査研究事績の整理にあたっては、文化財保護法に規定されている類型に加え、行政以外の調査研究についても可能な限り目を通し、宗像市の歴史文化財と考えられるものについて拾い上げを行い、現地調査ではこれらの確認等を行いました。そして、その成果から宗像市の歴史文化財を「もの・こと・ばしょ・ひと」の視点で整理し、宗像市の歴史文化財を顕在化させました。

1. 宗像市の歴史文化遺産に関する調査研究と資料の整理

これまでに宗像市では、国・県・市町村といった行政だけでなく、多くの人が関わりながら歴史文化財の調査研究が行われてきました。それらの成果は、報告書や書籍として今日私たちも目にすることができます。以下に、特筆すべき調査研究事績を時代を迫って主体ごとに整理します。

(1) 江戸時代

江戸時代には、国学者や儒学者などによって歴史文化遺産の調査研究が行われました。

1) 地誌

地誌には神社や寺院、歴史や文化、人物などの記述が見られます。これらは、当時の宗像市における歴史文化財の状況を伺い知ることのできる資料として貴重です。

表 江戸時代の地誌一覧

年	書名	編さん者等
宝永2年(1705)ごろ	筑陽記	安見有定
宝永6年(1709)	筑前国続風土記	貝原益軒
寛政10年(1798)	筑前国続風土記附録	加藤一純・鷹取周成

文政4年(1821)	筑前名所図会	奥村玉蘭
天保 12 年(1841)	太宰管内志	伊藤常足
安政4年(1857)ごろ	筑前国統続風土記拾遺	青柳種信
明治 13(1880)	福岡県地理全誌	臼井浅夫

(2) 明治時代～昭和時代（戦前）

この頃は、国や県の行政や地域の研究者が歴史文化遺産の調査研究を行っていました。

1) 行政による調査研究

○『福岡県地理全誌』

明治時代、陸軍省が各府県に全国地理図誌の編集を命じ、福岡県では『福岡県地理全誌』が作成されました。江戸時代の地誌を踏襲しつつ、新たに当時の地理や人口、産業や物産が追加されました。

○『福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書』

大正 8 年（1919）の史蹟名勝天然記念物保存法の施行後、福岡県内務部学務課の嘱託職員や調査員によって福岡県内の埋蔵文化財をはじめとする歴史文化財の調査研究が行われました。大正 14（1925）～昭和 19 年にかけて刊行された『福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書』には色定法師坐像（県指定）や一筆一切経（国指定）などの調査研究が記されています。

3) 地域の研究者による調査研究

○田中幸夫

昭和 7 年（1932）から昭和 14 年（1939）まで、福岡県立宗像高等女学校に赴任した国史教員の田中幸夫氏は赴任期間中、女学校で教鞭を執りながら、田熊石畑遺跡（国指定）や沖ノ島祭祀遺跡（国指定）、鐘崎（上人）貝塚（市指定）などをはじめとする遺跡や遺物の調査研究を精力的に行いました。調査の際には多くの専門家が訪れ、成果は研究雑誌に掲載されたり書籍になりました。

○伊東尾四郎

『福岡県史資料』や『福岡県資料叢書』を刊行した伊藤尾四郎氏によって編纂され、昭和 19 年に刊行されました。上中下巻の 3 編からなり、上巻には江戸時

代の地誌が項目別に収録され、中下巻は史料集となっており、宗像大社に関する史料などが収められています。

(5) 昭和時代（戦後）～現在

戦後、市町村に文化財部局が設けられるまでは、福岡県が宗像市の歴史文化遺産の調査研究を担っていました。その後、昭和時代の後半から平成になると、旧宗像市や玄海町にも文化財専門職員が配置され、歴史文化遺産の調査研究を行うようになり、また、各市町村では市町村史誌が編纂されました。宗像大社では「宗像神社復興期成会」が組織され、神社の歴史を明らかにするための調査研究に取り組みました。このほか、近年では、高校、大学などの研究機関や地域の研究者、団体などによる調査研究も見られます。

1) 福岡県による調査研究

福岡県に文化財部局が設置されたのは昭和 28 年（1948）のことです。

○埋蔵文化財

昭和 36 年（1961）、40（1965）、41（1966）年度には福岡県が史跡名勝天然記念物と埋蔵文化財包蔵地の所在確認を行い、昭和 43 年（1968）には文化財保護委員会から『全国遺跡地図（福岡県）』が発行されました、また、昭和 30 年後半の大規模団地造成の際には、福岡県を中心に大学や地元有志らからなる調査会や調査団が組織され、埋蔵文化財の発掘調査を行いました。

表 福岡県等が発行した遺跡等分布地図一覧

発行年	書籍名	発行
昭和 43 年（1968）	全国遺跡地図	文化財保護委員会
昭和 52 年（1977）	福岡県遺跡等分布地図（宗像郡編）	福岡県教育委員会

○総合調査

福岡県内では昭和の後半以降、各種総合調査が実施され、宗像市も対象になりました。

表 福岡県が実施した総合的調査等一覧

調査年	調査
昭和 36(1961)・40(1965)・40(1966)年度	史跡名勝天然記念物・埋蔵文化財包蔵地所在確認調査
昭和 43(1968)・44(1969)年度	福岡県民家緊急調査
昭和 54(1979)・55(1980)年度	福岡県緊急民俗文化財分布調査
昭和 57(1982)・58(1983)年度	福岡県近世社寺建築緊急調査
昭和 60(1985)・61(1986)年度	福岡県民謡緊急調査

平成2(1990)・3(1991)年度	福岡県民俗芸能緊急調査
平成3(1991)・4(1992)年度	福岡県近代化遺産総合緊急調査
平成 24(2012)～28(2016)年度	福岡県中近世城館遺跡等詳細分布調査
平成 27(2015)～29(2017)年度	福岡県近代和風建築総合調査
平成 29(2017)～令和元(2019)年度	福岡県戦争遺跡調査
平成 30(2018)年度～	福岡県祭り・行事調査

2) 宗像市による調査研究

宗像市が歴史文化財の調査研究を行うようになったのは、旧宗像市が昭和 56 年（1981）、旧玄海町が平成 2 年（1990）に文化財専門職員が配置されて以降のことです。

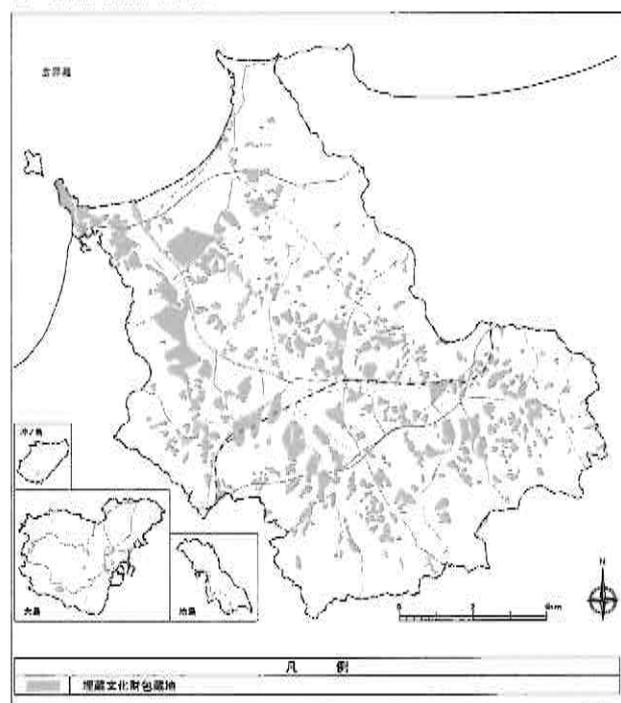
○埋蔵文化財

踏査や埋蔵文化財の確認調査などによって、令和 3 年 3 月 31 日現在、●●地点で周知の埋蔵文化財包蔵地を確認しています。宗像市がこれまでに行った埋蔵文化財の発掘調査件数は 300 件以上を数え、●冊の報告書を刊行しています。

表 宗像市が発行した遺跡等分布地図一覧

発行年	書籍名	発行
平成 6 年（1994）	福岡県宗像市内遺跡等分布地図	宗像市教育委員会
平成 6 年（1994）	福岡県玄海町遺跡等分布地図	玄海町教育委員会
平成 23 年（2011）	宗像市遺跡等分布地図	宗像市教育委員会

図 埋蔵文化財の位置



○その他の調査研究

旧宗像市では、平成 13 (2001) ～15 (2003) 年度に一部の地域で石造物に刻まれた●●件の金石文の調査を実施し、調査票を作成しました。また、漁撈具や農具などの民俗資料の調査や整理を行い、これまで合計●●点の資料について資料カードを作成しています。このほか、建造物等の文化財指定の際には専門家の協力のもと個別に対象となる歴史文化財の調査を行い、調書や報告書を作成しています。

○市町村史誌

・宗像市史

旧宗像市において昭和 56 年の市政施行 10 周年を記念して実施された事業で、平成元年 (1989) に市史編さん室が設置され、約 10 年間で通史編 4 巻、資料編 3 巻、民俗資料集 3 巻、関連書籍 2 冊が発行されました。

表 宗像市史編さん関連書籍一覧

発行年	書名	編集	発行
通史編			
平成9年(1997)	宗像市史通史編 第一巻 自然・考古	宗像市史編集委員会	宗像市
平成 11 年(1999)	宗像市史通史編 第二巻 古代・中世・近世	宗像市史編集委員会	宗像市
平成 11 年(1999)	宗像市史通史編 第三巻 近現代	宗像市史編集委員会	宗像市
平成8年(1996)	宗像市史通史編 第四巻 美術と建築／民俗	宗像市史編集委員会	宗像市
史料編			
平成7年(1995)	宗像市史史料編 第一巻 古代・中世Ⅰ	宗像市史編集委員会	宗像市
平成8年(1996)	宗像市史資料編 第二巻 中世Ⅱ	宗像市史編集委員会	宗像市
平成7年(1995)	宗像市史史料編 第二巻 近世	宗像市史編集委員会	宗像市
平成7年(1995)	宗像市史史料編 別巻 中村研一／琢二画家日記	宗像市史編集委員会	宗像市
民俗資料集			
平成4年(1992)	宗像市史民俗資料集1 宗像の儀礼伝承	宗像市史編集委員会	宗像市
平成6年(1993)	宗像市史民俗資料集2 宗像むらの記録	宗像市史編集委員会	宗像市
平成7年(1994)	宗像市史民俗資料集3 宗像 民家の記録	宗像市史編集委員会	宗像市
関連書籍			
平成 11 年(1999)	むなかたの年表	宗像市史編集委員会	宗像市
平成 11 年(1999)	むなかた二千年	宗像市史編集委員会	宗像市

・玄海町誌

昭和 30 年 4 月に神湊・田島・池野・岬の 4 町村が合併し誕生した玄海町の発足 20 周年を記念して実施されました。地元郷土史家の吉武謹一氏を中心に資料の収集や現地調査等を行い、昭和 49 年 9 月の町誌編纂委員会設置から約 4 年半

の期間を経て昭和 54 年 4 月に発行され、15 編（総説・神社仏閣・教育・農業・漁業・商工業・道路・災害・戦没者記録・文化財及び遺跡・玄海国定公園・昭和の御大典と玄海町・民間信仰・今昔雑記・郷土芸能と興行・歳時記・人物・古文書諸記録）で構成されています。

・大島村史

昭和 55 年 5 月に村史編さん委員会が設置され、地域に根ざした村民のための歴史的価値の認識に役立つ村史として昭和 60 年 3 月に発行されました。郷土史家の安川浄生氏が調査・執筆し 6 編（先史・原始編・古代・中世編・近世編・近代・現代編・民間伝承編・郷土のあゆみ（年表））で構成されています。

・新修宗像史

現在、本市では合併後の市制 10 周年を機に、平成 27 年度から新修宗像市史の編さんに取り組んでいます。新修宗像市史の編さんに取り組んでいます。これまでに「宗像市史編さん審議会」を立ち上げ、「新修宗像市史編さん基本方針」を策定し、その後、編さん事業を円滑に進めるために「新修宗像市史編集委員会」を設け、協働委託により編さん事業を進めています。また、執筆、編集では、「新修宗像市史編集委員会」内に 7 つの専門部会（自然・原始・古代・中世・近世・近代・現代・民俗・美術・建築）を設置し、必要な史資料の収集並びに調査研究を、市民やコミュニティ、大学等の研究機関や専門家と連携しながら進めています。

表 新修宗像市史編さん関連書籍一覧

発行年	書名	編集	発行
平成 31 年(2019)	新修宗像市史 うみ・やま・かわ ー地理・自然ー	新修宗像市史編集委員会	宗像市

3) 宗像神社復興期成会による宗像大社の調査研究

出光佐三氏によって昭和 17 (1942) に結成された「宗像神社復興期成会」は、宗像神社史の編纂や沖ノ島の発掘調査支援を行い、これらの調査研究には多くの専門家が参加しました。

○『宗像神社史』

昭和 19 年 (1944) に編纂に着手し、昭和 36 (1961) 年に上巻が、その 5 年後の昭和 41 (1966) 年に発行されました。

○沖ノ島の発掘調査

昭和 29 年（1954）から昭和 46 年（1971）にかけて行われ、その成果は『沖ノ島』（昭和 33 年（1958）発行）・『続沖ノ島』（昭和 36 年（1961）発行）・『宗像沖ノ島』（昭和 54 年（1979）発行）に収められ、遺物は宗像大社神宝館に収蔵されています。

4) 高校や大学等の研究機関による調査研究

昭和 41 年（1966）に福岡教育大学が統合され、宗像市に移転して以降、同大学による宗像市の歴史文化遺産の調査研究が行われるようになりました。また、大島と地島の離島では、高校や大学によって島内の調査研究が実施されました。

○福岡教育大学による調査研究

・波多野皖三と歴史研究部考古学班による発掘調査

波多野皖三氏は福岡教育大学で考古学の教鞭を執りながら、同大学の歴史研究部考古学班の学生らと共に各地の発掘調査を行っていましたが、宗像市への大学移転以降、日の里団地の開発に伴う東郷遺跡群などの宗像市内の発掘調査を数多く行いました。その成果は、調査報告書や同氏の著作『筑紫史論』に収められています。

・宗像市史に関する調査研究や団体のへの助言や指導

宗像市史の編纂時には、同大学の協力を得て赤間宿の民俗調査などを実施し、後述の「宗像生活史聞き書き研究会」が行う調査研究の助言や指導を行いました。

○離島の調査

これまで高校や大学によって調査され、歴史や島の暮らしに関することなど、総合的な調査研究内容となっています。

離島に関する調査研究一覧

調査年	書名	内容	発行
昭和 41 年(1966)	地島	地理・歴史・民俗・産業・文化	戸畑中央高校
平成 4 年(1992)	筑前大島 92	住環境(建物平面・集落空間)・営み(年中行事・人生儀礼・産業・日常生活)	共立女子大学戸田研究室
平成 8 年(1996)	筑前大島	産業・民俗・生活	関西学院大学地理学研究会

4) 地域の研究者や団体による調査研究

宗像市では、多数の地域の研究者や団体が数多くの地域に根ざした調査研究を行ってきました。以下にその一部を紹介します。

○地域の研究者

・安川浄生

大島に所在する安昌院の住職で、『大島村史』を執筆しました。

・吉武謹一

吉武謹一氏は、宗像市の歴史文化遺産の調査研究を幅広く行い、『玄海町誌』をはじめとする多くの著作を残すかたわら、宗像の自然・歴史・文化保存研究会の発起人となり、長年にわたり事務局長として会の運営に関わりました。現在、同氏の長年にわたる膨大な調査研究資料は寄贈を受け、宗像市に保管されています。

・上妻国雄

宗像市の伝承や人物に関する著作があります。

○団体

・宗像の自然・歴史・文化保存研究会

団体に自然・歴史・文化に関わる団体がひとつになり昭和55年(1980)に発足した、地域の自然・歴史・文化について調査研究を行った団体です。平成5年頃まで機関誌の発行や講座の開催などの活動を行っていました。機関誌『むなかたの自然・歴史・文化』には宗像市の歴史文化財に関する調査研究が幅広く掲載されています。

・宗像生活史聞き書き研究会

急速な都市化により宗像市の文化や生活の歴史が失われていくことを危惧し、生活史の聞き書きを行うことを目的に昭和59年(1984)に発足した団体です。貴重な当時の聞き取り内容は『宗像むかしの生活研究』に収められています。

・宗像市歴史観光ボランティアの会

平成18年(2006)に「歴史・文化・自然にはぐくまれた宗像の風土を愛し、これを学んで市内外に広く伝えるとともに、郷土の誇りを持って宗像の活性化につながるボランティア活動を行う」ことを目的に発足した団体です。市内の歴史・文化・自然などを学び、観光ガイドを通じ、多くの人に価値や魅力を伝える活動を行ったり、鎮国寺や宗像大社などの調査も行っており、調査報告書が発行されています。

2. 現地調査

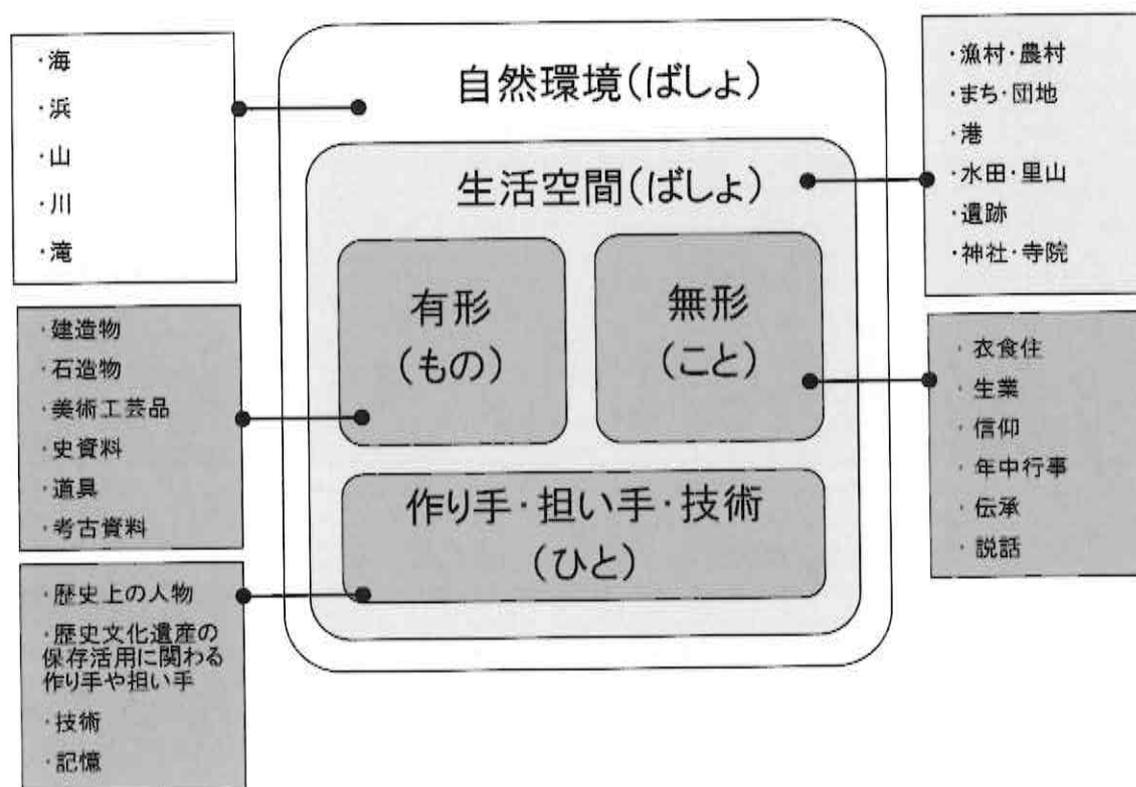
宗像市の歴史文化遺産に関する資料の収集や調査等の整理で把握した歴史文化遺産の現地確認やこれまで未把握だった歴史文化遺産の発見するため現地調査を実施しました。調査は、予め都市計画図や住宅地図などを参考に所在状況を確認した上で写真撮影や調査票の作成を行いました。

3. 宗像市の歴史文化財

本計画では宗像市の歴史文化財を本市の歴史・社会・自然を反映した次の世代に受け継ぐべきものを歴史文化遺産と定義しとしこれらを計画の対象としています。

ここでは、この位置付けに基づいて、宗像市の歴史文化財を再認識するため本章の「1. 歴史文化財に関する資料や調査研究の整理」と「2. 現地調査」で把握した歴史文化遺産を「ばしよ・もの・こと・ひと」の視点で整理し、これまで捉えにくかった歴史文化財も捉えられるようにしました。

宗像市における歴史文化財のイメージ



■ ばしよ

自然環境や生活空間は「もの」や「こと」などといった歴史文化遺産が置かれて場所も一体となって捉えることで、それぞれの魅力や価値を高め、理解をさらに深めることができます。「ばしよ」は原則として、地図上に表すことのできる不動産を指します。文化財保護法における文化財の類型では文化的景観、伝統的建造物群、記念物のうち遺跡と名勝地を指します。

○自然環境

山・川・海などにおける宗像市固有の自然地形や植生、気候などの自然環境は、都市空間や伝統文化など歴史文化財を取り巻く環境であるとともに、人の営みの土壌でもあり歴史文化遺産の基礎と言えます。

○生活空間

漁村や農村、まちなどの生活空間や神社や寺院などの信仰の空間は、人の営みによって形成されてきた多様な空間であり、それらは人々の活動と一体となって景色や景観として視覚的に現れます。

■ もの

宗像市の歴史・社会・自然を反映した形あるもつともわかりやすい歴史文化財です。建造物や石造物などの構造物、美術工芸品や史資料、生業などに関する道具、動物や植物、土器や石器といった考古資料などで、不動産や動産を指します。文化財保護法における文化財の類型では、有形文化財のうち建造物・美術工芸品、民俗文化財のうち有形の民俗文化財、記念物のうち動物・植物・地質鉱物、埋蔵文化財を指します。

■ こと

人の営みによって生まれた形として現れないものです。衣食住や生業、信仰や年中行事は生活空間や信仰空間で行われ、形ある「もの」を使用したりすることで生まれます。また「こと」は神社に欠かせない注連縄などの伝統品などの「もの」を生み出すこともあります。伝承や説話、習慣などは、それ単独でも「こと」として成り立っています。文化財保護法における文化財の類型では、技術を除く無形文化財、民俗文化財のうち無形の民俗文化財を指します。

■ ひと

宗像市の長い歴史の中で活躍した歴史上の人物だけでなく、歴史文化遺産の保存活用を支える作り手や担い手などの人や団体、それに伴う技術も歴史文化財です。さらには、人々の営みや宗像市の歴史・社会・自然に関する記憶も歴史文化遺産と呼べます。文化財保護法における文化財の類型では、無形文化財の技術や文化財の保存技術を指します。

4. 宗像市の歴史文化遺産の特徴

(1) ばしょ

1) 豊かな自然環境

宗像市は九州北西部に位置し、九州本土と離島からなるまちです。九州本土側は北を玄界灘に開き、その他の三方を標高 200～400m前後の山地や丘陵に囲まれた盆地のような地形しています。また、離島は、山地が多く平坦地は少なくなっています。そこには、玄界灘の海、緑豊かで四季の移ろい変わりを感じさせる四塚連山をはじめとする山々、命の源である釣川やその支流など、豊かな自然があり、

2)

ぼしよ

生活	・漁村	・農村	・まち	・団地
自然	・海	・浜	・山	・川
	・田園	・里山	・滝	
名所	・神社	・寺院		
埋蔵文化財	・遺跡			

文化財保護法における文化財の種類との対応…文化的景観・伝統的建造物群・記念物(名勝地・遺跡)

もの

暮らし	建造物	住宅	・町屋	・農家住宅	・漁業住宅	
			・団地	・都市住宅		
		公共	・公民館			
	構造物	交通	・道	・鉄道	・橋梁	・隧道
			・交通に関する記念碑			
			・暮らしに関する道具			
生業	建造物		・醸造	・旅館		
	構造物		・灌漑施設	・灌漑施設に関する記念碑		
	道具		・生業に関する道具			
信仰	建造物		・神社	・寺院	・堂	

文化財保護法における文化財の種類との対応…有形文化財(建造物・美術工芸品)・民俗文化財(有形の民俗文化財)・埋蔵文化財

こと

生業 ・農業 ・漁業 ・醸造

行事 ・正月 ・盆

信仰 ・まつり

説話・伝承

構造物 ・神社寺院構造物 ・庚申塔 ・猿田彦

美術工芸品 ・

道具 ・行事やまつりに関する道具

自然 ・植物 ・動物

文化財保護法における文化財の類型との対応…無形文化財・民俗文化財(無形の民俗文化財)・文化財の保存技術

ひと

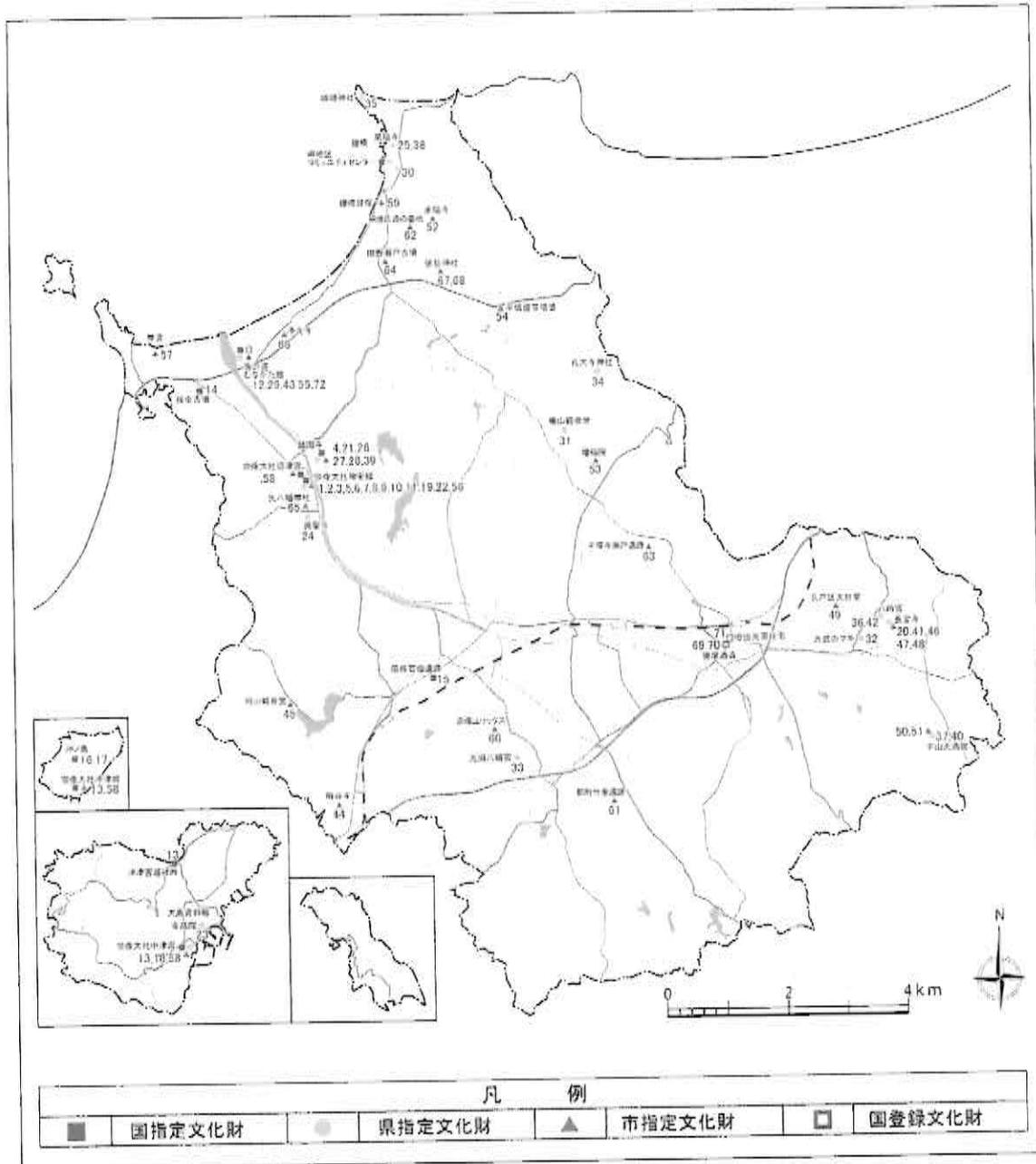
4. 文化財保護法等による指定・登録等文化財

宗像市には多様な歴史文化遺産がありますが、価値が明らかになったもののうち、令和3（2021）年3月31日現在、73件（国指定14件（うち国宝1件・需要文化財13件）・県指定21件・市指定33件・国登録4件・国選択1件）の文化財が法律や条令に基づき文化財保護法に規定された文化財の類型ごとに指定や登録がされ保護されています。

表 指定・登録等文化財件数

類型	種別	国指定	県指定	市指定	国登録	国選択	合計
有形文化財	建造物	2	1	4	3		10
	絵画		1	1			2
	彫刻	3	4	8			15
	工芸品	1	2				3
	書跡	1		2			3
	古文書	1					1
	考古資料	1	3	1			5
	歴史資料			2			2
民俗文化財	有形民俗文化財		1	1	1		3
	無形民俗文化財		1	4		1	6
史跡名勝 天然記念物	史跡	3		6			9
	天然記念物	2	8	4			14
合計		14	21	33	4	1	73

図 指定・登録等文化財の位置



(1) 有形文化財

1) 建造物

表 指定等有形文化財(建造物)一覧

図番号	種別	名称	所在	指定等年月日
■国指定(重要文化財)				
1	建造物	宗像神社辺津宮本殿附棟札	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治40年5月27日
2	建造物	宗像神社辺津宮拝殿附棟札	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治40年5月27日
■県指定				
3	建造物	宗像神社中津宮本殿	宗像大社中津宮/宗像市大島	昭和47年4月15日
■市指定				
4	建造物	鎮国寺本堂	鎮国寺/宗像市吉田	昭和49年3月30日
5	建造物	平山天満宮本殿	平山天満宮/宗像市吉留	平成25年5月22日
6	建造物	長福寺(長宝寺)観音堂	八所神社長宝寺観音堂/宗像市吉留	平成3年2月27日
7	建造物	八所宮本殿及び拝殿	八所宮/宗像市吉留	平成28年10月14日
■国登録				
8	建造物	勝屋酒造煙突	福岡県宗像市赤間	平成27年8月4日
9	建造物	勝屋酒造店舖兼主屋	福岡県宗像市赤間	平成27年8月4日
10	建造物	旧出光家住宅主屋	福岡県宗像市赤間	平成27年8月4日

2) 絵画・彫刻・工芸品

表 指定有形文化財(絵画・彫刻・工芸品)一覧

図番号	種別	名称	所在	指定年月日
■国指定(重要文化財)				
11	彫刻	木造不動明王立像	鎮国寺/宗像市吉田	明治37年2月18日
12	彫刻	木造狛犬	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治37年2月18日
13	彫刻	石造狛犬	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治37年2月18日
14	工芸	藍染威肩白胴丸	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和32年2月19日
■県指定				
15	絵画	三十六歌仙扁額	宗像大社神宝館/宗像市田島	平成27年3月17日
16	彫刻	木造十一面観音立像	八所神社長宝寺観音堂/宗像市吉留	昭和46年6月15日
17	彫刻	宗像五社本地仏	鎮国寺/宗像市吉田	昭和47年4月15日

18	彫刻	木造色定法師坐像 附紙本墨書色定法師画像	宗像大社神宝館/宗像市田島	平成12年11月1日
19	彫刻	銅造菩薩形坐像	安昌院/宗像市大島	平成24年3月26日
20	工芸	梵鐘	興聖寺/宗像市田島	昭和32年12月20日
21	工芸	梵鐘	泉福寺/宗像市鐘崎	昭和34年3月30日
■市指定				
22	絵画	黒田二十四騎久野家 隊列図	海の道むなかた館/宗像市深田	昭和62年4月17日
23	彫刻	千手観音立像	梅谷寺/宗像市村山田	昭和62年4月17日
24	彫刻	用山の阿弥陀如来坐像	用山観音堂/宗像市用山	昭和63年10月12日
25	彫刻	木造不動明王像	八所神社長宝寺観音堂/宗像市吉留	平成3年11月20日
26	彫刻	木造天王像 甲・乙	八所神社長宝寺観音堂/宗像市吉留	平成3年11月20日
27	彫刻	木造大威徳明王像	八所神社長宝寺観音堂/宗像市吉留	平成3年11月20日
28	彫刻	木造大日如来像	久戸区大日堂/宗像市武丸	平成3年11月20日
29	彫刻	平山の阿弥陀如来立像	平山区大師堂/宗像市吉留	平成13年6月1日
30	彫刻	平山の天部形立像	平山区大師堂/宗像市吉留	平成13年6月1日

3) 書籍・古文書

表 指定有形文化財(書籍・古文書)一覧

図番号	種別	名称	所在	指定年月日
■国指定(重要文化財)				
31	書跡	色定法師一筆一切経	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和33年2月8日
32	古文書	宗像神社文書 附宗像神社記録 附宗像社家文書惣目録	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和53年6月15日
■市指定				
33	書跡	承福寺文書	承福寺/宗像市上八	昭和49年10月19日
34	書跡	増福院文書	増福院/宗像市山田	昭和62年4月17日

4) 考古資料・歴史資料

表 指定有形文化財(考古資料)一覧

図番号	種別	名称	所在	指定年月日
■国指定(国宝)				
35	考古資料	福岡県宗像大社沖津宮 祭祀遺跡出土品	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和37年6月21日
■国指定(重要文化財)				
36	考古資料	経石	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治39年4月14日
37	考古資料	滑石製経筒	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和14年9月8日
38	考古資料	福岡県田熊石畑遺跡出土品	海の道むなかた館/35宗像市深田	平成26年8月21日
■市指定				
39	考古資料	平信盛笠塔婆	宗像市池田	昭和49年3月30日
40	歴史資料	大図(土地字図)	海の道むなかた館/宗像市深田	平成16年3月25日
41	歴史資料	王丸八幡神社棟札	海の道むなかた館/宗像市深田	平成29年8月17日

(2) 民俗文化財

1) 有形民俗文化財

表 指定等有形民俗文化財一覧

図番号	種別	名称	所在	指定等年月日
■県指定				
42	有形民俗	海女の用具	海の道むなかた館/宗像市深田	昭和36年1月14日
■市指定				
43	有形民俗	王丸八幡神社宮座行事関係資料	海の道むなかた館/宗像市深田	平成29年8月17日
■国登録				
44	有形民俗	玄界灘の漁撈用具及び 船大工用具	海の道むなかた館/宗像市深田	平成22年3月11日

2) 無形民俗文化財

表 指定等無形民俗文化財一覧

図番号	種別	名称	所在	指定等年月日
■県指定				
45	無形民俗	鐘崎盆踊り	鐘崎盆踊振興会/宗像市鐘崎	平成3年11月15日
■市指定				
46	無形民俗	主基地方風俗舞	宗像大社/宗像市田島	昭和53年7月12日
47	無形民俗	神湊盆踊り	神湊盆踊保存会/宗像市神湊	平成2年3月31日

図番号	種別	名称	所在	指定等年月日
■県指定				
45	無形民俗	鐘崎盆踊り	鐘崎盆踊振興会/宗像市鐘崎	平成3年11月15日
■市指定				
48	無形民俗	宗像大社みあれ祭	宗像大社海洋神事奉賛会	平成29年8月8日
49	無形民俗	八所宮神幸行事	吉武地区歴史・伝統文化保存振興会/ 宗像市吉武地区	平成30年9月28日
■国記録選択				
50	無形民俗	北部九州の盆綱	福岡県(宗像市では曲地区で実施)	平成31年3月28日

(3) 記念物

1) 史跡

表 指定史跡一覧

図番号	種別	名称	所在	指定年月日
■国指定				
51	史跡	宗像神社境内	宗像大社/宗像市田島・大島・沖ノ島	昭和46年4月22日
52	史跡	桜京古墳	宗像市牟田尻	昭和51年3月31日
53	史跡	田熊石畑遺跡	田熊石畑遺跡歴史公園/宗像市田熊	平成22年2月22日
■市指定				
54	史跡	鐘崎(上八)貝塚	宗像市/上八	昭和62年2月1日
55	史跡	久原澤田古墳群	宗像ユリックス/宗像市久原	昭和63年10月12日
56	史跡	朝町竹重遺跡	朝町竹重遺跡/宗像市朝町	平成4年6月30日
57	史跡	宗像氏貞の墓地及び石塔	承福寺/宗像市上八	平成5年3月31日
58	史跡	平等寺瀬戸遺跡	平等寺瀬戸古墳/宗像市平等寺	平成5年4月15日
59	史跡	田野瀬戸古墳	田野瀬戸古墳/宗像市田野	平成18年3月31日

2) 天然記念物

表 指定天然記念物一覧

図番号	種別	名称	所在	指定年月日
■国指定				
60	天然記念物	沖の島原始林	宗像市沖ノ島	大正15年10月20日
61	天然記念物	カンムリウミスズメ	宗像市沖ノ島等	昭和50年6月26日
■県指定				

62	天然記念物	横山の大クス	宗像市山田	昭和28年7月28日
63	天然記念物	吉武のマキ	宗像市吉留	昭和28年11月5日
64	天然記念物	光岡八幡宮の大クス	光岡八幡宮/宗像市光岡	昭和31年7月28日
65	天然記念物	孔大寺の大イチョウ	宗像市池田	昭和31年7月28日
66	天然記念物	織幡神社イヌマキ天然林	織幡神社/宗像市鐘崎	昭和32年8月13日
67	天然記念物	八所神社の社叢	八所神社/宗像市吉留	昭和41年10月1日
68	天然記念物	平山天満宮の大クス	平山天満宮/宗像市吉留	昭和50年8月14日
69	天然記念物	泉福寺のエノキ	泉福寺/宗像市鐘崎	平成11年3月19日
■市指定				
70	天然記念物	大楠 (田島氏八満神社境内)	氏八満神社/宗像市田島	昭和49年10月19日
71	天然記念物	浄光寺藤の木	浄光寺/宗像市江口	昭和50年8月28日
72	天然記念物	依岳神社バクチの木	依岳神社/宗像市田野	昭和50年8月28日
73	天然記念物	いちょうの木	依岳神社/宗像市田野	昭和50年8月28日

5. 世界文化遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」

世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）に基づき、ユネスコの世界遺産リストに記載された世界的に「顕著な普遍的価値」を持つ遺跡、建造物群、モニュメントなどの文化遺産及び地形・地質、生態系、自然景観、生物多様性などの自然遺産など、国家や民族を超えて未来世代に引き継いでいくべき人類共通のかけがえのない文化と自然の遺産です。

「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」は平成 29 年（2017）7 月の第 41 回世界遺産委員会で審議され、世界遺産一覧表に記載され世界遺産になりました。

本資産は 8 つの構成資産（沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩・宗像大社沖津宮遙拝所・宗像大社中津宮・宗像大社辺津宮・新原・奴山古墳（福津市））で構成され、そのうち本市には 7 つの構成資産が位置しています。九州本島から約 60km 離れた沖ノ島と、大島および九州本島に位置する関連遺産群は、古代から現在まで発展し継承されてきた神聖な島を崇拝する文化的伝統の顕著な物証です。沖ノ島には、日本列島、朝鮮半島および中国大陸の諸国間の活発な交流に伴い、4 世紀後半から 9 世紀末まで続いた、航海安全に関わる古代祭祀遺跡が残されています。古代豪族の宗像氏は、神宿る島への信仰から、宗像三女神信仰を育みました。沖ノ島は三女神をまつる宗像大社の一部として、島にまつわる禁忌や遙拝の伝統とともに、今日まで神聖な存在として継承されています。

図 構成資産とそれぞれの関係



第3章 宗像市の歴史文化

1. 歴史文化とは

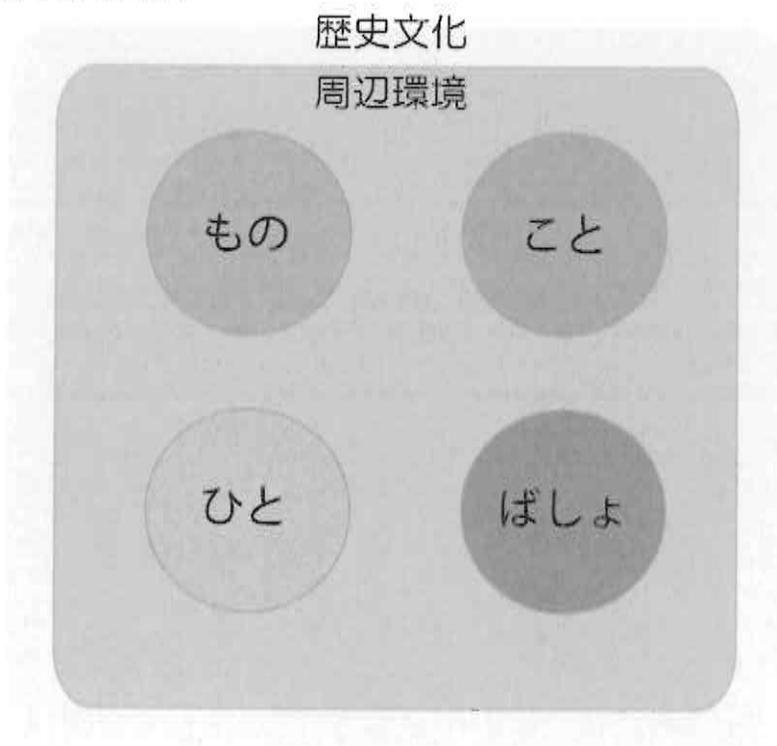
本計画では、指定・未指定に関わらず文化財そのものと、それに伴う交通や特産品、その地域の産業など、文化財に付随する要素を含んだ概念を「歴史文化遺産」と定義します。歴史文化遺産は、「もの・こと・ばしょ・ひと」に大別することができます。

さらに、歴史文化遺産とその周辺環境（自然環境や周囲の景観、歴史文化財を支える人々の活動など）とが一体となったものを「歴史文化」と定義し、区別します。

「歴史文化」は、後述する歴史的風致を含んだ概念となっています。

本市の多様な歴史文化財を多面的な視点で捉え、価値や魅力を高め、効果的な保存と活用の取組みを考える上では、個々の歴史文化財のつながりや本市の歴史文化の特徴を踏まえることが重要です。

図 歴史文化の概念



※歴史文化には歴史的風致を含む

宗像市の歴史文化を捉えるための視点・キーワードを次の視点で整理。

○歴史文化遺産 地域ごとの特徴

○周辺環境

- ・自然 豊かな自然環境（玄界灘・釣川・四塚連山など）
- ・地理 北部九州沿岸部に位置する陸・海の交通の要衝地（海の道・陸の道）
- ・活動 昔と変わらない歴史文化遺産を支える人々の活動（漁業・農業・伝統産業）
- ・景観 歴史や活動の記憶を伝える景観がある（漁村・農村・赤間宿の街並み）

2. 宗像市の歴史文化

地域で捉えた歴史文化

○浦々

漁村集落や街並み・祠や神社・豊漁と航海安全にまつわる信仰・玄界灘・漁業など

○里山

歴史文化遺産：農村集落・街並み・祠・神社・農業・酒造り・無病息災や里の恵みに感謝し五穀豊穡を祈る人々の活動・豊かな里山の自然など

○まち

赤間宿の街並み・酒造りなどの伝統的産業・祭事など

○市街地

日の里団地や自由ヶ丘団地・団地の歴史を物語る住宅・コミュニティ活動など

共通の属性で捉えた歴史文化

○信仰

不動尊信仰・宗像三女神信仰・恵比寿信仰・宗像四国八十八霊場・地域の祭り・関わる人々の活動など

○みち

唐津街道・航路・鉄道・人や物の往来・文化の発達の場・人々の活動など

○自然

四塚連山・さつき松原・釣川・関連する歴史文化遺産・人々の活動など

○宗像氏

宗像一族・大宮司家・宗像大社文書・宗像大社・沖ノ島・祭事など

○自然

四塚連山・さつき松原・釣川・関連した人々の活動など

3. 宗像市の維持向上すべき歴史的風致

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われている歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が、一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されています。すなわち、下記の①～③の条件をすべて備えていることが、歴史的風致の前提条件といえます。

①: 地域に固有の歴史や伝統を反映した活動が行われていること

②: ①の活動が、歴史上価値の高い建造物とその周辺で行われていること

③: ①の活動と②の建造物が、一体となって良好な市街地環境を形成していること

本市が平成28年に認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」において、維持向上すべき歴史的風致として以下の4つを選定しました。

(1) 宗像大社ゆかりの歴史的風致

宗像大社は沖ノ島に位置する沖津宮と大島に位置する中津宮、九州本土に位置する辺津宮の三宮の総称で、全国で約6,400社ある宗像三女神を祀る神社の総本社であり、すべての道の守護神として全国的に広く信仰を集めている神社です。

現在、宗像大社では年間約40もの祭事が行われ、特に宗像大社辺津宮で10月1日から10月3日にかけて行われる秋季大祭と12月の古式祭、大島の中津宮で8月7日に行われる七夕祭りは、氏子や崇敬者たちに支えられながら千数百年間続けられてきたものであります。また、浦々の日々の暮らしに根付いている宗像三女神信仰には、宗像大社の神様に対する感謝と畏敬の念がよく表れています。

(2) 宗像の浦々にみる歴史的風致

本市の北側玄界灘沿岸部に位置する鐘崎地区と神湊地区、離島の大島、地島では現在も多くの人々が漁業を生業としています。これらの海と共に暮らす人々の信仰や祭事には常に死や危険と隣り合わせであることから、海からの恵みに対する感謝と自然や万物に対する畏敬の念が込められており、日々の暮らしの中で豊漁と航海安全を祈り、感謝を捧げる様々な神様がいて、今もその信仰や風習が息づいています。

(3) 八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致

市南東部の最も内陸の場所に位置する八所神社は、地元で八所宮と呼ばれ、地域の神社として親しまれ崇敬されてきました。毎年10月には、神様と地域の人々が一体となって里の恵みに感謝し五穀豊穰を祈る御神幸祭が行われています。また、その周辺には田園風景と農村集落が広がっており、江戸時代には、赤間宿と木屋瀬宿とを結ぶ赤間街道が通っていたため、旧街道沿いには現在も近世の町屋が立ち並ぶ風景をみることができます。

(4) 唐津街道赤間宿にみる歴史的風致

江戸時代、唐津街道は筑前小倉（北九州市）から肥前唐津（佐賀県唐津市）を結ぶ北部九州の交通と物流の大動脈として整備されました。

市の東部に位置する赤間地区には唐津街道の宿場町として赤間宿が整備され、人や物資の集積地として大きく賑わいました。現在も赤間宿の唐津街道沿いには、ウナギの寝床と言われる街道に面する間口が狭く、奥に長い町屋の区画が残され、古い建物が立ち並んでいます。また、宿場町として栄えた時代から続けられてきた酒造をはじめとする生業や賑やかだった時代から守り伝えられてきた人々の伝統行事が受け継がれています。

宗像の歴史や自然を色濃く反映した多様な歴史文化

第4章 関連文化財群と文化財保存活用区域

1. 関連文化財群とは

宗像市の多様な歴史文化遺産を、歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーなどに沿って一定のまとまりとして捉えたものを、「関連文化財群」と定義します。

関連歴史文化遺産群の設定にあたっては、以下の点に留意しました。

- 宗像市の歴史文化の特徴が反映されたストーリーとする。
- 構成文化財は、国・県・市指定文化財だけでなく、未指定の歴史文化遺産も含める。
- 世界遺産に登録された「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」は、内容を更新して関連文化財群の一つとして位置付ける。
- 市民が共感できる、親しみやすく分かりやすいテーマやストーリーとなるよう心がける。
- 地域活性化や観光振興につながるような内容とする。
- 周遊につながるような内容を意識する。

2. 宗像市の関連文化財群

本市の関連文化財群として、以下の6つのテーマやストーリーを設定しました。なお、関連文化財群については、今回示すものだけではなく、今後も事業として継続的に取り組み、新たな関連文化財群を見出していきます。

- 関連文化財群 1 宗像一族の痕跡
- 関連文化財群 2 四塚連山～むなかたのシンボル～
- 関連文化財群 3 むなかたの酒
- 関連文化財群 4 宗像の平家伝説
- 関連文化財群 5 釣川と人々の営み
- 関連文化財群 6 浦・里・まちの暮らし

表 関連文化財群一覧

歴史文化の特徴	タイトル	ストーリーの特徴
	宗像一族の痕跡 (世界遺産関連)	宗像郡(今の宗像市、福津市)は古くから、宗像一族、のちの宗像大宮司家がおさめていた地域でした。現在でも古文書や伝承、遺跡等、宗像各地にその痕跡が残されています。
	四塚連山 ～むなかたのシンボル～	市の東部には湯川山(471.3m)、孔大寺山(498.8m)、金山(317.3m)、城山(369.2)の山々が連なっています。この4つの山を総称して「四塚連山」と呼ばれ親しまれてきました。これらの山々はひとびとの生活に恵みや産業を与えとともに、多くの歴史の舞台ともなりました。
	むなかたの道	さまざま事象に彩られた宗像市の歴史をひも解くと、先祖がたどったさまざまな「道」が現れます。宗像では、陸の道だけでなく、海や川も道となり多くの物資・文化を運んできました。それらの道をたどっていくと、宗像の祖先の痕跡、特徴が浮かび上がってくるようです。
	宗像の平家伝説	中世、西日本は平家の拠点であったので、平家滅亡後も民衆の心の中に生き続けてきたものが、宗像各地に伝説として残っています。
	釣川と人々の営み	
	浦・里・まちの暮らし	

関連文化財群1

宗像一族の痕跡

概要

宗像郡（今の宗像市、福津市）は古くから、宗像一族、のちの宗像大宮司家が治めていた地域でした。現在でも古文書や伝承、遺跡等、宗像各地にその痕跡が残されています。

構成要素

沖ノ島・宗像君徳善・尼子娘・宗像大宮司家・増福院・菊姫・白山城・城山・許斐山・神宝館・宗像文書・宗像大社辺津宮本殿・拝殿・阿弥陀経石・石像狛犬・色定法師一筆一切経

ストーリー

関連文化財群2

四塚連山～むなかたのシンボル～

概要

市の東部には湯川山(471.3m)、孔大寺山(498.8m)、金山(317.3m)、城山(369.2)の山々が連なっています。この4つの山を総称して「四塚連山」と呼ばれ親しまれてきました。これらの山々はひとびとの生活に恵みや産業を与えるとともに、多くの歴史の舞台ともなりました。

構成要素

修験道、金山、縦走、国境、平家伝説、金ひきうす、平笠塔婆

ストーリー

関連文化財群3

むなかたの道

概要

さまざま事象に彩られた宗像市の歴史をひも解くと、先祖がたどったさまざまな「道」が現れます。宗像では、陸の道だけでなく、海や川も道となり多くの物資・文化を運んできました。それらの道をたどっていくと、宗像の祖先の痕跡、特徴が浮かび上がってくるようです。

構成要素

さまざま事象に彩られた宗像市の歴史をひも解くと、先祖がたどったさまざまな「道」が現れます。宗像では、陸の道だけでなく、海や川も道となり多くの物資・文化を運んできました。それらの道をたどっていくと、宗像の祖先の痕跡、特徴が浮かび上がってくるようです。

ストーリー

関連文化財群4

宗像の平家伝説

概要

中世、西日本は平家の拠点であったので、平家滅亡後も民衆の心の中に生き続けてきたものが、宗像各地に伝説として残っています。

構成要素

平知盛の墓(ひらとも様)、赤間陵巖寺蔦神社、二位の尼、生目神社、上八日明八幡社の平景清、宗像神社阿弥陀仏経石にまつわる平重盛や船大将許斐妙典の話、旧勝島漁民の平家末裔伝承、吉留の平家塚(平国政、二位の尼)、平信盛笠塔婆

ストーリー

関連文化財群5

釣川と人々の営み

概要

中世、西日本は平家の拠点であったので、平家滅亡後も民衆の心の中に生き続けてきたものが、宗像各地に伝説として残っています。

構成要素

平知盛の墓(ひらとも様)、赤間陵厳寺蔦神社、二位の尼、生目神社、上八日明八幡社の平景清、宗像神社阿弥陀仏経石にまつわる平重盛や船大将許斐妙典の話、旧勝島漁民の平家末裔伝承、吉留の平家塚(平国政、二位の尼)、平信盛笠塔婆

ストーリー

関連文化財群6

浦・里・まちの暮らし

概要

構成要素

ストーリー

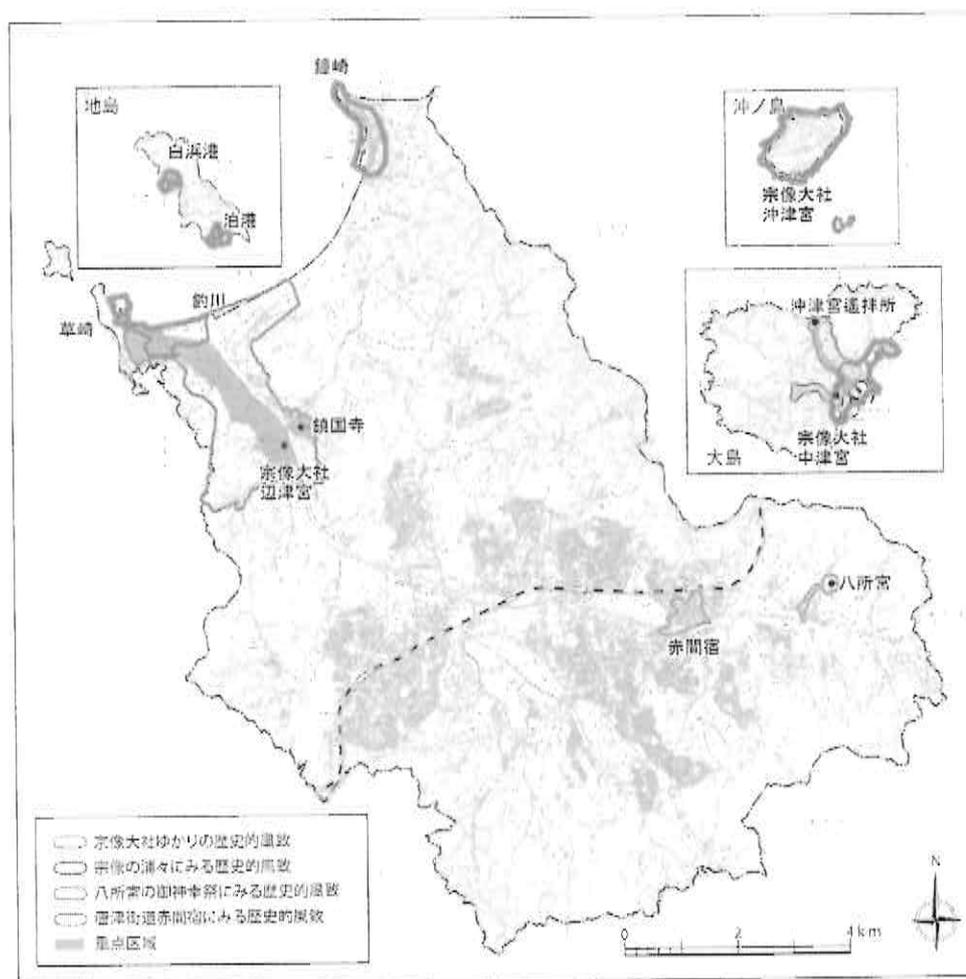
3. 文化財保存活用区域とは

歴史文化遺産が特定の場所に集中している場合、その周辺環境を含め、歴史文化財を核として文化的な空間を創出するための計画区域のことを、「歴史文化財保存活用区域」と定義します。

4. 宗像市の文化財保存活用区域

本計画では、国の作成指針に基づき、歴史的風致維持向上計画で選定した重点区域を文化財保存活用区域として選定します。すなわち、本市のシンボルといえる宗像大社を中心とし、宗像大社（沖津宮・中津宮・辺津宮）や宗像大社ゆかりの鎮国寺周辺、及び沖ノ島を起源とする信仰が大島、九州本土へと広がり、海で結ばれた広大な信仰の場を加えた地域です。

図 歴史文化財保存活用区域の位置と範囲

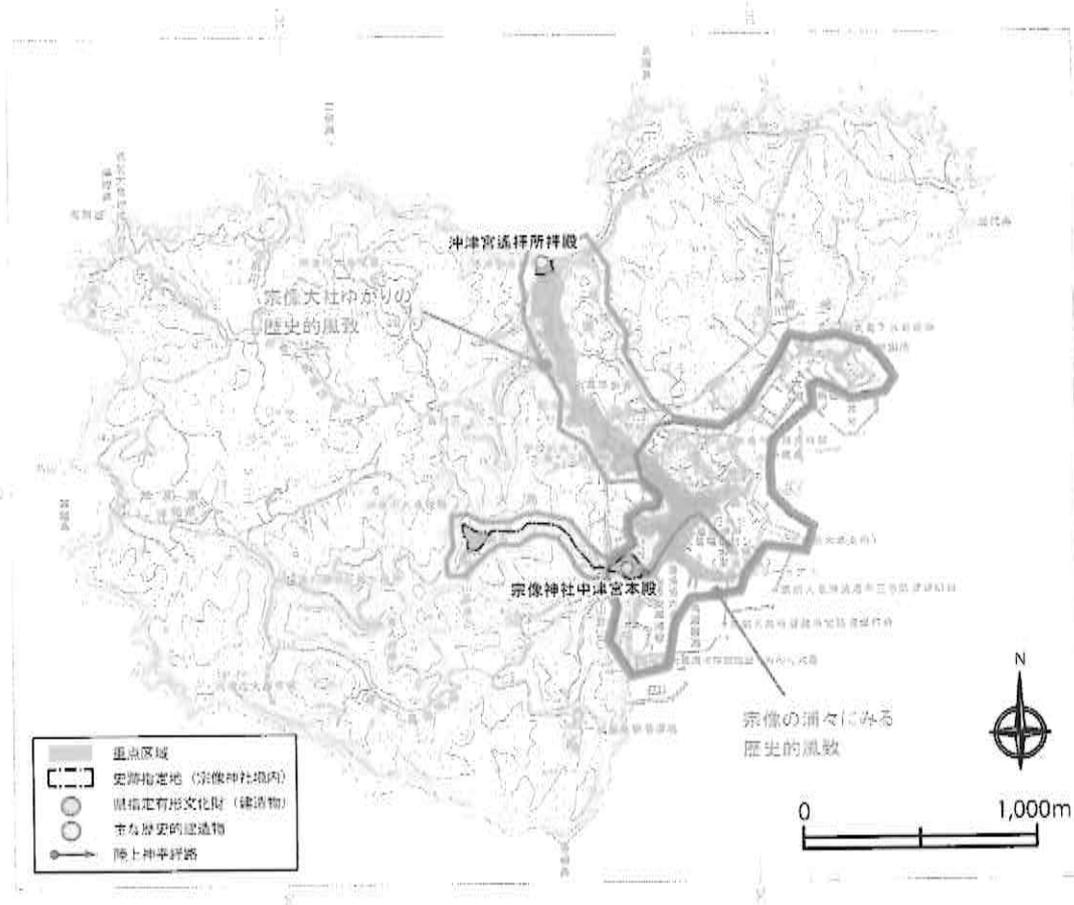


(1) 沖ノ島地区

沖ノ島は、日本列島から朝鮮半島へ至る海域の守り神とされ、島そのものが信仰の対象となっています。一般人の上陸は禁止され、宗像大社の神官が1名10日交代で島に常駐し、社殿での神事等を行っています。また、沖ノ島に上陸する際には、海水に浸かり身を清めるための禊を行わなければなりません。

本計画における沖ノ島地区の範囲は、沖ノ島全域のうち、神官が上陸する沖ノ島漁港及び禊を行う禊場周辺と沖津宮の本殿、拝殿までを含む、信仰のために立ち入る範囲とします。神官による日常的な神事のほか、みあれ祭の前に行われる沖津宮神迎え神事の際にも同様の範囲で神事を行います。

図 沖ノ島地区の位置と範囲(沖ノ島)

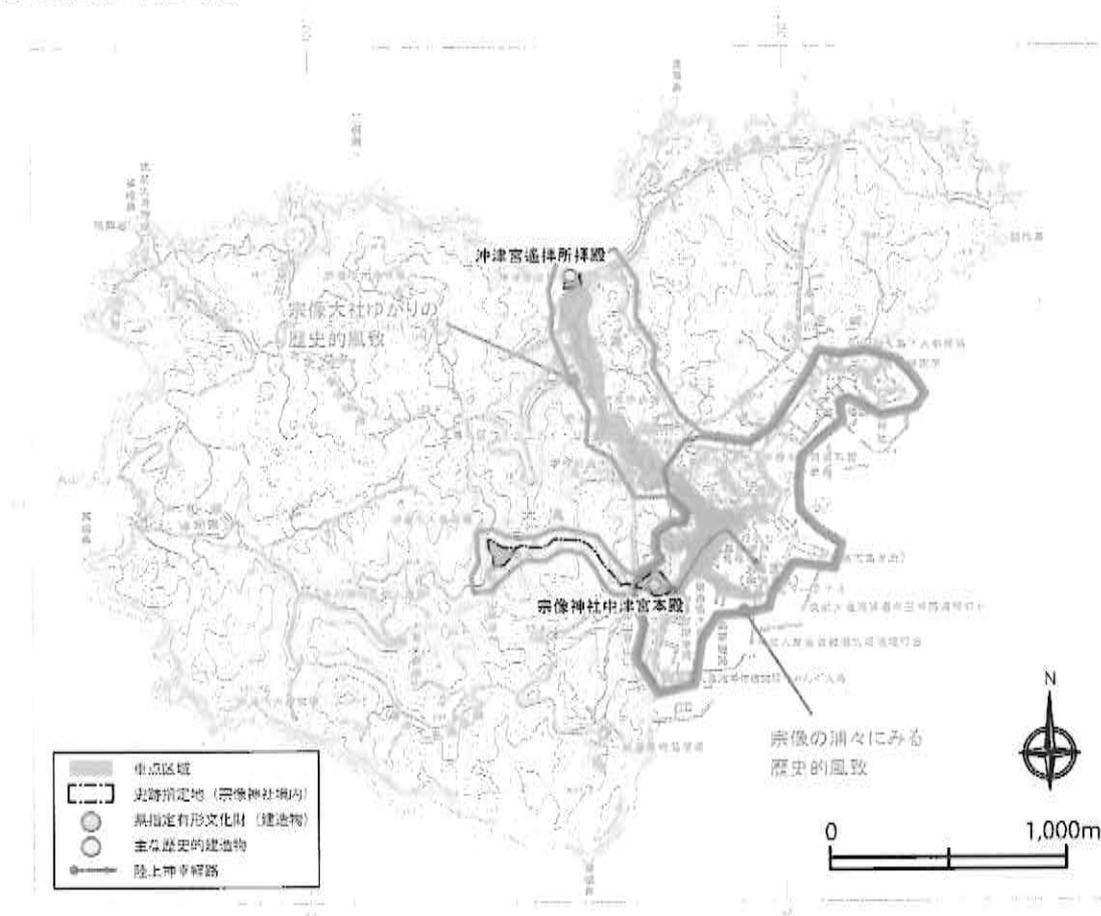


(2) 大島地区

大島には、国史跡「宗像神社境内」のうち、沖津宮遙拝所と中津宮の国史跡があります。大島の北岸に建てられた沖津宮遙拝所は遠く離れた沖ノ島を遙拝するための社殿で、空気の澄みきった日には、水平線上に沖ノ島を見ることができます。中津宮は御嶽山祭祀遺跡がある御嶽山山頂から、尾根を通る参道を介し、海に面した麓までの範囲が境内です。

島地区の範囲は、沖津宮遙拝所の史跡指定範囲と中津宮の史跡指定範囲のほか、沖津宮遙拝所から大島港周辺を結ぶ道路沿道と神迎え神事の際に沖ノ島の神様を中津宮にお迎えするための陸上神幸の経路である大島港及びその背後集落から宗像大社中津宮までを含む範囲とします。

図 大島地区の位置と範囲

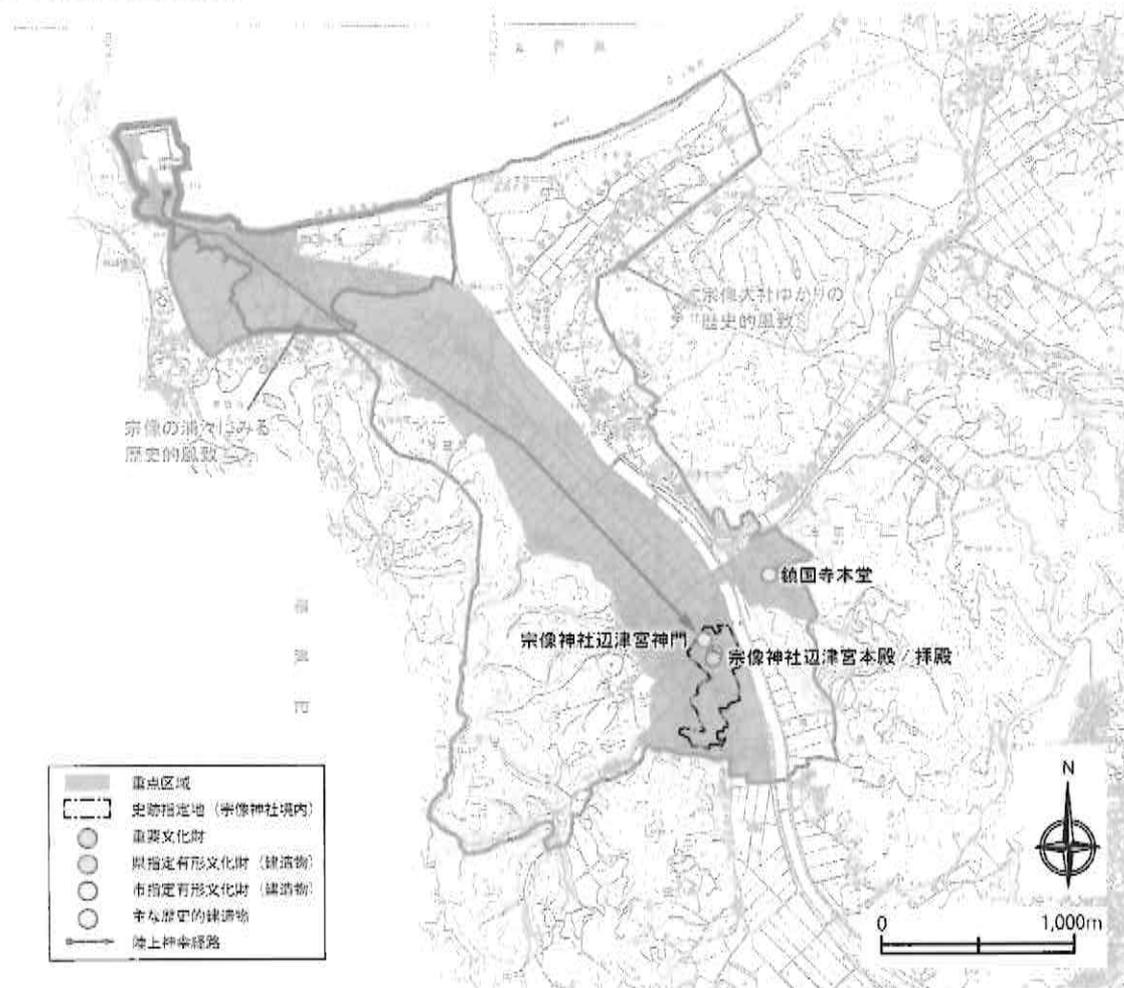


(3) 玄海地区

玄海地区には、国史跡「宗像神社境内」のうち、辺津宮が国史跡となっています。辺津宮は九州本土に位置することから、一般人の上陸が禁止されている沖津宮や、大島に位置する中津宮と比較すると参拝者も多く、宗像大社における神事を中心となっています。

本計画における玄海地区の範囲は、神湊港から宗像大社辺津宮までの陸上神幸の経路を中心とし、辺津宮の史跡指定地及び宗像大社の神宮寺である鎮国寺の周辺を含む範囲とします。

図 玄海地区の位置と範囲



第5章 歴史文化財の保存と活用に関する現状と課題

本章では、歴史文化遺産の保存と活用に関して、調査研究・保存・活用・推進体制の視点から各取り組みの現状を整理し、それぞれの課題について示します。

1. 調査研究に関する現状と課題

(1) 現状

1) 行政による調査研究

宗像市では合併前の旧大島村を除く旧宗像市と旧玄海町の文化財専門職員配置以降、開発に伴う埋蔵文化財発掘調査や指定に伴う個別の専門調査、市町村市史編さん事業などを実施しています。また、福岡県主体の各種文化財の総合調査の際には、福岡県と宗像市が連携して実施しています。

2) 大学や研究機関等の専門家による調査研究

行政が行う調査研究の中で、宗像市に専門分野の職員が不在の場合は、大学や研究機関等の専門家の協力を得て実施しています。また、発掘調査で得られた考古資料については、論文執筆等のために大学や研究機関等の専門家が査研究を進めています。

3) 郷土史家やボランティア等による調査研究

これまで宗像市では、郷土史家やボランティア等が地域に根ざしたさまざまな調査研究を実施してきました。近年では、市文化財部局の技術支援を受け、調査研究を実施するボランティアもあります。

4) 世界遺産に関する調査研究

福岡県・宗像市・福津市・宗像大社からなる「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会が中心となり、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の価値をより一層高めるため、専門家の協力を得て多角的な視点から研究調査を実施しています。

(2) 調査研究の課題

宗像市ではこれまで、行政だけでなく、さまざまな人々が市内の歴史文化遺産の調査研究を行ってきました。これらを見てみると、調査研究が進んでいない分野あったり、これまで実施してきたものの中には整理が不十分だったりするものがあります。また、本計画の作成に伴い、歴史文化遺産に関する調査研究資料の収集や整理、現地調査を行いました。これらについて十分に把握できているとは言えない状況です。

調査研究の課題

- 課題 1 調査研究分野に偏りがある。
- 課題 2 調査研究の整理が不十分である。
- 課題 3 未把握の歴史文化遺産が存在する。
- 課題 4 歴史文化遺産に関する調査研究資料の収集や整理が不十分である。

2. 保存に関する現状と課題

(1) 現状

1) 文化財保護法や条例に基づく文化財指定等による保護

本市では、旧宗像市では昭和 60 年（1985）、旧玄海町では昭和 48 年（1973）にそれぞれ文化財保護条例を制定しました。これまで、さまざまな分野の調査によってその価値が評価された文化財は文化財保護法や県・市の条例に基づき指定や登録等がされ、保護が図られています。その数は、令和 2 年 3 月 31 日現在、●●件を数えます。

2) 財政支援

指定文化財は指定区分に応じて、国・県・市が修理・保存に関する事業について、所有者が保存のために実施する事業について財政支援を行っています。宗像市では平成 25 年（2013）に「宗像市文化財保護事業補助金交付要綱」を制定しました。また、宗像市では、指定等以外の歴史文化財の所有者等に対し、文化芸術活動事業補助金として保存・活用・継承を目的とし、後継者の育成を視野に入れたまちづくりにつながる活動について支援を行っています。

3) 技術支援

地域の歴史文化遺産について、指定・未指定に関わらず所有者や地域から相談等があった場合には、職員が現地を確認し、行政や識者が助言などの技術支援を行い、課題解決に取り組んでいます。

4) 防災・防犯

指定文化財等の所有者は国・県・市指定などの区分に応じて、防犯・防災設備設置等に関する事業を国・県・市の財政支援を受け実施しています。また、毎年、文化財防火デー（1月26日）には、宗像地区消防本部による指定文化財の防火査察を所有者と市文化財部局の立ち合いにより実施し、宗像大社では、宗像大社自衛消防隊・宗像地区消防本部・宗像市消防団が合同で防ぎよ訓練を実施しています。このほか、近年は指定文化財等の所有者に対し、文化財の火災に対する注意喚起を促すことを目的に防火対策に関する設備等の状況の確認や点検を含めた緊急調査を実施しています。

5) 埋蔵文化財

文化財部局に埋蔵文化財の有無の照会に関する窓口を設け、文化財保護法第93条1項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為等について、事業者と事前に協議を行うことで、埋蔵文化財が未調査のまま消失することを未然に防いでいます。開発等によりやむを得ず埋蔵文化財が失われる場合には、発掘調査による記録保存を行っています。そのほか、開発予定だった住宅地の一部が協議により公園として保存されているところもあります。

6) 収蔵施設

発掘調査で出土した埋蔵文化財や収集や寄贈を受けた民具などは、海の道むなかた館や市内の公共施設で収蔵しています。また、金属や紙資料などは海の道むなかた館の特別収蔵庫で温湿度管理のもと収蔵を行っています。

7) 周辺環境

宗像市は、離島を除く全市域都市計画地域であり、そのうち約17%にあたる1,876haが市街化区域、残りの9,114haが市街化調整区域です。宗像市では、都市計画法に基づく地区計画制度を活用し、宗像大社辺津宮などの歴史文化財と周辺地域が調和した良好な市街地環境の形成を図るため、平成25年（2013）

に「宗像大社地区地区計画」を決定しました。また、平成26年(2014)には景観法に基づく景観計画を策定し、エリアや軸、景観重点区域にそれぞれにおける景観形成の方針や、建築・建設行為、開発行為等を行う際の景観形成のルールを定め景観誘導を図っています。さらに、平成27年(2015)に屋外広告物条例を施行し、景観計画や地域の特性を踏まえ、3つの特別地域と1つの普通区域に区分し、地域ごとの基準を定め、積極的に良好な景観の保全・形成に努めています。

8) 地域による維持活動や技術継承

宗像市においては、歴史文化財の多くが地域の神社や寺院にあります。これらに関わる人々によって、清掃活動や修理などの維持活動がなされ、まつりや注連縄づくりなどの技術が継承されています。

(2) 課題

今日の宗像市でも、市街地化や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化などにより、文化財に関わる人々が少なくなり、市内では資金不足や人材不足などを理由に保存することがままならない歴史文化財が多く見受けられます。この傾向は特に未指定の歴史文化財に強く見られ、この状況が長く続くと、未調査のまま価値が十分に検討・評価・認知されないまま失われてしまう可能性があります。

防犯や防災については、国・県指定等文化財の設備等は比較的整っているものの、市指定文化財には課題が多く、災害や盗難に対する危険性が高くなっていると言えます。また、指定等文化財の中には自然災害や火災発生時における初期対応などに対する体制が脆弱なところもあります。

収蔵施設については、収蔵空間の限界を迎えつつあり、今後の文化財の収集・保管に影響をきたす可能性があります。また、施設の老朽化も課題です。

保存の課題

- 課題1 資金不足や人材不足により適切に保存ができていない、または困難なものがある。
- 課題2 価値が十分に検討・評価・認知されないまま失われつつあるものがある。
- 課題3 防火・防犯に対し体制や設備が整っていないところがある。
- 課題4 収蔵施設の老朽化と収蔵空間が限界を迎えつつある。

3. 活用に関する現状と課題

(1) 現状

1) 指定文化財等の整備・公開状況

宗像市には9件の史跡があり、うち2件は神社や寺院の所有、7件は宗像市の所有です。神社や寺院所有の史跡については公開されていますが、宗像市所有の桜京古墳（国指定）、田野瀬戸古墳（市指定）については、安全上の理由から非公開となっています。

国史跡に指定されている田熊石畑遺跡では、公有地化と市民参加型による整備を行い、平成27年（2015）には「田熊石畑遺跡歴史公園」（愛称：いせきんぐ宗像）として全面供用を開始しました。歴史公園の管理運営は、地域への協働委託により実施しています。ここでは、毎年、市が主催する秋祭りや周年祭、大学との連携による寺子屋事業のほか、地元の東郷地区コミュニティ運営協議会が主催する夏祭りなど地域主体の活動も盛んです。

・その他の指定等文化財の整備・公開状況

建造物や樹木などの天然記念物といった不動産は現地に行くで見学することが可能です。また、一部の建造物については、安全上の理由から内部の公開までには地域のイベント等で公開しています。また、美術工芸品などの動産は、保存上の理由から期間や時間を定めて公開されています。

2) 世界遺産

宗像市では、世界遺産ガイダンス施設の海の道むなかた館を中心に、世界遺産としての価値をより多くの人に伝え、世界遺産登録への理解を深めてもらうための活動をしています。また、福岡県・宗像市・福津市・宗像大社から組織された「「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会」によっても、公式ガイドブックや多言語化されたリーフレットなどの刊行物が作成・配布されたり、専門家による講演会などが開催されたりしています。さらに、同協議会のホームページ上には世界遺産に関する各種情報が掲載され、「世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群デジタル・アーカイブ」には、世界遺産の構成資産や研究成果の成果等が公開されています。

3) 施設

宗像市には、歴史文化遺産の活用に関する4つの施設があります。

海の道むなかた館は歴史拠点施設や世界遺産ガイド施設としての機能を持つ平成24年（2012）に開館した施設です。常設展示室では、埋蔵文化財の展示やリーフレットの配布による宗像市の歴史案内や、3Dシアターや大型スクリーンを用いた世界遺産の紹介、特別展示室では、重要文化財に指定されている石畑遺跡から出土した青銅製武器を展示しています。

大島交流館は世界遺産登録後の平成29年（2017）に開館した施設です。ここでは、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群、大島の自然、沖ノ島との関わり、島の人たちの暮らしなど、大島の様々な魅力について、映像、写真、パネル展示などで紹介しています。

赤間館は赤間地区の旧唐津街道赤間宿に宗像市東部観光拠点施設として平成26年（2014）に開館した施設です。ここには、展示室や観光物産コーナーがあり、旧唐津街道赤間宿をはじめとする宗像市東部の歴史や観光に関する情報を発信しています。また、赤間宿内の町屋には「出光佐三展示室」があり、赤間宿出身の出光佐三の生涯を学ぶことができます。

宗像大社宗像大社辺津宮にある神宝館では、沖ノ島の古代祭祀遺跡から発見された約8万点の奉獻品が収蔵・展示されています。

4) 環境整備

宗像市では「宗像市サイン整備基本計画」に基づき、来訪者を目的地にスムーズに誘導するため、市内各所に統一的な誘導サインが設置されています。この中には文化観光施設や指定・登録文化財の誘導サインがあります。また、現地見学可能な建造物などの有形文化財や史跡名勝天然記念物は現地に解説のためのサインを設置しています。

大島や地島、沿岸部のさつき松原などの観光地では、来訪者の受入れのためにトイレや駐車場が整備されています。

5) 活用事業

宗像市には、地域の研修会や学習会、学校の授業などで出前授業を行う「ルックルック講座」があります。この中には、歴史をテーマにしたメニューがあり、市や大学、団体から講師が出向き講座を行っています。

海の道むなかた館では、毎年、独自性のある地域に根ざした特別展を開催し、勾玉づくりなどの体験学習や館長講座など、より多くの市民に歴史や館に親んでもらうための事業に取り組んでいます。

また、宗像市では、行政だけでなく所有者やボランティア、団体や地域コミュニティなどでも観光振興や地域活性化などの視点から各事業に取り組んでいます。神社や寺院などでは歴史的な空間や建造物を活用したイベントが催され、地域では歴史文化財の魅力の再発見のために地域資源調査などに取り組んでいます。

6) 情報発信

宗像市では、広報紙やホームページを活用しながら、歴史文化遺産に関する情報について情報発信を行っています。

「時間旅行ムナカタ」は市広報紙を活用した情報発信方法のひとつです。平成21年（2009）から文化財専門職員が宗像市の歴史や文化に関する情報を継続的に発信しています。

「むなかた電子博物館」は、インターネット上に存在する電子的な博物館です。宗像市が掲げる「協働」のモデルケースとして、宗像市からの事業委託「市民サービス協働化提案制度」に基づき、むなかた電子博物館運営委員会によって企画・運営・管理されています。歴史・文化（民俗・芸術）・自然をテーマに学校教材での活用をはじめ、地域の学習の一助となる電子博物館を目指しています。

また、地域を見ると、コミュニティ運営協議会のコミュニティ広報誌やホームページでも各地域の歴史文化遺産に関する情報発信が行われています。

7) 学校教育における活用

宗像市では、市内全小学校の社会科見学の受け入れを行い、子供たちが「海の道むなかた館」や現地に文化財を実際に見たり触れたりしながら、宗像市の歴史や世界遺産について学習しています。また、小学校3年生の昔の暮らし学習では、市が所蔵する農具や生活道具を子供たちに解説、体験する機会を設けています。

教育現場では、平成6年（1994）に宗像市の民話や歴史について記した副読本『探検！発見！むなかた』が作成され、小学校を中心に「ふるさと学習」の教材として長らく活用されてきました。さらに、平成30年（2018）には世界遺産

学習を進めるための副読本『ふるさと宗像 BOOK』が作成され、現在はこれを基に小中学生が世界遺産について学んでいます。

また、近年は、市内小中学生の希望者を対象とした「むなかた歴史クラブ」を開催しています。ここでは、地域や所有者、文化財専門職員の話や実際に歴史文化財に触れることで、地域の歴史について学び、将来の歴史文化遺産の保存と活用を担う人材育成を行っています。

(2) 課題

活用の推進に際しては、歴史的価値の欠如が懸念されます。

行政における活用事業は埋蔵文化財や世界遺産が中心で、宗像市の多様な歴史文化遺産の魅力や価値を十分に引き出し、伝えているとは言い難い状況です。海の道むなかた館の活用施設の展示も同様の傾向があり、展示手法などの見せ方や伝え方にも課題があります。

情報発信手段にはリーフレットなどの紙媒体やホームページ、SNS などの電子媒体がありますが、これらの手段について、それぞれの効果や特性について理解し、効率的に活用するまでには至っていません。

現在、活用事業については様々な施設や主体が関わりながら実施していますが、現状は各施設や主体がそれぞれに実施しており、施設の立地、それぞれの立場や役割を活かしたより効果的な事業展開ができていないことも課題です。

活用の課題

- 課題 1 活用の推進による歴史的価値の欠如が懸念される。
- 課題 2 多様な歴史文化遺産の魅力や価値を十分に引き出しきれていない。
- 課題 3 魅力的で効果・効率的な展示や情報発信などの見せ方や伝え方が不十分である。

4. 推進体制に関する現状と課題

(1) 現状

1) 庁内

宗像市では、文化財の保存と活用に関する事業を地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、宗像市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を定め、文化庁、福岡県の助言・指導のもと市長部局に設置された文化財課と世界遺産課が実施しています。文化財課と世界遺産課には専門職員が所属し、歴史文化遺産の保存と活用に関する事業を行っています。専門職員の専攻分野はおおよそが考古学です。また、庁内においては、各課が宗像市行政組織規則や宗像市教育委員会事務局組織規則に定められた職務に則し、歴史文化遺産の保存・活用に関して周辺環境の保全・地域活性化・観光振興・学校教育などを目的とした事業を行っています。

2) 附属機関

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による宗像市附属機関設置条例を定め、専門家等で構成された市に附属して歴史文化財の保存と活用に関わる事項について調査審議等を行う附属機関を設置しています。同条例に基づく附属機関は、文化財保護法第 190 条に規定された地方文化財保護審議会にあたる宗像市文化財保護審議会のほか、宗像市世界遺産活用検討委員会、宗像市史跡保存整備審議会、宗像市史編さん審議会、宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会があり、それぞれの担当事務に基づき調査審議等を行っています。

2) 法人団体

観光振興や地域の発展のために総合的な活用を行っている法人団体があります。これらの団体では、世界遺産などの歴史文化遺産を活用した各種イベントに取り組んでいます。

3) 地域「コミュニティ運営協議会・ボランティア」

現在、宗像市には自治会より広い単位でまちづくりを行うため、市立小学校の通学区域を単位とした 12 の組織（コミュニティ運営協議会）があり、それぞれにコミュニティ・センターが整備され地域の活動拠点となっています。各コミュニティ運営協議会は、まちづくりの方向性を示した「まちづくり計画」策定し、行政から支払われた使途を限定しない「まちづくり交付金」によって資金活用を行うことにより、「市民が行うもの」「行政が行うもの」「市民と行政が協働で行うもの」の役割分担を明確にし、自己決定・自己実現・自己責

任の考えを持って地域の課題解決に取り組み、各協議会は、地域活性化などを目的とした歴史文化遺産を活用した様々な事業を展開しています。

また、地域には歴史文化遺産に関わるボランティアがあり、独自の取組みを行っています。

歴史文化財の保存・活用に関わる体制・組織一覧

宗像市役所		
部	課	事務分掌
総務部	防災企画課	防災・防犯に関すること
	秘書政策課	市政情報の提供及び啓発・市 PR の全体調整・広報の編集発行に関すること
経営企画部	経営企画課	総合計画に関すること
市民協働環境部	コミュニティ協働推進課	市民参画・協働・生涯学習・市民活動・ボランティア活動に関すること
	文化財課	歴史文化財の調査研究・保存・活用に関すること
	世界遺産課	世界遺産の調査研究・保存・活用に関すること
	環境課	河川及び海浜の環境及び景観の向上に関すること
健康福祉部	健康課	食育推進に関すること
都市建設部	都市計画課	都市計画・都市景観に関すること
産業振興部	商工観光課	商工業・観光の振興に関すること
	農業振興課	農業・農村の活性化に関すること
	水産振興課	水産業の振興に関すること
教育子ども部	教育政策課	小中学校の教育に関すること
	図書課	市民図書館・学校図書に関すること
附属機関		
名称	担任事務	
宗像市文化財保護審議会	歴史文化財の保存及び活用についての重要事項に関すること	
宗像市史跡保存整備審議会	史跡についての保存整備等に関すること	
宗像市史編さん審議会	市史編さんの基本方針に関すること	
宗像市世界遺産保存活用検討委員会	世界遺産の保存及び活用に関すること	
宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会	宗像市歴史的風致維持向上計画の作成・変更・実施に係る連絡調整に関すること	
法人団体		
名称	事業内容	
宗像観光協会	観光情報の受発信・広域観光の推進・集客支援活動・地域産業活性化事業	
宗像市商工会	豊かな地域づくりと商工業振興のための地域活性化事業	
宗像青年会議所	よりよい社会づくりのための活動	

地域・ボランティア	
名称	
コミュニティ運営協議会(12 地区)	むなかた歴史を学ぼう会
海の道むなかた館地域学芸員の会	白山城址を守る会
宗像歴史観光ボランティアの会	池野地区コミュニティ運営協議会まちづくり計画「池野探索」活動委員会地元学班
宗像・沖ノ島世界遺産市民の会	むなかた古道プロジェクト
唐津街道むなかた推進協議会	鐘崎盆踊り振興会
八所宮奉斎会	陸上神幸実行委員会
宗像大社海洋神事奉賛会	赤間塾
夢燈籠まつり実行委員会	田熊石畑遺跡村づくりの会

(2) 課題

推進体制の課題

- 課題1 専門職の専攻分野に偏りがある。
- 課題2 保存と活用を推進する人材が不足している。
- 課題3 庁内外における関わる人々との情報共有・連携不足がある。

5. 関連文化財群に関する現状と課題

関連歴史文化財群のテーマに関する個別の歴史文化財だけでなく、歴史文化財相互の関係性などについて、調査研究を進めていく必要があります。また、関連文化財群については地域住民もその魅力や価値に気づいていないケースが多いため、調査研究の成果をわかりやすく発信していくことも必要です。

観光分野における歴史文化財の現状は、世界遺産である宗像大社がすでに観光地としての地位を確立しており、毎年多くの観光客が訪れています。しかし、周辺の歴史文化財の活用は進んでいません。このため、市内における観光客の滞在時間は少なく経済効果も限定的です。近年の観光の全国的傾向として、レジャー型の刊行だけでなく、歴史・文化・産業などの体験型観光への注目の増加や、感染症対策として移動や受け入れの少人数化など、観光ニーズが多様化しています。今後は、こうした多様なニーズに対応した新しい切り口によるテーマの追加設定なども検討していく必要があります。

一方で、民間で行われている観光事業の在り方を見ると、本市の観光資源としての歴史文化財は、点としての観光で自己完結しているケースが多く見られます。このことも、観光客の滞在時間が限定的である要因となっています。また、本市で実施しているイベントは一定の成功を収めていますが、これが地域住民による主体的かつ持続的な活性化にはつながっていないという課題があります。

さらには、感染症対策下での訪日外国人旅行者の誘致対応を検討していくことも必要です。関連歴史文化財群を活かし、歴史文化財を面的に活用することに対応したガイドの養成も行っていく必要があります。面的に活用するにあたっては、周遊などが円滑かつ安全に行えるように、ハード面での整備も図っていく必要があります。

6. 文化財保存活用区域に関する現状と課題

「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の緩衝地帯については、各種法令によって手厚く保護されていますが、その他の地域については方法がなく、歴史的建造物を取り巻く周辺環境の保全にどう取り組むべきかという課題があります。また、歴史的建造物の周辺においては、これらと調和しない屋外広告物や電柱電線類、道路の附属施設や、参道の劣化などによる景観の阻害や、社

叢の荒廃などが歴史的風致の魅力を減退させる要因になっています。

さらに、歴史的建造物自体が適切に保全されていたとしても、その周囲に連続して建ち並ぶ建造物の空き家化による景観阻害や跡地が中高層建築物や駐車場へ転用される事例も見られることで、優れた眺望景観やまちなみ全体としての連続性が失われることになり、結果的に歴史的風致の維持向上を図ることができません。具体的には、電柱電線類等の景観阻害要因については、宗像大社（中津宮・辺津宮）や沖津宮遙拝所の周辺、みあれ祭の陸上神幸、八所宮の御神幸祭の経路等にもみられ、華やかな神輿や行列等の後ろに電柱や電線が写り込み、歴史的風致の魅力を減退する要因になっています。

このようなことから、屋外広告物については平成27年（2015）より宗像市屋外広告物条例を施行し、特に宗像大社周辺等についてはより厳しい制限を設けていますが、既存不適格物件については、更新時期を迎えるまで現状のまま表示や設置を認める経過措置を設けているため、現在の基準に適合していない広告物が数多く残されています。簡易な違法広告物は市民と市が協働で撤去し、それ以外は市が適宜指導し是正していますが、重要な歴史的建造物周辺や神幸経路の屋外広告物の撤去・修景が不足しています。

第6章 歴史文化遺産の保存と活用に関する方針と措置

本計画は、平成27年（2015）年に策定した第2次宗像市総合計画に掲げる将来像「ときを紡ぎ躍動するまち」を実現する柱のひとつ「歴史文化を継ぎ育むまち」の考え方に沿って、より一層、積極的に歴史文化遺産の保存・活用を推進するための計画です。

第5章の歴史文化遺産の保存と活用に関する現状と課題にあるとおり、本市の歴史文化遺産の保存と活用に関する取組みはさまざまで、それぞれが相互作用を持ちながら重要な役割を果たしており、それらが一つでも欠けると歴史文化遺産の保存と活用の推進がままならなくなります。

本章では、宗像市の歴史文化遺産の保存活用の将来像と、それを実現するための調査研究・保存・活用・推進体制の項目について基本方針を以下のように定め、基本方針に沿ってそれぞれの対象ごとに関連歴史文化遺産群も含めて事業を示します。

1. 目指す将来像

宗像市の目指す将来像を以下のように定めます。

「（仮）過去から現在、さらに未来へと繋ぎ、

歴史文化を継ぎ育む 賑わいのあるまち」

これは、過去から現在へと宗像市の歴史文化を継承し、さらに未来へと繋がる時間軸の中で、次世代の担い手を育成することで、賑わいが持続できるような宗像市の歴史文化遺産の保存と活用の目指す姿を示しています。

2. 基本方針

■ 基本方針1 調査研究 -魅力や価値の再発見-

宗像市の歴史文化遺産について、全体像を把握し、魅力や価値を明らかにするため、計画を立て継続的に調査研究に取り組みます。

■ 基本方針2 保存 -次世代への確実な継承-

歴史文化遺産を確実に未来へ継承していくため、それぞれの歴史文化遺産の現状に配慮した保存の手立てを講じます。また、魅力や価値を高めるため、歴史文化遺産だけではなく、市街地環境や景観などの周辺環境の保全にも取り組みます。

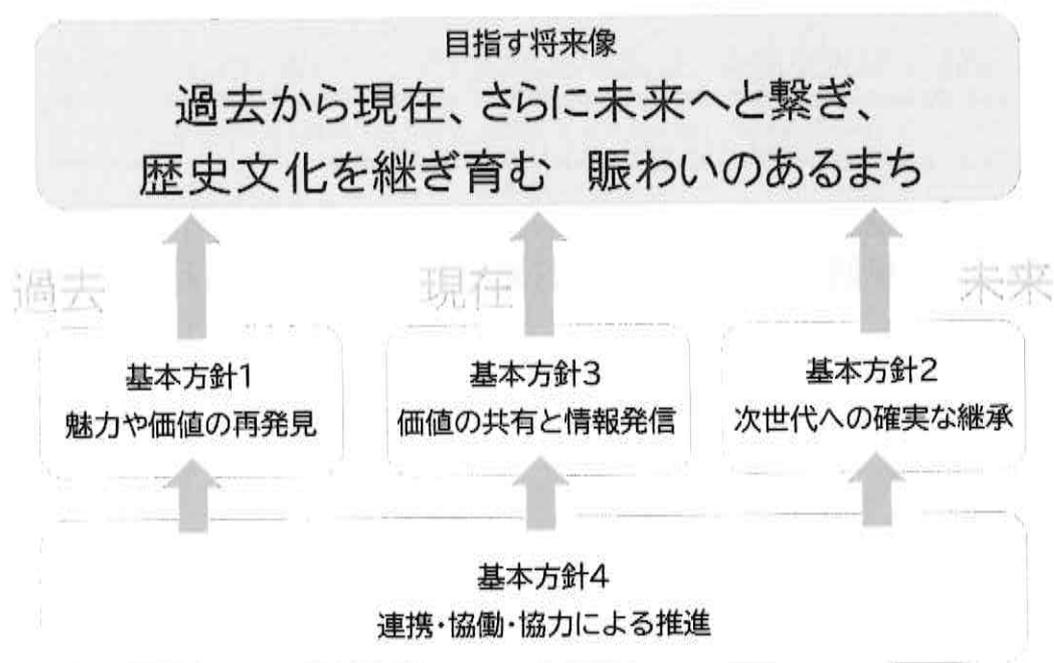
■ 基本方針3 活用 -価値の共有と情報発信-

活用には、歴史的価値を損なうことがないように配慮し、観光振興や地域活性化など新たな視点により歴史文化遺産の活用を推進します。また、最新の調査研究成果を反映させ、見せ方や伝え方を工夫しながら保存意識醸成のための各種活用事業に取り組み、市民や観光客と宗像市の多様な歴史文化遺産の価値や魅力を共有します。

■ 基本方針4 推進体制 -連携・協働・協力による推進-

文化財部局だけでなく、庁内関連課や市民、専門家などが交互に関わり合いながら、それぞれの立場や役割を活かしながら、歴史文化遺産の保存活用を推進します。

図 過去から未来へと繋ぐ時間軸における方針の全体像



(1) 基本方針1 調査研究 魅力や価値の再発見

1) 幅広い分野の調査研究の推進

市内のさまざまな歴史文化遺産についてその周辺環境も含め、幅広く調査研究に取り組みます。調査研究には、歴史文化遺産の全体像を把握するための悉皆調査などの総合調査と個別の専門調査があります。

2) 調査研究資料の収集・整理

歴史文化遺産に関する調査研究資料は、調査研究を推進する上で基礎となるものです。これらの資料の収集を継続的に行い、情報を蓄積していきます。また、整理に際しては、公開を見据え、台帳作成やデジタル化作業などを実施します。

(2) 基本方針2 保存 次世代への確実な継承

1) 文化財指定等の推進

調査研究によって価値が明らかになった歴史文化遺産については、必要に応じ指定や登録等の保存措置を検討します。指定等に際しては、事前に所有者と十分な協議を行い、文化財保護審議会に意見を聴取します。

2) 指定等文化財の保存

相談や助言などの技術支援を行います。財政支援については保存のための事業について法律や条令に基づく公的支援だけでなく、クラウドファンディングなどの民間資本の活用を検討します。修理や修理に際しては、調査研究成果に基づき、価値を損ねることがないように技術や材料を検討した上で実施します。また、指定等文化財の円滑な保存を図るため、保存活用計画の策定を推進します。

世界遺産については、さまざまな要因から損傷や破壊等から守るために、モニタリングや清掃活動、また景観条例や地区計画などにより、構成資産だけでなくブッファゾーンも含め保護・保全していきます。

3) 未指定等の歴史文化遺産の保存

保存意識醸成のための顕彰制度や緩やかな保護制度としての登録制度など、新たな保存の方策を検討します。技術支援については相談や助言などに取り組み、財政支援については補助金等の公的支援の検討やクラウドファンディングなどの民間資本を活用します。また、調査研究によって把握した祭や行事などの歴史文

化遺産のうち、人材不足や資金不足により失われてしまう可能性が高いものについては、後世へ伝えるため映像撮影などによる記録保存を実施します。

4) 人材育成

人材不足により適切に保存ができない、または困難な歴史文化遺産については、これを理由に貴重な歴史文化遺産が失われることがないように、担い手・後継者・語り部育成などの人材育成事業を実施します。

5) 防災・防犯の取組みの強化

啓発活動や防ぎよ訓練等の実施により防犯・防災意識の向上を図ります。特に指定文化財等については状況に応じた設備整備を実施し、保存活用計画の策定などにおいて防災計画を作成し、有事の際の初期対応の体制を整備します。これらを実施することで、火災や盗難等による歴史文化遺産の被害を最小限に抑えます。

6) 埋蔵文化財における適切な事前協議と発掘調査

文化財部局に埋蔵文化財の有無の照会に関する窓口を設け、開発等について事業者と事前に協議を行うことで、埋蔵文化財が未調査のまま消失することを未然に防ぎ、開発等によりやむを得ず埋蔵文化財等が失われる場合には発掘調査により記録保存を行います。

7) 収蔵施設の適切な維持管理

利用可能な施設の検討を行い、収蔵空間の確保に努めます。また、効率的に収蔵や保管を進めるために、収蔵計画や民俗資料などの受け入れ基準の作成や収蔵施設の一元化について検討を行います。

8) 周辺環境の保全

歴史文化遺産は、その周辺環境を含め総体として捉えることでさらに価値や魅力が向上します。市街地環境や景観については、引き続き地区計画や景観計画、屋外広告物条例による規制や誘導によって保全を図ります。

(3) 活用 価値の共有と情報発信

1) 観光振興や地域活性化など新たな視点による活用の推進

観光分野では、それぞれの歴史文化遺産を繋ぎ、ストーリー性を持たせ「点」から「面」で活用するための周遊ルートを作成します。また、地域活性化の視点では、地域特性を把握するための地域資源調査などを通じ、地域力を活かしたまちづくりにつながる各種事業を展開します。

2) 多様なニーズや個々の理解への配慮

活用事業に際しては、歴史文化遺産の魅力や価値の共有が円滑に進むよう、平易な言葉の使い方や魅力的な写真や動画を活用するなど市民や観光客への見せ方や伝え方に配慮します。

3) 歴史拠点施設の機能強化と地域とのネットワーク形成

海の道むなかた館では、訪れた市民や観光客が関連施設や歴史文化遺産の所在する地域を周遊できるよう歴史拠点施設としての機能を強化します。また、地域においてはサテライト展示を行うなど、海の道むなかた館と地域とのネットワーク形成に努めます。

4) 整備・公開事業の実施

指定等文化財については、所有者等の理解を得て整備・公開事業に取り組めます。そのほかの歴史文化遺産については、それぞれの歴史文化遺産の特性を考慮しながら地域や所有者と協議を行います。また、市が収集・整理した歴史文化財に関する調査研究資料についても公開を検討します。

5) 戦略的情報発信

地域密着型として市やコミュニティの広報、広範囲の情報発信としてSNSやHP等を活用しながら、より効果的な情報発信を行っていきます。

6) 保存へつなげる活用の取組み

歴史文化遺産の保存へとつなげるために歴史講座や展示会など、保存意識の醸成のための事業に取り組めます。

7) 環境整備

市民や観光客が円滑に歴史文化遺産を訪れることができるよう、周辺環境の検討を行い、必要に応じサインや便益施設などの整備を行います。

(4) 推進体制 連携・協働・協力による推進

文化財部局だけでなく、庁内関連課や市民、専門家などが交互に関わり合いながら、それぞれの立場や役割を活かしながら、歴史文化遺産の保存活用を推進します。

1) 文化財専門職のマネジメント能力の向上

文化財専門職員の個々の専門性を高めるだけでなく、宗像市に所在する多様な歴史文化遺産に対応できるように、さまざまな人と関わりを持ち、総合的マネジメント能力の向上を図ります。

2) 庁内連携

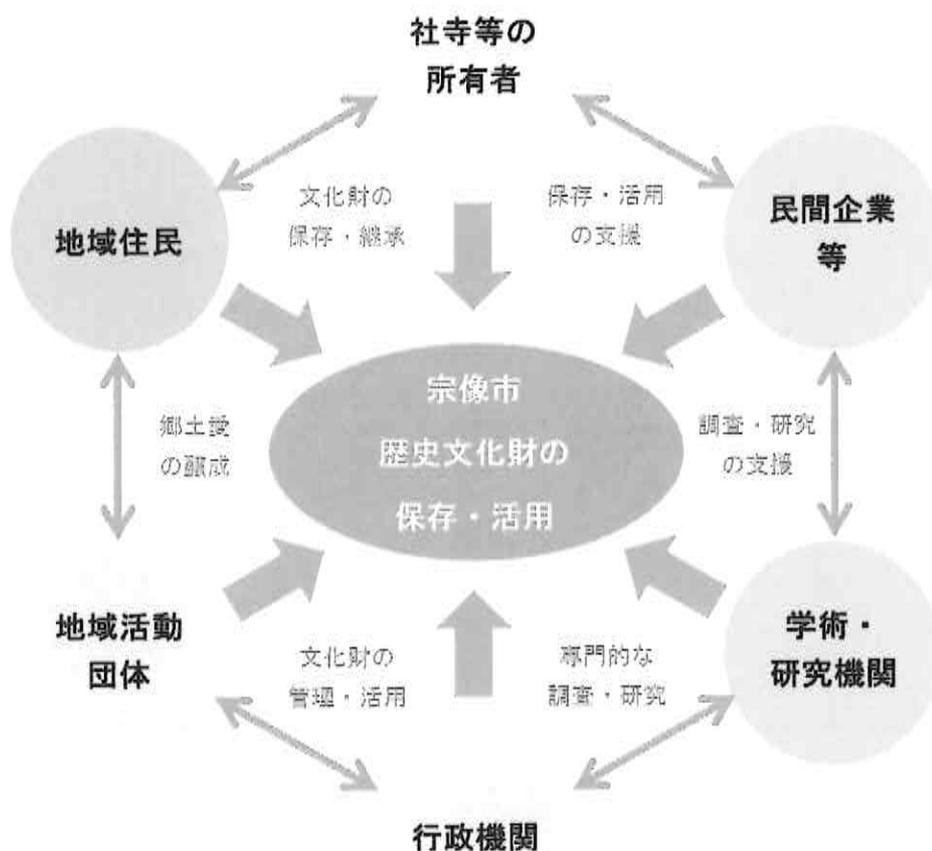
本計画の関連計画にもあるとおり、庁内では観光分野や都市計画分野、教育分野など、庁内の様々な部局で歴史文化遺産の保存活用が進められています。今後、さらに歴史文化遺産の保存活用を推進していくためには、これら関連課との連携強化や協力体制の構築が必要です。

3) 地域との協働

歴史文化遺産の所有者や地域住民が歴史文化遺産に一番近い存在であり、これらを保存する主体となるものです。また、市内に多数存在するボランティアや団体、各地域のコミュニティ運営協議会なども歴史文化遺産の保存に大きな役割を果たしています。今後は、所有者や地域住民との情報交換の機会の創出などにより、行政と地域のより身近な関係を構築し、協働による歴史文化遺産の保存活用を推進し、地域が主体となって歴史文化遺産を見守っていく姿を目指します。

4) 専門家との協力関係

歴史文化遺産の保存活用には、各分野の専門家の協力も欠かせません。文化財保存活用地域計画協議会や文化財保護審議会委員などの専門家と関係を築き、協力を得ることでそれぞれの事業をより効果的なものにしていきます。



3. 歴史文化遺産の保存と活用に関する措置

ここでは、基本方針を基に計画実施期間に取り組むべき事業項目を示します。

調査研究に関する事業一覧

基本方針	基本方針との対応	地域計画に基づき実施する事業 (太字は新規事業)		対象
1) 幅広い分野の調査研究の推進 2) 資料の収集・整理	1)	むなかた遺産調査研究事業	市内の歴史文化財の調査研究	未指定の歴史文化遺産
	1)	指定文化財等調査研究事業	指定候補の歴史文化遺産の専門調査と埋蔵文化財発掘調査	指定候補の歴史文化遺産・埋蔵文化財
	1)	世界遺産調査研究事業	世界遺産の調査研究	世界遺産
	2)	新修宗像市史編さん事業	新修宗像市史編さんに関する調査研究	全ての歴史文化財
	2)	情報収集整理事業	調査成果・刊行物等の収集と整理	全ての歴史文化財

保存に関する事業一覧

基本方針	基本方針との対応	地域計画に基づき実施する事業 (太字は新規事業)	対象	
1) 指定文化財等の推進	3)	むなかた遺産保存事業	未指定の 歴史文化遺産	
2) 指定文化財等の保存	3)			顕彰制度、緩やかな保護制度の検討
3) 未指定等の歴史文化遺産の保存	3)			技術支援
4) 人材育成や技術支援	4)			公的財産支援の検討や民間資本の活用
5) 防災・防犯の取組みの強化	5)			人材育成
6) 埋蔵文化財における適切な事前協議と発掘調査	1)	指定文化財等保存事業	指定文化財	
7) 収蔵施設の適切な維持管理	2)			文化財の指定・登録
8) 周辺環境の保全	2)			技術支援
	2)			公的財産支援と民間資本の活用
	4)			保存活用計画の策定と運用
	5)			人材育成
	5)			防災・防犯の取組み
	7)			災害等発生時の初期体制の整備
		維持管理・新たな収蔵空間の確保・収蔵基準の明確化・収蔵施設の一元化の検討	収蔵品	
	2)	世界遺産保存事業	世界遺産	
	2)			モニタリング・保全活動
	2)			関連計画作成
	2)	国宝台帳の完備・更新		
	8)	周辺環境保全事業	歴史文化財をとりまく周辺環境	
		保全活動・条例による歴史文化財周辺の景観・環境の保全		

活用に関する事業一覧

基本方針	基本方針との対応	地域計画に基づき実施する事業 (太字は新規事業)	対象	
1) 観光振興や地域活性化など新たな視点による活用の推進	1)	むなかた遺産総合活用事業	歴史文化財ものがたり事業	全ての 歴史文化遺産
	2)3)		海の道むなかた館の管理・企画運営	
	4)		海の道むなかた館と地域のネットワーク形成	
	4)		活用事業(展示会・講座)	
	4)		郷土関係文献・刊行物等の公開	
	5)		SNS・HP・むなかた電子博物館・市・コミュニティ広報誌の活用	
2) 多様なニーズや個々の理解への配慮	4)	指定文化財等活用事業	田熊石畑遺跡歴史公園の管理・企画運営	指定文化財
3) 歴史拠点施設の機能強化と地域とのネットワーク形成	4)		整備・公開事業(田熊石畑遺跡・桜京古墳・田野瀬戸古墳)	
4) 整備・公開事業の実施	6)	世界遺産活用事業	デジタルアーカイブ事業	世界遺産
5) 戦略的情報発信	2)6)		世界遺産学習	
6) 保存へつながる活用の取組み	7)	環境整備事業	歴史文化財周辺環境の整備	全ての 歴史文化財
7) 環境整備				

推進体制に関する事業一覧

基本方針	基本方針との対応	地域計画に基づき実施する事業 (太字は新規事業)		調査研究・保存・活用との関わり
1)文化財専門職のマネジメント能力の向上 2)庁内連携 3)地域との協働 4)専門家との協力関係	1)	保存活用推進体制整備事業	文化財専門職員のマネジメント能力向上	調査研究・保存・活用
	2)		庁内推進委員会の運営	調査研究・保存・活用
	3)		指定文化財所有者との情報共有・コミュニケーション機会の創出	調査研究・保存・活用
	3)		ボランティアや団体との情報共有・コミュニケーション機会の創出	調査研究・保存・活用
	3)		所有者や地域住民との協働による事業	調査研究・保存・活用
	3)		地域で見守る体制づくり	保存
	4)		文化財保存活用地域計画協議会運営	調査研究・保存・活用
	4)		文化財保護審議会運営	調査研究・保存・活用

(1) 調査研究事業

調査研究事業 1				対象		
むなかた遺産調査研究事業				未指定の歴史文化遺産		
事業の考え方						
○宗像市の歴史文化遺産について、全体像を把握し、魅力や価値を明らかにするため、幅広い分野の調査研究に計画を立て継続的に取り組みます。						
事業内容						
○建築・美術・民俗・植物・動物など各分野の総合調査						
○個別の専門調査						
○上記に係る調査報告書の刊行						
実施主体とスケジュール						
事業主体				スケジュール		
地域団体	所有者	専門家	行政	短期(~3年)	中期(~6年)	長期(~10年)
○	○	○	◎	新規		

調査研究事業 2				対象		
指定文化財等調査研究事業				指定候補の歴史文化遺産・埋蔵文化財		
事業の考え方						
○むなかた遺産調査研究事業の中で把握した歴史文化遺産の中から、指定候補となったものについて、詳細な専門調査を実施します。						
○埋蔵文化財の発掘調査等を実施します。						
事業内容						
○指定候補となった歴史文化遺産の専門調査						
○埋蔵文化財の発掘調査等						
○上記に係る調査報告書の刊行						
実施主体とスケジュール						
事業主体				スケジュール		
地域団体	所有者	専門家	行政	短期(~3年)	中期(~6年)	長期(~10年)
	○	◎	◎			

調査研究事業 3				対象		
世界遺産調査研究事業				世界遺産		
考え方						
○世界遺産の価値をより一層高めるため、多角的な視点から研究調査を実施します。						
事業内容						
○世界遺産に関する調査研究の実施 ○『沖ノ島研究』などの調査研究報告書の刊行						
実施主体とスケジュール						
事業主体				スケジュール		
地域団体	所有者	専門家	行政	短期(~3年)	中期(~6年)	長期(~10年)
	○	◎	◎			

調査研究事業 4				対象		
新修宗像市史編さん事業				全ての歴史文化遺産		
考え方						
○市民に対し郷への愛着心や誇りを育むとともに、今後の魅力あるまちづくりや文化の向上に資するため、新修宗像市史の編さんを実施します。						
事業内容						
○史資料の収集と調査研究 ○『新修宗像市史』の刊行						
実施主体とスケジュール						
事業主体				スケジュール		
地域団体				所有者		
地域団体	所有者	専門家	行政	短期(~3年)	中期(~6年)	長期(~10年)
		○	○			

調査研究事業 5				対象		
情報収集整理事業				全ての歴史文化遺産		
考え方						
○調査研究を推進する上で基礎となる歴史文化遺産に関する調査研究資料について収集や整理を継続的に行い、情報を蓄積していきます。						
事業内容						
○調査成果や刊行物の収集 ○台帳化・デジタル化などの整理						
実施主体とスケジュール						
事業主体				スケジュール		
地域団体	所有者	専門家	行政	短期(~3年)	中期(~6年)	長期(~10年)
	○	○	◎		新規	

(2) 保存事業

保存事業 1		対象					
むなかた遺産保存事業		未指定の歴史文化遺産					
考え方							
<p>○技術支援を行います。</p> <p>○顕彰制度や緩やかな保護制度の検討など、新たな保存の方策を検討します。</p> <p>○資金不足や人材不足により失われることがないようにします。</p> <p>○やむを得ず失われてしまう可能性があるものは記録保存を実施します。</p> <p>○防災・防犯の意識を向上させます。</p>							
事業内容							
<p>1. 相談や助言などの技術支援</p> <p>2. 市民遺産や市登録文化財の検討</p> <p>3. 補助金等公的支援の検討やクラウドファンディングなどの民間資本の活用</p> <p>4. 人材育成</p> <p>5. 映像撮影等による記録作成</p> <p>6. 防災・防犯に関する啓発活動</p>							
実施主体とスケジュール							
内容	事業主体				スケジュール		
	地域 団体	所有者	専門家	行政	短期 (～3年)	中期 (～6年)	長期 (～10年)
1. 技術支援(相談・助言)		◎	◎	◎			
2. 市民遺産・市登録文化財 の検討		◎	○	◎		新規	
3. 公的財産支援の検討や 民間資本の活用		◎	○	◎		新規	
4. 人材育成		◎	◎	◎	新規		
5. 映像撮影等による記録作 成	○	◎	○	◎	新規		
6. 防災・防犯の啓発活動	◎	◎	○	◎	新規		

保存事業 2		対象					
指定文化財等保存事業		指定文化財・收藏品					
考え方							
<p>○文化財指定等を推進します</p> <p>○技術支援を行います。</p> <p>○資金不足や人材不足により失われることがないようにします。</p> <p>○指定文化財等の保存活用計画の策定を推進します。</p> <p>○防災・防犯の取組みを強化します。</p> <p>○収蔵施設の適切な維持管理に努めます。</p>							
事業内容							
<p>1. 文化財の指定・登録</p> <p>2. 相談や助言などの技術支援</p> <p>3. 補助金などの公的支援やクラウドファンディングなどの民間資本の活用</p> <p>4. 人材育成</p> <p>5. 保存活用計画の策定と運用</p> <p>6. 広報活動や定期的な訓練や設備の整備、防災計画の策定</p> <p>7. 収蔵施設の維持管理、収蔵計画や受入れ基準の作成、収蔵施設の一元化の検討</p>							
実施主体とスケジュール							
内容	事業主体				スケジュール		
	地域 団体	所有者	専門家	行政	短期 (~3年)	中期 (~6年)	長期 (~10年)
1. 文化財の指定・登録		○	◎	◎			
2. 技術支援(相談・助言)		◎	◎	◎			
3. 公的財産支援の検討や 民間資本の活用		◎	○	◎			
4. 保存活用計画の策定と 運用	○	◎	○	◎	新規		
5. 人材育成		◎	◎	◎			
6. 広報活動や定期的な練 や設備の整備、防災計 画の策定	◎	◎	○	◎	新規		
7. 収蔵施設の維持管理、 収蔵計画や受け入れ基 準の作成、収蔵施設の 一元化の検討		◎		◎			

基本方針（２） 次世代への確実な継承				施策③ 世界遺産保存事業			
①目的							
<ul style="list-style-type: none"> ●保存 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な保存・保全（計画策定等の推進など）を行うことを目的とします。 ・公的財政支援（補助金）や民間資本を活用します。 ・人材育成・技術的支援（相談・助言）を行います。 ●防災・防犯 <ul style="list-style-type: none"> ・防災・防犯の取り組み強化を行うことを目的とします。 ●施設 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理を行うことを目的とします。 							
②取り組み方針及び取り組み内容							
<ul style="list-style-type: none"> ●モニタリング・保全活動（見回り・清掃）を行います。 ●関連計画を策定します（世界遺産を活用した街づくり計画等）。 ●国宝台帳の完備・更新を行います。 							
③実施主体とスケジュール							
取り組み内容	事業主体				スケジュール		
	地域 団体	所有者	専門家	行政	短期（～3 年）	中期（～6 年）	長期（～ 10年）
モニタリング・保全活動の 実施	◎	◎	○	◎	継続		
関連計画の策定（世界遺 産を活用した街づくり計 画等）		○	○	◎	新規		
国宝台帳の完備・更新		◎		◎	継続		

基本方針（２） 次世代への確実な継承				施策④ 周辺環境保存・保全事業			
①目的							
<ul style="list-style-type: none"> ●保存 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な保存・保全（計画策定等の推進など）を行うことを目的とします。 ・公的財政支援（補助金）や民間資本を活用します。 ・人材育成・技術的支援（相談・助言）を行います。 ●防災・防犯 <ul style="list-style-type: none"> ・防災・防犯の取り組み強化を行うことを目的とします。 ●施設 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理を行うことを目的とします。 							
②取り組み方針及び取り組み内容							
●全ての歴史文化財を対象として、保存・保全活動や条例による指導等により歴史文化財周辺の景観・環境の保存・保全に取り組みます。							
③実施主体とスケジュール							
取り組み内容	事業主体				スケジュール		
	地域 団体	所有者	専門家	行政	短期（～3 年）	中期（～6 年）	長期（～ 10年）
歴史文化財周辺環境の保存・保全	◎	◎	○	◎	継続		

(3) 活用事業

基本方針(3) 価値の共有と情報発信				施策① むなかた遺産総合活用事業			
①目的							
<p>●活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての歴史文化財を対象として、歴史的価値の保存・保全を前提とした活用(整備)を行うことを目的とします。 ・保存へとつながる活用(保存意識の醸成・後継者育成)を行います。 ・ストーリー性を持たせた「点」から「面」によるむなかた遺産を活用します。 ・最新の調査成果を反映します。 ・観光振興(周遊性の向上)や地域活性化の視点を持ちます。 ・戦略的な情報発信を行います(地域密着型:市やコミュニティ広報誌、来訪者向け: SNSやHP)。 ・多様なニーズや個々の理解レベルに配慮します。 							
②取り組み方針及び取り組み内容							
<ul style="list-style-type: none"> ●歴史文化財ものがたり事業(四塚にまつわる河童伝説など)を行います。 ●SNS・HP・むなかた電子博物館・市・コミュニティ広報誌を活用します。 ●海の道むなかた館の管理・運営を行います(展示リニューアル)。 ●海の道むなかた館と地域のネットワークを形成します(ツーリズム・コミュニティ展示)。 ●郷土関係文献・刊行誌等を公開します(郷土資料室とHPでの文献検索)。 ●活用事業(ふるさと学習・むなかた歴史クラブ・ルックルック講座)を行います。 							
③実施主体とスケジュール							
取り組み内容	事業主体				スケジュール		
	地域 団体	所有者	専門家	行政	短期(～3 年)	中期(～6 年)	長期(～ 10年)
歴史文化財ものがたり事業	○	○	○	◎	新規		
SNS・HP・むなかた電子博物館・市・コミュニティ広報誌の活用	◎	○		◎	継続		
海の道むなかた館の管理・運営(展示リニューアル)				◎	継続		

海の道むなかた館と地域のネットワーク形成（ツーリズム・コミュニティ形成）	◎	○		◎	新規		
郷土関係文献・刊行物等の公開（郷土資料室とHPでの文献検索）				◎		新規	
活用事業（ふるさと学習・むなかた歴史クラブ・ルックルック学習）	◎			◎	継続		

基本方針（3） 価値の共有と情報発信				施策② 指定文化財等活用事業			
①目的							
<p>●活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定文化財を対象として、歴史的価値の保存・保全を前提とした活用（整備）を行うことを目的とします。 保存へとつながる活用（保存意識の醸成・後継者育成）を行います。 ストーリー性を持たせた「点」から「面」によるむなかた遺産を活用します。 最新の調査成果を反映します。 観光振興（周遊性の向上）や地域活性化の視点を持ちます。 戦略的な情報発信を行います（地域密着型：市やコミュニティ広報誌、来訪者向け；SNSやHP）。 多様なニーズや個々の理解レベルに配慮します。 							
②取り組み方針及び取り組み内容							
<ul style="list-style-type: none"> ●整備・公開事業（田熊石畑遺跡・桜京古墳・田野瀬戸古墳）を行います。 ●田熊石畑遺跡歴史公園の管理・運営（田熊石畑遺跡村づくりの会）を行います。 							
③実施主体とスケジュール							
取り組み内容	事業主体				スケジュール		
	地域 団体	所有者	専門家	行政	短期（～3 年）	中期（～6 年）	長期（～ 10年）
整備・公開事業（田熊石畑遺跡・桜京古墳・田野瀬戸古墳）	◎	◎	◎	◎	継続		

田熊石畑遺跡歴史公園の管理・運営（田熊石畑遺跡村づくりの会）	◎			○	継続		
--------------------------------	---	--	--	---	----	--	--

基本方針（3） 価値の共有と情報発信	施策③ 世界遺産活用事業
-----------------------	-----------------

①目的

●活用

- ・世界遺産を対象として、歴史的価値の保存・保全を前提とした活用（整備）を行うことを目的とします。
- ・保存へとつながる活用（保存意識の醸成・後継者育成）を行います。
- ・ストーリー性を持たせた「点」から「面」によるむなかた遺産を活用します。
- ・最新の調査成果を反映します。
- ・観光振興（周遊性の向上）や地域活性化の視点を持ちます。
- ・戦略的な情報発信を行います（地域密着型：市やコミュニティ広報誌、来訪者向け：SNSやHP）。
- ・多様なニーズや個々の理解レベルに配慮します。

②取り組み方針及び取り組み内容

- デジタルアーカイブ事業を行います。
- 世界遺産の学習を推進します。

③実施主体とスケジュール

取り組み内容	事業主体				スケジュール		
	地域団体	所有者	専門家	行政	短期（～3年）	中期（～6年）	長期（～10年）
デジタルアーカイブ事業		○	○	◎	継続		
世界遺産学習	○			◎	継続		

基本方針（3） 価値の共有と情報発信	施策④ 周辺環境活用事業
-----------------------	-----------------

①目的

●活用

- ・全ての歴史文化財を対象として、歴史的価値の保存・保全を前提とした活用（整備）を行うことを目的とします。

- ・保存へとつながる活用（保存意識の醸成・後継者育成）を行います。
- ・ストーリー性を持たせた「点」から「面」によるむなかた遺産を活用します。
- ・最新の調査成果を反映します。
- ・観光振興（周遊性の向上）や地域活性化の視点を持ちます。
- ・戦略的な情報発信を行います（地域密着型：市やコミュニティ広報誌、来訪者向け：SNSやHP）。
- ・多様なニーズや個々の理解レベルに配慮します。

②取り組み方針及び取り組み内容

- 歴史文化財周辺の景観・環境を整備します（修景事業など）。

③実施主体とスケジュール

取り組み内容	事業主体				スケジュール		
	地域 団体	所有者	専門家	行政	短期（～3 年）	中期（～6 年）	長期（～ 10年）
歴史文化財周辺の景観・環境の整備（修景事業など）	◎	◎	○	◎	継続		

(3) 推進体制事業

基本方針(4) 協働による推進体制				施策① 保存活用推進体制整備事業			
①目的							
<ul style="list-style-type: none"> ●推進体制 ・全ての歴史文化財を対象として、多様な分野に対応可能な職員の総合的マネジメント能力を向上することを目的とします。 ・幅広い人材の確保・育成と各専門家とのネットワークの構築を行います。 ・行政と地域の役割を明確にし、市民協働による保存活用を推進します。 ・地域で歴史文化財を見守る体制を整備します。 ・関わる人々との連携強化や協力関係の構築、情報交換機会を創出します。 							
②取り組み方針及び取り組み内容							
<ul style="list-style-type: none"> ●地域や関係者との協働・連携体制を整備します。 ●庁内推進委員会を運営します。 ●人材育成（担い手・後継者・語り部など）を推進します。 ●文化財専門職員のマネジメント能力向上（専門研修など）を図ります。 ●文化財保護審議会を運営します。 ●地域で見守る体制（文化財保護指導委員の設置など）を整備します。 ●指定文化財所有者との情報共有・コミュニケーション機会の創出を行います。 ●災害等発生時の体制（初期対応・連絡・外部支援受け入れ）を整備します。 ●文化財保存活用地域計画協議会を運営します。 ●活用団体との情報共有・コミュニケーション機会の創出を行います。 							
③実施主体とスケジュール							
取り組み内容	事業主体				スケジュール		
	地域 団体	所有者	専門家	行政	短期（～3 年）	中期（～6 年）	長期（～ 10年）
地域や関係者との協働・ 連携による体制整備	◎	◎	◎	◎	新規		
庁内推進委員会の運営	◎	◎	◎	◎	新規		
人材育成（担い手・後継 者・語り部など）	◎	◎	◎	◎	新規		
文化財専門職員のマネジメ ント能力向上（専門研修な ど）			○	◎	継続		

文化財保護審議会の運営			◎	◎	継続		
地域で見守る体制の整備 (文化財保護指導委員の 設置など)	◎			◎		新規	
指定文化財所有者との情 報共有・コミュニケーション 機会の創出		◎		◎		新規	
災害発生時の体制整備 (初期対応・連絡・外部 支援受け入れ)	○	◎	○	◎		新規	
文化財保存活用地域計画協 議会の運営	◎	◎	◎	◎	継続		
活用団体との情報共有・ コミュニケーション機 会の創出	◎			◎		新規	

4. 関連歴史文化財群に関する措置

関連歴史文化財群の課題と措置に関する事項についてまとめたものが、下記の表になります。

表 関連文化財群の課題と措置

関連歴史文化財群	歴史文化遺産	課題	措置
宗像一族の痕跡 (世界遺産関連)	沖ノ島、宗像君徳善、尼子娘 新原・奴山古墳群、宮地嶽古 墳、宗像大宮司家、増福院、 菊姫、白山城、城山、許斐山 神宝館、宗像文書、宗像大社 辺津宮本殿、拝殿、阿弥陀経 石、石像狛犬、色定法師一筆 一切経など		
四塚連山 ～むなかたのシンボ ル～	修験道、金山、山城、縦走、 国境、平家伝説、金ひきうす、 平笠塔婆など		

むなかたの道	曾畑式上器、大陸系遺物、対外交渉、沖ノ島、武丸大上げ遺跡、唐津街道、朝鮮出兵のみち、赤間宿、海女の用具 玄界灘の漁労具、釣川など		
宗像の平家伝説	平知盛の墓(ひらとも様)、赤間陵厳寺蔦神社、二位の尼生目神社、上八日明八幡社の平景清、宗像神社阿弥陀仏經石にまつわる平重盛や船大将許斐妙典の話、旧勝島漁民の平家末裔伝承、吉留の平家塚(平国政、二位の尼)、平信盛笠塔婆		
釣川と人々の営み			
浦・里・まちの暮らし			
信仰の継承 (一部世界遺産関連)			

5. 文化財保存活用区域に関する措置

本市の歴史文化財保存活用区域の維持向上にあたっては、歴史的風致維持向上計画の重点区域と一致することから、同計画の「歴史的建造物の保存・活用」、「歴史的建造物を取り巻く環境の保全・再生」、「歴史や伝統を反映した活動の支援・継承」、「歴史文化資産の調査研究と普及啓発」、「歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興」の5つの方針に基づき、歴史的風致の維持向上のための取組み及び本市固有の維持向上すべき歴史的風致の魅力に、一層の磨きをかけていくための取組みの拡充を図ります。

歴史的風致維持向上施設の整備と管理に関する各種事業については、歴史文化財保存活用区域を構成し、かつその維持向上に寄与するものとし、地域住民の活動状況等を十分に把握した上で、周囲の歴史的、文化的景観との調和を図りながら進める。特に、史跡や文化財に指定されている場合には、関係法令を遵守しつつ、必要に応じて「宗像市文化財保護審議会」の意見を聴いて行うものとするものとし、市民や来訪者が本市の歴史的風致をより身近に感じられるよう整備を行うことで歴史的風致の維持向上を図ります。

また、整備を行った歴史的風致維持向上施設は、施設の魅力と価値を発信させることにより、本市の歴史的風致を地域住民や来訪者が身近に感じることで、歴史的風致の維持向上を図るものとします。

管理にあたっては、国、県及び市の関係部局が相互に連携し、適切な役割分担のもとで、今後も適切に維持管理を行うとともに、文化財保護法のほか、景観法、市条例等に基づいた維持管理を確実に進めます。

さらに、歴史的風致維持向上施設については、施設の管理者や関係課、行政機関等と十分な協議や調整の上、市民や市民団体等の協力のもと、官民一体となった維持管理体制を構築し、今後も適切に管理するとともに、これらの施設の特性を活かした積極的な活用を進めます。

なお、今後も発掘調査や史料調査等を継続的に行い、価値が明らかになったものについては、関係機関との協議の上、復原や整備等を推進し、歴史的風致の維持向上を図っていきます。

このような基本的な考え方にに基づき、歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事業を推進します。

歴史文化財の調査研究と普及啓発に関する事業			
内容			
本市固有の歴史文化財の調査研究や、市民が歴史文化財保存活用区域を構成する建造物や活動等への理解を深め、誇りと愛着を持つための普及啓発を図ります。このため、市民や来訪者が各種情報を入手できる場や機会の創出を進め、歴史文化財についてわかりやすく解説しながら情報発信します。			
取り組み内容	スケジュール		
	短期（～3年）	中期（～6年）	長期（～10年）
①歴史文化財ガイダンス拠点整備事業	継続		
②歴史文化財普及啓発事業	継続		

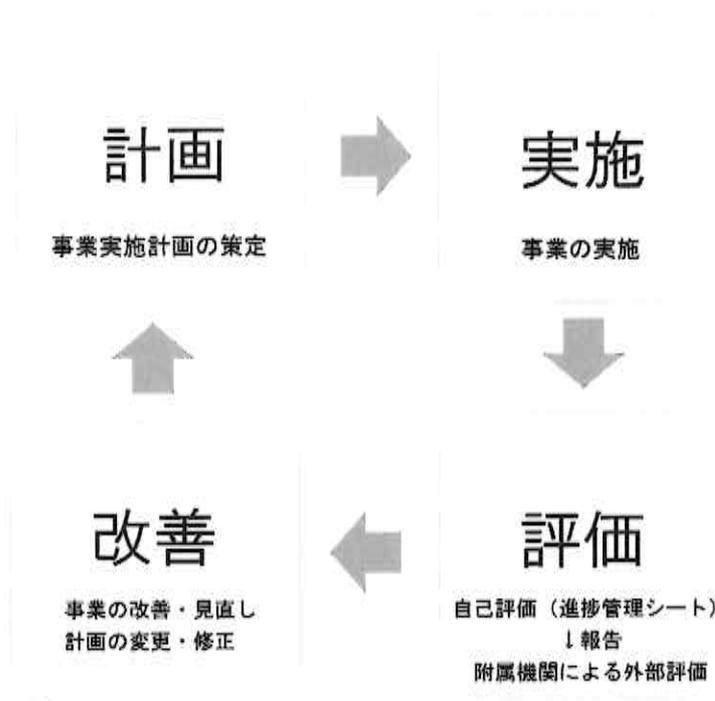
歴史文化財を活かした地域活性化や観光振興に関する事業			
内容			
世界遺産構成資産の活用や、まちなかに点在する歴史文化財の周遊ルートの形成により、サインや案内板、滞留拠点施設の充実を図り、アクセス道路や駐車場を整備して快適に周遊、散策できるように回遊性を高めるとともに、着地型観光に向けた受入環境の整備を促進します。また、これら歴史文化財を保存するとともに、再編集し物語化するなどのさらなる価値付けや魅力づくりを通じて、これらに磨きをかけ、地域活性化を図ります。			
取り組み内容	スケジュール		
	短期（～3年）	中期（～6年）	長期（～10年）
③観光拠点整備事業	継続		
④観光受入環境整備事業	継続		
⑤地域活性化支援事業	継続		

第7章 計画の進捗管理と評価の方法

1. 進捗管理と評価の方法

本計画の進捗管理と評価にあたっては、計画や各事業について計画（Plan）実施（Do）評価（Check）改善（Act）からなる PCDA サイクルによる継続的改善を図り、本計画に掲げる将来像の実現に努めます。

図事業実施サイクル



2. 計画

本計画に基づく事業の実施のうち、市の予算を投じる必要があるものについては、事業実施の前年度までに、実施計画を策定し事業実施の可否を仰ぎます。実施計画の策定においては、事業の目的、手段などを明確にし、その年々の経営方針や財政状況、行財政改革を考慮します。事業評価に用いる指数については、事業実施前に明らかにしておく必要があり、これについては、「政策評価の実施に関するガイドライン（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）」等を参考に設定します。また、市の予算を投じる必要がない事業についても、上記と同様の取り組みを行い、事前に関わる人々と十分な協議を行います。

3. 実施

調査研究・保存・活用・推進体制の各事業の実施については、文化財部局だけでなく、庁内関連課や市民、専門家などが交互に関わり合いながら、それぞれの立場や役割を活かし、連携・協働・協力により事業を推進します。また、文化財部局は事業実施当該年度において必要に応じ事業実施過程などの報告を求め、事業の進捗管理を行います。

4. 評価

実施事業については、実施後に事業を行った機関や団体及び組織に事業の直接的な評価に関わる参加者数等の数値や事業の結果生じた成果などの報告を求め、文化財部局が取りまとめて、毎年、成果や課題点を明らかにした進捗管理シートを作成するなどし、自己評価や本計画全体の進捗管理を行い、関わる人々と共有します。報告を受けた数値や成果などは、総合計画の掲げる施策「歴史文化の保存と活用」の点検・評価や決算報告書や教育委員会事業報告書に反映させます。

本計画に関わる事業や本計画の進捗については、単年度ごとに附属機関である「宗像市文化財保存活用地域計画協議会」と「宗像市文化財保護審議会」に報告を行い、それぞれに意見を求めます。

計画に基づき実施する事業については、単年度だけでは評価できない事業もあるため、中長期的視点による評価も取り入れます。計画期間の5年が経過した時点で、計画の進捗などの中間評価を行い、後期の事業実施に向けより効果が得られるように努めます。さらに、計画期間の終了時には、10年間の総括評価を行い、次期計画立案等の参考にします。

5. 改善

自己評価や外部評価により、問題や課題が明らかになった事業については、適宜、関わる人々と十分な協議によって、より効果が得られるよう改善や見直しを行います。

また、歴史文化遺産を取り巻く社会環境が大きく変化し、また想定外の災害の発生などの自然環境の変化により、保存活用について問題が生じた場合や、本計画の進捗に変化が生じた場合には、柔軟に本計画の変更や修正を行います。計画

の変更や修正が生じた場合には、その理由や内容などについて「宗像市文化財保存活用地域計画協議会」に諮った上で、必要な措置を講じます。